

第547回 広島地方最低賃金審議会 別冊資料目次

- 別冊No.1 標準生計費
- 別冊No.2 消費者物価指数(総合)
- 別冊No.3 -1 性別賃金、対前年増減率の推移(産業計、企業規模計)
- 別冊No.3 -2 短時間労働者(女性)の所定内給与額の推移
- 別冊No.4 -1 賃金額の推移(事業所規模5人以上)
【現金給与総額】・【定期給与額】
- 別冊No.4 -2 賃金額の推移(事業所規模30人以上)
【現金給与総額】・【定期給与額】
- 別冊No.5 新規学卒者の初任給の推移(産業計、企業規模10人以上)
- 別冊No.6 雇用情勢(一般)
- 別冊No.7 春季賃金引上げ妥結状況(令和5年)
- 別冊No.8 労働経済関係指標
- 別冊No.9 -1 広島県の金融経済月報(令和5年6月7日)
- 別冊No.9 -2 広島県の主要金融指標(令和5年6月7日)
- 別冊No.10 法人企業景気予測調査(令和5年6月13日)
- 別冊No.11 広島県経済の動向(令和5年6月15日)
- 別冊No.12 令和4年賃金構造基本統計調査の概況
- 別冊No.13 管内の雇用情勢(令和5年4月分)
- 別冊No.14 -1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者
への支援施策紹介マニュアル
- 別冊No.14 -2 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者
への支援施策
- 別冊No.15 経済財政運営と改革の基本方針2023抜粋(令和5年6月16日閣議決定)
- 別冊No.16 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版抜粋
(令和5年6月16日閣議決定)

標準生計費

別冊資料No.1

(1) 単身勤労者標準生計費の推移

[各年4月] [単位：円]

区分 費用	全 国					広 島 市				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
食料費	25,490	26,020	24,360	30,060	31,020	26,033	28,018	25,425	29,613	30,512
住居関係費	47,720	48,300	49,360	44,700	44,710	59,808	58,597	48,533	37,561	41,916
被服・履物費	2,580	2,430	1,130	5,160	5,780	2,187	2,384	1,018	5,193	5,853
雑費 I	32,860	35,120	28,830	23,600	22,620	32,980	29,899	24,264	18,447	15,696
雑費 II	8,280	8,320	6,930	11,200	10,350	5,186	5,656	5,451	9,044	9,973
合 計	116,930	120,190	110,610	114,720	114,480	126,194	124,554	104,691	99,858	103,950

(注) 1 各費用と家計調査大分類項目との対応関係は、次のとおり。

- 食料費 食料
- 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 被服及び履物
- 雑費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 資料出所 人事院・広島県人事委員会

(2) 世帯人員別標準生計費（令和4年4月現在）

世帯人員 費用	全 国					広 島 市				
	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,020	39,320	50,360	61,390	72,430	30,512	38,675	49,534	60,384	71,243
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240	41,916	74,343	59,324	44,304	29,285
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740	5,853	4,037	6,318	8,598	10,879
雑費 I	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030	15,696	25,806	37,105	48,404	59,694
雑費 II	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950	9,973	18,432	21,908	25,378	28,854
合 計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390	103,950	161,293	174,189	187,068	199,955

※1 世帯人員1人欄の額は、単身勤労者世帯の額。

2 資料出所 人事院・広島県人事委員会

消費者物価指数（総合）

年 月	全 国		広 島 市		福 山 市		
		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）	
平成30年	101.3	1.0	101.2	0.8	101.0	0.6	
平成31年 （令和元年）	100.0	0.5	99.8	0.1	99.9	0.6	
令和2年	100.0	0.0	100.0	0.2	100.0	0.2	
令和3年	99.8	▲ 0.2	99.6	▲ 0.4	99.5	▲ 0.5	
令和4年	102.3	2.5	102.3	2.7	101.9	2.5	
令和4年	1月	100.3	0.5	99.9	0.2	100.0	0.2
	2月	100.7	0.9	100.2	0.8	100.5	1.0
	3月	101.1	1.2	100.8	1.2	100.9	1.2
	4月	101.5	2.5	101.3	2.2	101.0	2.3
	5月	101.8	2.5	102.2	2.9	101.4	2.3
	6月	101.8	2.4	102.1	2.7	101.4	2.2
	7月	102.3	2.6	102.5	2.9	101.7	2.5
	8月	102.7	3.0	103.0	3.3	102.2	2.7
	9月	103.1	3.0	103.2	3.0	102.8	3.1
	10月	103.7	3.7	104.1	4.4	103.5	3.9
	11月	103.9	3.8	104.1	4.4	103.7	4.0
	12月	104.1	4.0	104.4	4.7	103.7	4.0
令和5年	1月	104.7	4.3	104.9	4.9	104.2	4.2
	2月	104.0	3.3	104.3	4.1	103.2	2.6
	3月	104.4	3.2	104.5	3.7	103.6	2.7
	4月	105.1	3.5	105.1	3.8	104.2	3.1
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						

資料出所 広島県総務局統計課（指数は令和2年を100としたもの）

性別賃金、対前年増減率の推移(産業計、企業規模計)

(企業規模10人以上)

年	男女計				男				女			
	賃金(千円)		対前年比増減率(%)		賃金(千円)		対前年比増減率(%)		賃金(千円)		対前年比増減率(%)	
	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島
23	296.8	281.7	0.2	0.7	328.3	310.1	0.0	0.1	231.9	219.1	1.9	▲ 0.1
24	297.7	285.0	0.3	1.2	329.0	313.5	0.2	1.1	233.1	226.8	0.5	3.5
25	295.7	280.7	▲ 0.7	▲ 1.5	326.0	307.9	▲ 0.9	▲ 1.8	232.6	226.8	▲ 0.2	0.0
26	299.6	283.6	1.3	1.0	329.6	309.3	1.1	0.5	238.0	227.2	2.3	0.2
27	304.0	282.9	1.5	▲ 0.3	335.1	309.5	1.7	0.1	242.0	229.3	1.7	0.9
28	304.0	287.0	0.0	1.4	335.2	311.3	0.0	0.6	244.6	236.0	1.1	2.9
29	304.3	297.6	0.1	3.7	335.2	326.2	0.1	4.8	246.1	239.4	0.6	1.4
30	306.2	298.1	0.6	0.2	337.6	324.1	0.6	▲ 0.6	247.5	246.7	0.6	3.0
1	307.7	301.1	0.5	1.0	338.0	327.3	0.1	1.0	251.0	245.5	1.4	▲ 0.5
2	307.7	294.4	0.6	▲ 2.2	338.8	322.9	0.8	▲ 1.3	251.9	239.2	1.4	▲ 0.5
3	307.4	290.9	▲ 0.1	▲ 1.2	337.2	317.7	▲ 0.5	▲ 1.6	253.6	244.9	0.8	▲ 2.6
4	311.8	296.1	1.4	1.8	342.0	322.3	1.4	1.4	258.9	245.8	2.1	0.4

短時間労働者（女性）の所定内給与額の推移

(企業規模5～9人)

		産業計		製造業		卸売業・小売業		宿泊業、飲食サービス業		サービス業	
		全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島
27年	年齢（歳）	47.9	51.3	53.1	48.4	46.8	55.5	45.6	47.4	54.2	39.2
	勤続年数（年）	8.1	9.1	11.4	10.5	8.7	13.0	6.3	5.7	8.7	1.9
	所定内実労働時間数／日	4.9	4.8	5.2	5.2	4.9	4.1	4.8	4.7	4.9	5.6
	1時間当たり賃金（円）	1,077	1,144	902	1,007	990	1,340	912	919	1,062	806
28年	年齢（歳）	48.2	47.7	52.6	56.8	47.9	54.8	44.3	31.8	53.2	51.2
	勤続年数（年）	7.9	7.4	10.8	12.0	7.9	9.0	6.4	2.9	7.6	8.1
	所定内実労働時間数／日	4.9	4.3	5.2	4.8	5.2	3.9	4.5	4.0	5.0	4.9
	1時間当たり賃金（円）	1,153	1,094	932	889	1,053	1,049	914	1,068	1,027	1,167
29年	年齢（歳）	48.2	45.3	53.2	51.4	48.7	51.3	43.5	43.9	54.6	50.1
	勤続年数（年）	7.8	8.0	11.4	10.6	8.0	5.6	5.4	6.0	10.1	17.3
	所定内実労働時間数／日	4.9	4.5	5.2	5.4	5.1	5.7	4.6	3.7	5.0	4.8
	1時間当たり賃金（円）	1,129	992	949	948	1,079	832	967	899	1,081	926
30年	年齢（歳）	48.7	49.6	54.6	57.5	48.8	52.0	45.5	45.2	52.4	48.5
	勤続年数（年）	7.7	8.1	11.4	12.8	8.0	6.1	5.8	7.4	8.3	7.2
	所定内実労働時間数／日	4.9	4.6	5.3	4.9	5.1	4.5	4.6	4.0	5.3	4.8
	1時間当たり賃金（円）	1,160	1,115	968	878	1,103	1,331	930	919	1,143	1,090
令和元年	年齢（歳）	49.3	50.0	53.7	51.8	48.1	46.6	45.8	51.9	54.8	65.2
	勤続年数（年）	7.8	8.4	10.8	9.0	7.4	6.9	5.9	12.6	9.4	25.9
	所定内実労働時間数／日	4.9	5.2	5.1	5.8	5.2	5.6	4.5	4.6	4.9	4.8
	1時間当たり賃金（円）	1,192	1,126	981	942	1,128	1,184	985	886	1,213	1,209
2年	年齢（歳）	48.2	37.1	53.3	50.2	49.7	49.4	44.9	26.8	54.8	55.2
	勤続年数（年）	7.8	5.6	11.3	12.5	8.5	11.2	6.1	3.2	11.0	6.2
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.2	5.1	4.6	5.2	3.7	4.4	3.8	5.3	3.7
	1時間当たり賃金（円）	1,293	1,091	1,188	1,371	1,156	1,404	1,117	943	1,169	1,027
3年	年齢（歳）	48.5	48.6	55.1	69.3	48.8	47.7	44.5	48.2	55.7	57.9
	勤続年数（年）	8.1	7.8	12.1	19.1	8.3	7.5	6.5	5.4	8.5	5.6
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.6	5.2	5.1	5.0	4.6	4.3	5.1	5.8	4.9
	1時間当たり賃金（円）	1,272	1,255	1,100	1,023	1,185	1,259	1,136	1,053	1,268	1,208
4年	年齢（歳）	48.6	50.6	54.2	62.1	50.6	28.5	42.3	46.7	52.2	50.9
	勤続年数（年）	8.6	9.3	11.8	17.3	9.1	4.1	6.0	8.0	7.9	13.5
	所定内実労働時間数／日	4.8	4.3	5.1	3.9	5.0	5.2	4.3	3.6	5.3	4.4
	1時間当たり賃金（円）	1,319	1,634	1,234	1,048	1,178	1,010	1,117	1,194	1,291	1,071

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

別冊資料No4-1

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	323,547	1.8	318,130	▲ 0.5
令和元年	322,612	▲ 0.3	318,271	0.0
令和2年	318,387	▲ 1.3	314,276	▲ 1.3
令和3年	319,461	0.3	318,616	1.4
令和4年	325,817	2.0	324,870	2.0

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	392,301	3.3	386,118	4.2
令和元年	391,044	▲ 0.3	372,261	▲ 3.6
令和2年	377,584	▲ 3.4	360,918	▲ 3.0
令和3年	384,765	1.9	368,478	2.1
令和4年	391,169	1.7	405,583	10.1

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	286,186	4.2	291,647	5.6
令和元年	282,477	▲ 1.3	273,290	▲ 6.3
令和2年	282,486	0.0	266,285	▲ 2.6
令和3年	288,500	2.1	299,268	12.4
令和4年	293,213	1.7	292,912	▲ 2.1

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	298,176	▲ 0.2	294,274	▲ 0.4
令和元年	298,944	0.3	302,701	2.9
令和2年	299,366	0.1	310,754	2.7
令和3年	296,620	▲ 0.9	299,646	▲ 3.6
令和4年	302,143	1.9	326,412	8.9

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	405,233	4.4	438,125	5.3
令和元年	416,315	2.7	483,160	10.3
令和2年	417,398	0.3	482,318	▲ 0.2
令和3年	416,278	▲ 0.3	488,656	1.3
令和4年	431,562	3.7	437,832	▲ 10.4

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	126,225	▲ 2.7	108,772	▲ 8.0
令和元年	125,083	▲ 0.9	117,217	7.8
令和2年	117,574	▲ 6.0	101,861	▲ 13.1
令和3年	117,182	▲ 0.3	97,343	▲ 4.4
令和4年	128,899	9.9	97,172	▲ 0.2

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	206,667	1.4	174,286	▲ 27.7
令和元年	210,265	1.7	186,477	7.0
令和2年	204,872	▲ 2.6	209,990	12.6
令和3年	207,747	1.4	153,978	▲ 26.7
令和4年	215,857	3.7	181,435	17.8

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	498,227	1.2	435,272	▲ 11.4
令和元年	492,792	▲ 1.1	409,459	▲ 5.9
令和2年	491,153	▲ 0.3	437,098	6.8
令和3年	487,110	▲ 0.8	454,817	4.1
令和4年	498,722	2.3	474,863	4.4

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与+超過労働給与+特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】 別冊資料No4-1

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	264,577	1.3	259,342	▲ 0.8
令和元年	264,216	▲ 0.1	260,062	0.3
令和2年	262,318	▲ 0.7	257,212	▲ 1.1
令和3年	263,739	0.5	260,127	1.1
令和4年	267,461	1.4	265,093	1.9

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	310,681	2.5	305,551	2.6
令和元年	310,282	▲ 0.1	299,456	▲ 2.0
令和2年	303,541	▲ 2.2	291,535	▲ 2.6
令和3年	308,762	1.7	296,957	1.9
令和4年	310,366	0.6	316,487	6.6

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	234,412	3.6	241,663	6.0
令和元年	233,412	▲ 0.4	228,935	▲ 5.3
令和2年	234,197	0.3	219,987	▲ 3.9
令和3年	237,701	1.5	244,390	11.1
令和4年	240,990	1.4	241,773	▲ 1.1

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	251,887	▲ 0.0	244,152	▲ 0.6
令和元年	252,411	0.2	253,750	3.9
令和2年	252,756	0.1	258,528	1.9
令和3年	252,439	▲ 0.1	251,355	▲ 2.8
令和4年	257,422	1.9	277,520	10.4

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】別冊資料No4-1

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	331,331	1.5	343,281	0.5
令和元年	340,515	2.8	372,918	8.6
令和2年	341,554	0.3	381,786	2.4
令和3年	344,665	0.9	382,456	0.2
令和4年	351,927	2.1	351,637	▲ 8.1

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	118,124	▲ 2.5	102,172	▲ 8.0
令和元年	117,472	▲ 0.6	110,638	8.3
令和2年	111,815	▲ 4.8	96,611	▲ 12.7
令和3年	111,424	▲ 0.3	93,242	▲ 3.5
令和4年	121,499	9.0	92,373	▲ 0.9

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	186,392	1.1	160,562	▲ 22.8
令和元年	188,626	1.2	168,344	4.8
令和2年	187,674	▲ 0.5	185,377	10.1
令和3年	192,124	2.4	142,868	▲ 22.9
令和4年	196,302	2.2	167,343	17.1

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	385,684	0.8	380,757	1.8
令和元年	384,100	▲ 0.4	343,856	▲ 9.7
令和2年	383,898	▲ 0.1	300,407	▲ 12.6
令和3年	381,634	▲ 0.6	343,389	14.3
令和4年	384,656	0.8	367,194	6.9

(注)「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	372,162	1.7	359,871	0.8
令和元年	371,507	▲ 0.2	358,668	▲ 0.3
令和2年	365,100	▲ 1.7	349,368	▲ 2.6
令和3年	368,493	0.9	354,409	1.4
令和4年	379,732	3.0	358,876	1.3

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	424,286	2.8	409,197	4.0
令和元年	425,011	0.2	397,437	▲ 2.9
令和2年	407,911	▲ 4.0	392,582	▲ 1.2
令和3年	416,506	2.1	395,625	0.8
令和4年	423,220	1.6	429,848	8.7

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	332,904	9.3	299,275	1.8
令和元年	322,283	▲ 3.2	289,236	15.4
令和2年	326,961	1.5	274,820	▲ 3.4
令和3年	337,754	3.3	298,164	8.5
令和4年	351,508	4.1	284,839	▲ 4.5

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	347,585	▲ 0.1	346,985	3.3
令和元年	350,087	0.7	347,334	0.1
令和2年	347,781	▲ 0.7	349,822	0.7
令和3年	346,942	▲ 0.2	340,427	▲ 2.7
令和4年	351,956	1.4	368,404	8.2

(注)「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	496,526	3.2	507,072	▲ 2.7
令和元年	517,719	4.3	602,230	18.8
令和2年	513,294	▲ 0.9	606,440	0.7
令和3年	510,752	▲ 0.5	615,994	1.6
令和4年	526,411	3.1	605,438	▲ 1.7

6 宿泊業、飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	153,335	▲ 5.8	149,360	0.0
令和元年	151,937	▲ 0.9	164,322	10.0
令和2年	140,221	▲ 7.7	123,832	▲ 24.6
令和3年	136,989	▲ 2.3	112,435	▲ 9.2
令和4年	163,300	19.2	93,849	▲ 16.5

7 生活関連サービス業、娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	222,825	4.0	177,964	1.8
令和元年	220,787	▲ 0.9	157,366	15.4
令和2年	212,136	▲ 3.9	170,130	▲ 3.4
令和3年	216,552	2.1	130,189	▲ 23.5
令和4年	232,982	7.6	147,918	13.6

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
平成30年	532,121	0.0	539,555	▲ 4.9
令和元年	524,181	▲ 1.5	484,825	▲ 10.1
令和2年	517,027	▲ 1.4	473,263	▲ 2.4
令和3年	514,291	▲ 0.5	474,374	0.2
令和4年	524,981	2.1	493,396	4.0

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】 別冊資料№4-2

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	295,944	1.1	288,113	0.4
令和元年	296,123	0.1	289,705	0.6
令和2年	293,056	▲ 1.0	282,376	▲ 2.5
令和3年	296,652	1.2	285,496	1.1
令和4年	303,496	2.3	286,995	0.5

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	328,552	2.1	319,445	2.5
令和元年	329,657	0.3	315,196	▲ 1.3
令和2年	320,411	▲ 2.8	311,674	▲ 1.1
令和3年	327,096	2.1	314,810	1.0
令和4年	328,444	0.4	330,955	5.1

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	260,367	7.0	242,674	15.4
令和元年	257,213	▲ 1.2	242,112	▲ 0.2
令和2年	261,531	1.7	226,972	▲ 6.3
令和3年	268,523	2.7	245,517	8.2
令和4年	278,344	3.7	234,313	▲ 4.6

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	289,651	0.0	284,650	2.3
令和元年	291,725	0.7	291,329	2.3
令和2年	289,938	▲ 0.6	289,604	▲ 0.6
令和3年	290,508	0.2	282,744	▲ 2.4
令和4年	295,185	1.6	310,943	10.0

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】 別冊資料№4-2

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	376,728	▲ 0.5	386,102	▲ 4.8
令和元年	390,025	3.5	439,492	13.8
令和2年	389,671	▲ 0.1	460,405	4.8
令和3年	393,477	1.0	461,322	0.2
令和4年	398,399	1.3	444,773	▲ 3.6

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	139,839	▲ 4.6	136,527	0.9
令和元年	138,262	▲ 1.1	150,609	10.3
令和2年	130,896	▲ 5.3	114,249	▲ 24.1
令和3年	128,646	▲ 1.7	104,818	▲ 8.3
令和4年	150,401	16.9	85,997	▲ 18.0

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	195,290	3.1	160,273	▲ 28.3
令和元年	192,950	▲ 1.2	144,622	▲ 9.8
令和2年	192,107	▲ 0.4	159,510	10.3
令和3年	197,119	2.6	119,753	▲ 24.9
令和4年	205,839	4.4	133,545	11.5

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
平成30年	403,000	▲ 0.0	410,150	▲ 3.1
令和元年	400,485	▲ 0.6	349,424	▲ 14.8
令和2年	396,302	▲ 1.0	358,610	2.6
令和3年	395,394	▲ 0.2	353,251	▲ 1.5
令和4年	398,706	0.8	374,242	5.9

(注) 「定期給与額」は「所定内給与+超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模10人以上）

平成	全 国								広 島 県							
	男				女				男				女			
	高卒	高専・短大卒	大卒	大学院修士修了	高卒	高専・短大卒	大卒	大学院修士修了	高卒	高専・短大卒	大卒	大学院修士修了	高卒	高専・短大卒	大卒	大学院修士修了
24年	160.1	173.0	201.8	225.6	153.6	168.4	196.5	228.4	165.8	176.9	198.4	225.4	153.6	162.2	185.8	211.3
	0.4	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 3.5	1.2	▲ 1.2	▲ 0.7	▲ 3.8	3.4	3.9	▲ 1.2	0.3	4.6	▲ 5.1	▲ 1.8	1.8
25年	158.9	174.2	200.2	227.7	151.3	171.2	195.1	230.0	164.6	170.7	188.2	216.0	153.0	169.1	190.7	187.9
	▲ 0.7	0.7	▲ 0.8	0.9	▲ 1.5	1.7	▲ 0.7	0.7	▲ 0.7	▲ 3.5	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 0.4	4.3	2.6	▲ 11.1
26年	161.3	176.1	202.9	227.7	154.2	172.8	197.2	230.7	165.1	182.6	195.6	216.0	153.3	164.1	187.8	210.6
	1.5	1.1	1.3	0.0	1.9	0.9	1.1	0.3	0.3	7.0	3.9	0.0	0.2	▲ 3.0	▲ 1.5	12.1
27年	163.4	177.3	204.5	228.5	156.2	174.6	198.8	228.5	161.1	169.3	195.2	223.4	153.0	170.8	192.2	228.6
	1.3	0.7	0.8	0.4	1.3	1.0	0.8	▲ 1.0	▲ 2.4	▲ 7.3	▲ 0.2	3.4	▲ 0.2	4.1	2.3	8.5
28年	163.5	179.7	205.9	231.7	157.2	175.2	200.0	229.7	161.3	172.0	201.6	232.4	156.1	170.0	194.3	225.1
	0.1	1.4	0.7	1.4	0.6	0.3	0.6	0.5	0.1	1.6	3.3	4.0	2.0	▲ 0.5	1.1	▲ 1.5
29年	164.2	180.6	207.8	233.6	158.4	178.4	204.1	232.4	168.1	187.7	201.8	227.8	165.4	176.5	193.3	224.8
	0.4	0.5	0.9	0.8	0.8	1.8	2.1	1.2	4.2	9.1	0.1	▲ 2.0	6.0	3.8	▲ 0.5	▲ 0.1
30年	166.6	182.9	210.1	239.9	162.3	180.4	202.6	234.2	164.6	179.2	207.8	244.5	173.3	189.3	200.0	242.8
	1.5	1.3	1.1	2.7	2.5	1.1	▲ 0.7	0.8	▲ 2.1	▲ 4.5	3.0	7.3	4.8	7.3	3.5	8.0
31年 (令和元年)	168.9	184.7	212.8	239.0	164.6	183.4	206.9	238.3	171.8	180.4	211.2	244.0	163.8	187.7	200.8	253.1
	1.4	1.0	1.3	▲ 0.4	1.4	1.7	2.1	1.8	4.4	0.7	1.6	▲ 0.2	▲ 5.5	▲ 0.8	0.4	4.2
2年	179.5	211.6	227.2	254.1	174.6	205.7	224.6	260.1	177.1	204.6	215.9	286.5	164.8	203.3	213.8	271.6
	6.3	14.6	6.8	6.3	6.1	12.2	8.6	9.1	3.1	13.4	2.2	17.4	0.6	8.3	6.5	7.3
3年	181.6	199.8	226.7	254.1	176.3	199.8	223.9	250.9	176.8	202.2	232.0	233.3	163.5	216.2	224.6	217.5
	1.2	▲ 5.6	▲ 0.2	0.0	1.0	▲ 2.9	▲ 0.3	▲ 3.5	▲ 0.2	▲ 1.2	7.5	▲ 18.6	▲ 0.8	3.0	5.1	▲ 19.9
4年	183.4	204.1	229.7	271.9	177.6	201.8	227.2	256.9	179.4	199.2	218.0	270.0	173.4	195.4	223.2	287.8
	1.0	2.2	1.3	7.0	0.7	1.0	1.5	2.4	1.5	▲ 1.5	▲ 6.0	15.7	6.1	▲ 9.6	▲ 0.6	32.3

- 1 令和元年までの初任給額は、所定内給与額から通勤手当を除いたもの、令和2年以降は所定内給与額から通勤手当を含んだものである。
- 2 初任給額は、確定のみの数値で、ベースアップが決まらず未確定のもの等は除く。
- 3 平成17年の調査から大学院修士課程修了の区分を設けた。

なお、大学院修士課程修了者の都道府県別のデータについては、平成21年の調査から集計。

出所：e-stat、賃金構造基本統計調査都道府県別第4表

雇用情勢（一般）

年 月		有 効 求 人 倍 率		完 全 失 業 者 数	
		全 国	広 島 県	全 国	
平成30年度		1.62	2.08	166 (単位万人)	2.4
平成31年度 (令和元年)		1.55	1.96	162	2.4
令和2年度		1.10	1.29	198	2.9
令和3年度		1.16	1.38	191	2.8
令和4年度		1.31	1.57	179	2.6
令 和 4 年	1月	1.20	1.42	185	2.8
	2月	1.21	1.47	180	2.7
	3月	1.22	1.46	180	2.6
	4月	1.24	1.48	188	2.5
	5月	1.25	1.49	191	2.6
	6月	1.27	1.53	186	2.6
	7月	1.28	1.55	176	2.6
	8月	1.31	1.58	177	2.5
	9月	1.32	1.61	187	2.6
	10月	1.34	1.63	178	2.6
	11月	1.35	1.64	165	2.5
	12月	1.36	1.65	158	2.5
令 和 5 年	1月	1.35	1.64	164	2.4
	2月	1.34	1.56	174	2.6
	3月	1.32	1.55	193	2.8
	4月	1.32	1.55		
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				

資料出所： 広島労働局職業安定部職業安定課
総務省統計局

「管内の雇用情勢」

「労働力調査（基本集計）」

(注) 1 「有効求人倍率」は、有効求職者1人当りの有効求人数（求人÷求職）で、季節調整済。

春季賃金引上げ妥結状況（令和5年）

区分	調査対象	令和5年集計			令和4年集計		
		集計組合数 集計組合員数	引上げ額	引上げ率	集計組合数 集計組合員数	引上げ額	引上げ率
連 合	300人未満	3,144組合	8,328円	3.36%	3,078組合	4,857円	1.97%
		308,148人			295,441人		
	300人以上	1,331組合	11,147円	3.69%	1,253組合	6,214円	2.10%
		2,421,580人			2,289,150人		
	全体計	4,475組合	10,807円	3.66%	4,331組合	6,049円	2.09%
		2,729,728人			2,584,591人		
経 団 連	中小企業（従業員数500人未満）	— 組合	— 円	— %	249社	5,219円	1.97%
	大手企業（東証一部上場、従業員数500人以上）	92社	13,110円	3.91%	81社	7,430円	2.27%
厚生労働省	民間主要企業	— 社	— 円	— %	358社	6,898	2.20

資料出所 各団体等の発表による

連合 2023春季生活闘争 第6回回答集計結果	令和5年6月5日付公表結果。 令和4年の数値は令和4年6月3日付公表結果。
経団連 2023春季労使交渉 業種別回答状況 【了承・妥結含】 （加重平均）	中小企業については令和5年 月 日発表。令和4年の数値は令和4年6月 日付第1回集計結果。 大手企業については令和5年5月25日発表。令和4年の妥結額・アップ率は令和5年の集計企業の数値。（同対象比較）
厚生労働省 令和4年民間主要企業春 季賃上げ要求・妥結状況	「民間主要企業」とは資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。 令和4年度集計結果については令和4年月日に発表。

労働経済関係指標(1/4)

広島労働局労働基準部賃金室
令和6年1月10日現在

年 計 又 は 年 月	常用雇用指数 令和2年=100		所 定 外 労 働 時 間 令和2年=100						賃 金 令和2年=100					
	広島県		広島県			広島県			調査産業計－規模5人以上（広島県）					
	調査産業計－規模5人以上		調査産業計－規模5人以上			製造業－規模5人以上			現金給与総額			きまって支給する給与		
	指数	前年比%	時間	指数	前年比%	時間	指数	前年比%	円	指数	前年比%	円	指数	前年比%
平成30年	98.1	1.1	12.1	119.6	▲ 2.3	20.1	133.3	▲ 4.7	318,130	101.2	▲ 0.5	259,342	100.8	▲ 1.3
平成31年 (令和元年)	99.8	1.8	11.9	118.1	▲ 1.3	19.1	126.8	▲ 4.8	318,271	101.2	0.1	260,062	101.1	0.3
令和2年	100.0	0.2	10.1	100.0	▲ 15.3	15.0	100.0	▲ 21.1	314,276	100.0	▲ 1.2	257,212	100.0	▲ 1.1
令和3年	99.9	▲ 0.1	11.0	108.6	8.6	16.1	106.7	6.6	318,616	101.4	1.3	260,127	101.1	1.1
令和4年	101.3	1.4	10.9	107.8	▲ 0.7	15.8	104.8	▲ 1.8	324,870	103.4	2.0	265,093	103.1	2.0
4 1	99.4	0.0	10.6	103.0	▲ 0.7	16.8	99.3	▲ 4.8	268,543	85.1	0.0	259,337	100.9	1.0
2	100.5	0.9	10.7	107.9	▲ 0.6	16.7	111.3	2.9	260,949	83.9	1.5	259,141	101.7	1.8
3	99.9	1.2	11.2	110.9	▲ 4.8	15.8	105.3	▲ 6.8	283,440	89.8	0.1	267,115	103.5	2.8
4	102.0	1.4	11.4	109.9	▲ 4.1	15.6	103.3	▲ 5.1	280,517	88.7	2.9	269,971	104.5	2.8
5	102.4	1.6	10.0	102.0	0.3	12.8	84.8	▲ 7.5	279,916	89.5	6.3	262,306	102.0	3.1
6	102.9	2.4	11.1	107.9	3.1	14.9	98.7	▲ 7.1	416,047	132.6	▲ 1.9	267,480	103.6	3.4
7	102.9	2.5	10.9	106.9	▲ 0.7	16.3	107.9	▲ 2.1	414,439	134.6	5.0	265,711	102.8	1.6
8	102.5	2.5	10.4	102.0	2.2	15.6	103.3	5.2	273,976	87.0	0.0	264,217	102.0	0.9
9	102.5	3.0	10.7	105.0	0.3	15.8	105.3	3.6	272,325	86.3	1.8	263,568	102.0	0.1
10	100.5	0.6	11.3	111.9	3.9	17.3	115.9	16.2	271,834	86.4	2.4	268,071	104.0	1.6
11	100.5	0.5	11.3	111.9	▲ 3.9	16.9	113.2	0.8	305,388	97.4	3.9	272,778	105.4	2.9
12	100.1	0.5	11.5	113.9	▲ 3.1	16.3	109.3	▲ 13.0	561,689	179.1	2.2	268,566	104.2	1.0
5 1	99.6	0.2	10.5	105.0	1.9	14.5	94.7	▲ 4.6	269,316	88.0	3.4	263,753	103.1	1.6
2	102.7	2.2	11.1	108.9	0.9	17.0	113.9	2.3	263,849	84.0	0.1	262,019	101.9	0.2
3	102.3	2.4	11.6	114.9	3.6	16.9	111.9	6.3	279,658	89.0	▲ 0.9	259,737	101.0	▲ 2.4
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
出 所	広島県総務局統計課（毎月勤労統計調査）													

労働経済関係指標(2/4)

広島労働局労働基準部賃金室
令和6年1月10日現在

年計 又は 年月	生産活動 平成27年=100										企業倒産件数			
	鉱工業生産指数				業種別生産指数						全国		広島県	
	全国		広島県		広島県						全国		広島県	
	指数	前年比	指数	前年比	鉄鋼業	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	繊維工業	件数	前年比	件数	前年比
平成30年	104.2	1.1	100.3	▲ 2.9	103.1	82.9	107.8	103.1	98.7	102.7	8,235	▲ 2.0	156	13.0
平成31年 (令和元年)	101.1	▲ 3.0	100.7	0.4	96.7	77.4	118.5	109.7	101.1	101.7	8,383	1.8	157	0.6
令和2年	90.6	▲ 10.4	89.4	▲ 11.2	80.4	73.5	98.4	123.0	78.0	90.7	7,773	▲ 7.3	167	6.4
令和3年	95.7	5.6	92.9	3.9	91.2	73.2	108.5	128.1	76.5	88.8	6,030	▲ 22.4	96	▲ 42.5
令和4年	95.6	▲ 0.1	97.6	5.1	81.9	73.5	116.4	153.4	78.6	91.2	6,428	6.6	106	▲ 36.5
4 1	94.3	▲ 0.8	99.2	3.3	81.6	72.8	128.6	142.4	82.0	97.4	452	▲ 4.6	8	▲ 27.3
2	96.2	0.5	96.2	3.6	84.3	69.0	128.9	141.3	73.4	90.4	459	2.9	4	▲ 42.9
3	96.5	▲ 1.7	95.5	▲ 2.7	85.5	74.4	105.7	148.2	70.7	103.1	593	▲ 6.5	11	37.5
4	95.1	▲ 4.9	85.0	▲ 8.7	75.0	53.1	110.3	153.2	53.4	89.6	486	1.9	10	25.0
5	88.0	▲ 3.1	94.0	2.6	84.6	77.0	113.4	150.4	66.1	96.8	524	11.0	9	▲ 18.2
6	96.1	▲ 2.8	96.7	2.9	80.6	75.9	99.7	158.2	85.3	85.0	546	0.9	12	▲ 7.7
7	96.9	▲ 2.0	97.2	5.8	82.5	69.8	102.4	143.3	88.0	87.1	494	3.8	5	66.7
8	100.2	5.8	104.8	17.3	82.3	80.1	115.0	138.1	98.2	100.0	492	5.6	10	11.1
9	98.5	9.6	104.7	19.5	84.2	76.2	113.2	186.6	87.0	88.1	599	18.6	6	33.3
10	95.3	3.0	105.5	19.7	80.8	74.2	122.7	170.8	92.5	89.7	596	13.5	6	▲ 25.0
11	95.5	▲ 0.9	98.9	4.0	84.1	75.6	144.7	153.9	72.3	89.7	581	13.9	14	250.0
12	95.4	▲ 2.8	94.8	▲ 1.5	77.2	88.3	122.0	148.7	77.3	78.6	606	20.2	11	120.0
5 1	95.6	0.1			74.7	77.2	113.7	136.0	76.7	93.0	570	26.1	12	50.0
2	95.5	▲ 0.1			80.9	71.8	95.0	138.3	84.3	85.8	577	25.7	9	125.0
3	95.5	0.1			80.1	75.0	93.2	134.9	85.9	90.9	809	36.4	16	45.0
4					76.3	81.1	106.6	134.0	95.5	84.6	610	25.5	8	▲ 25.0
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
出所	経済産業省・広島県総務局統計課				広島県総務局統計課						東京商工リサーチ			

(注) 1 生産指数は、季節調整済みの値。ただし、前年比は原指数による。

2 企業倒産件数は、負債額1千万円以上の企業が対象。

労働経済関係指標(3/4)

広島労働局労働基準部賃金室

令和6年1月10日現在

年 計 又 是 年 月	自動車生産台数 (広島県はマツダ)				乗用車新車販売台数 (含む軽乗用車)				新設住宅着工戸数			
	全 国		広島県		全 国		広島県		全 国		広島県	
	千台	前年比	千台	前年比	千台	前年比	千台	前年比	千戸	前年比	戸	前年比
平成30年	9,729	0.5	996	2.6	4,391	0.1	114.8	2.2	942	▲ 2.3	18,434	▲ 12.0
平成31年 (令和元年)	9,686	▲ 0.5	1,010	1.4	4,301	▲ 2.1	110.6	▲ 3.6	905	▲ 4.0	18,845	2.2
令和2年	8,068	▲ 16.7	747	▲ 26.1	4,260	▲ 1.0	109.6	▲ 0.9	815	▲ 9.9	16,080	▲ 14.8
令和3年	7,874	▲ 2.7	736	▲ 1.5	3,676	▲ 3.5	96.0	▲ 4.2	856	5.0	17,809	11.0
令和4年	7,835	▲ 0.4	735	▲ 0.1	3,448	▲ 6.2	90.1	▲ 6.2	860	0.4	17,973	0.9
4 1	547	▲ 20.4	71	▲ 2.0	272	▲ 16.1	7.1	▲ 13.9	60	2.1	1,423	20.8
2	694	▲ 1.6	60	▲ 16.7	290	▲ 19.9	7.3	▲ 24.2	65	6.3	1,242	7.3
3	719	▲ 17.3	63	▲ 29.0	426	▲ 16.5	10.5	▲ 16.6	76	6.0	1,472	▲ 2.6
4	584	▲ 19.0	30	▲ 52.6	244	▲ 15.3	6.1	▲ 21.3	76	2.4	1,897	40.2
5	420	▲ 16.4	35	▲ 30.2	212	▲ 19.0	5.3	▲ 20.4	67	▲ 4.3	1,509	7.0
6	669	▲ 9.3	73	1.3	268	▲ 9.6	7.0	▲ 4.8	75	▲ 2.2	1,503	10.9
7	700	▲ 4.2	70	25.6	288	▲ 6.9	7.6	▲ 4.8	73	▲ 5.4	1,718	20.7
8	584	21.6	61	118.3	234	▲ 11.2	6.2	▲ 12.9	78	4.6	1,557	▲ 0.2
9	758	76.0	67	58.5	325	26.4	8.6	32.4	74	1.0	1,248	▲ 21.0
10	694	34.7	74	109.6	296	28.3	7.8	34.7	77	▲ 1.8	1,665	▲ 6.0
11	767	1.4	68	▲ 11.9	308	5.6	8.2	0.6	72	▲ 1.4	1,624	▲ 4.0
12	699	▲ 1.5	62	▲ 20.2	284	1.5	7.8	2.8	67	▲ 1.7	1,115	▲ 38.7
5 1									63	6.6	1,350	▲ 5.1
2									64	▲ 0.3	1,664	34.0
3									73	▲ 3.2	1,863	26.6
4									67	▲ 11.9	1,309	▲ 31.0
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
出 所	日 本 自 動 車 工 業 会				自 販 連 ・ 軽 自 動 車 協 会 連 合 会				国 土 交 通 省			

(注) 1 「乗用車新車販売台数」(全国) 平成16年1月分から、統計基準をシャシーベースからナンバーベースに変更。
「軽乗用車新車販売台数」 平成16年1月分から、新車販売統計の集計からトレーラーを除外。

労働経済関係指標 (4/4)

広島労働局労働基準部賃金室

令和6年1月10日現在

年 計 又 は 年 月	公共工事請負金額				大型小売店販売額				百貨店販売額				業況判断					
	金額：全国 百億円		広島県：億円		金額：全国 百億円		広島県：億円		金額：全国 百億円		広島県：億円		D. I.			%ポイント		
	全 国		広 島 県		全 国		広 島 県		全 国		広 島 県		全 国			広 島 県		
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	全産業	製造業	非製造業	全産業	製造業	非製造業
平成30年	1,391	▲ 3.2	2,049	3.5	1,960	0.0	4,366	0.0	644	▲ 1.7	1,528	▲ 3.5						
平成31年 (令和元年)	1,510	8.6	2,978	45.3	1,940	▲ 1.1	4,322	▲ 1.0	630	▲ 2.3	1,504	▲ 1.6						
令和2年	1,539	1.9	3,148	5.7	1,950	▲ 5.4	4,049	▲ 6.9	469	▲ 25.5	1,163	▲ 22.7						
令和3年	1,429	▲ 7.1	2,881	▲ 8.5	1,991	0.9	4,059	0.1	490	4.5	1,166	0.3						
令和4年	1,362	▲ 4.7	2,974	3.4	2,066	3.8	4,160	2.5	551	12.3	1,204	3.3						
4 1	52	▲ 17.7	147	▲ 6.8	168	3.0	334	1.3	42	14.5	89	0.5						
2	59	▲ 9.1	89	▲ 30.3	150	0.5	299	▲ 0.1	35	▲ 1.8	81	▲ 6.9						
3	145	▲ 4.3	269	▲ 3.4	171	2.1	344	1.8	47	4.2	106	▲ 0.6	0	2		1	5	
4	201	▲ 4.0	435	▲ 16.9	162	4.6	325	3.3	42	18.2	91	5.0						
5	127	▲ 10.3	363	66.9	168	9.1	339	10.8	43	55.3	95	34.3						
6	165	0.1	335	28.6	167	1.9	341	6.4	46	11.2	106	22.4	2	1		▲ 3	▲ 9	
7	129	▲ 7.0	295	3.4	177	3.3	367	1.5	49	8.9	114	0.1						
8	116	▲ 0.1	253	6.3	168	4.3	335	2.8	39	24.7	82	9.8						
9	130	2.4	316	24.1	163	4.8	317	3.2	42	19.1	84	10.1	3	0		3	5	
10	106	▲ 1.9	177	0.8	173	4.9	350	1.4	47	10.9	102	0.8						
11	70	▲ 7.6	170	▲ 23.8	176	3.0	354	▲ 0.6	52	4.1	111	▲ 6.4						
12	63	▲ 8.4	129	▲ 6.9	223	4.1	455	0.3	68	3.7	144	▲ 7.6	6	2		5	2	
5 1	51	▲ 2.3	111	▲ 24.2														
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
出所	西日本建設業保証・西日本建設業保証広島支店				経済産業省・中国経済産業局								日本銀行					

(注) 大型小売店販売額、百貨店販売額は、金額、前年比ともに全店舗ベース。

2023年6月7日
日本銀行広島支店

広島県の金融経済月報

1. 概況

広島県の景気は、持ち直している。

需要項目別に概観すると、公共投資は高水準で推移している。個人消費は緩やかに回復している。輸出は供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直し基調にある。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。

生産は持ち直しのペースが鈍化している。雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は前年を上回っている。

先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが期待されるが、物価動向や供給制約、海外経済の動向などが県内の経済金融情勢に与える影響を引き続き注視していく必要がある。

2. 実体経済

(1) 最終需要の動向

個人消費は、緩やかに回復している。

百貨店売上高は、持ち直し基調にある。スーパー売上高は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。コンビニエンスストア売上高は、回復基調にある。ドラッグストア等の売上高は、底堅く推移している。家電販売は、横ばい圏内で推移している。乗用車販売は、持ち直している。旅行取扱額は、国内旅行中心に回復基調にある。主要観光地への入込客数は、回復基調にある。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

設備投資は、緩やかに持ち直している。

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直し基調にある。

(2) 生産の動向

生産は、持ち直しのペースが鈍化している。

自動車は、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直し基調にある。はん用・生産用・業務用機械は、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械は、弱い動きとなっている。造船は、低水準で推移している。鉄鋼は、横ばい圏内で推移している。

(3) 雇用・所得の動向

雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している。

労働需給は、引き締まった状態にある。雇用者所得は、実質ベースでは前年を下回っている一方、名目ベースでは改善している。

(4) 物価の動向

消費者物価（除く生鮮食品、広島市）は、前年を上回っている。

3. 金融

(1) 貸出の動向

県内金融機関の貸出金残高（末残）は、前年を上回っている。貸出金利は、低下傾向にある。

(2) 預金の動向

県内金融機関の実質預金残高（末残）は、前年を上回っている。

以 上

本資料はホームページにも掲載しています。

URL <https://www3.boj.or.jp/hiroshima/>

E-mail hiroshima@boj.or.jp

広島県の主要金融指標

— p:速報値、r:訂正値
 — 統計数値の存在しないものは一律「…」とする。

[億円、前年比 %]

	県内金融機関貸出金（業態別・末残）						地元金融機関貸出金			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地 銀	地銀II	信 金	合計 (平残)	内 訳 (末残)		
								一般法人	個 人	地公体
2022/4-6月	1.8	2.0	▲ 3.3	3.3	2.2	0.3	2.0	3.1	1.6	▲ 0.6
7-9月	4.4	5.0	11.3	4.3	2.6	0.7	2.9	4.1	1.7	▲ 0.1
10-12月	4.6	5.2	15.3	3.8	2.1	1.0	3.7	4.1	1.7	0.3
2023/1-3月	5.0	5.5	17.6	3.5	2.8	1.9	3.3	3.9	1.9	0.1
2023/1月	4.7	5.2	15.9	3.7	2.2	1.1	3.3	4.2	1.8	0.3
2月	5.2	5.8	19.4	3.7	2.7	1.4	3.2	4.6	1.8	0.6
3月	5.0	5.5	17.6	3.5	2.8	1.9	3.5	3.9	1.9	0.1
4月	5.1	5.6	18.3	3.6	2.5	2.1	3.2	3.9	2.2	0.2
3月末残高	131,090	114,073	19,049	70,673	24,350	17,016				
4月末残高	131,418	114,431	18,981	71,010	24,440	16,986				

- (注) 1. 県内金融機関貸出金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
 2. 地元金融機関貸出金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
 3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。中央政府向け貸出は含まない。
 4. 県内金融機関貸出金の合計、国内銀行、都銀・信託銀等については、2022年8月以降、一部先の計上方法の変更により統計の不連続（段差）がある。

[%、%ポイント]

	貸出約定平均金利 (地元金融機関・県内店舗計数)			
	ストックベース		新規実行ベース	
	金利水準	変化幅	金利水準	変化幅
2022/4-6月	0.907	▲ 0.014	0.971	▲ 0.016
7-9月	0.902	▲ 0.005	1.033	0.061
10-12月	0.894	▲ 0.008	1.116	0.083
2023/1-3月	0.894	▲ 0.000	1.026	▲ 0.090
2023/1月	0.894	0.000	1.116	0.071
2月	0.894	▲ 0.001	1.081	▲ 0.035
3月	0.894	0.000	0.881	▲ 0.201
4月	0.892	▲ 0.001	1.062	0.182

- (注) 1. 貸出約定平均金利は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の県内店舗計数（貸出金利を貸出残高で加重平均し算出）。
 2. スtockベースは当座貸越を含む。新規実行ベースは当座貸越を除く。
 3. 四半期は、ストックベースでは期・月末計数を掲載。新規実行ベースでは月次計数の単純平均を掲載。

(出所) 全国信用金庫協会、日本銀行広島支店、日本銀行

[億円、前年比 %]

	県内金融機関実質預金（業態別・末残）						地元金融機関実質預金（平残）			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地銀	地銀Ⅱ	信金	合計	内訳		
								一般法人	個人	公金
2022/4-6月	2.3	2.5	▲ 2.4	3.7	2.9	1.0	2.6	0.0	3.7	0.9
7-9月	4.0	4.4	8.8	3.7	3.2	1.9	2.8	1.0	3.5	2.7
10-12月	3.1	3.5	5.5	3.0	3.4	1.2	2.7	1.7	3.2	2.0
2023/1-3月	2.6	2.9	3.5	3.2	1.8	0.8	1.9	1.1	2.5	▲ 4.4
2023/1月	2.4	2.8	1.4	3.3	2.3	0.7	2.2	1.5	2.7	▲ 3.1
2月	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	0.6	1.9	0.9	2.5	▲ 6.2
3月	2.6	2.9	3.5	3.2	1.8	0.8	1.7	0.9	2.3	▲ 4.2
4月	2.3	2.7	3.8	2.9	1.5	0.3	2.2	1.5	2.0	15.1
3月末残高	183,591	154,319	23,695	97,848	32,775	29,272				
4月末残高	185,322	155,965	24,344	98,163	33,458	29,356				

- (注) 1. 県内金融機関実質預金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
2. 地元金融機関実質預金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。
4. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。

[億円]

	銀行券			
	県内			
	発行	還収	発行(▲)・還収超	
前年実績				
2022/4-6月	3,542	4,227	684	509
7-9月	3,308	4,160	852	527
10-12月	4,167	4,466	299	▲ 489
2023/1-3月	2,834	4,962	2,128	1,178
2023/1月	601	1,834	1,233	981
2月	1,019	1,426	406	124
3月	1,213	1,702	489	73
4月	1,212	1,425	213	▲ 65

(出所) 日本銀行広島支店、日本銀行



法人企業景気予測調査

(令和5年4～6月期調査)

【中国地方の概要】

(附 広島県の概要)

令和5年6月13日

財務省 中国財務局



ざいちゅう

目	次	ページ							
調	査	の	要	領	-----	1			
1.	景		況	-----	2				
2.	売		上	高	-----	5			
3.	経		常	利	益	-----	6		
4.	設		備	投	資	-----	7		
5.	雇		用	-----	8				
6.	参		考	資	料	-----	10		
附	広		島	県	の	概	要	-----	11

【調査の要領】

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域の経済情勢をよりの確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料とすることを目的に統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査対象の範囲

資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上）の法人

3. 調査時点

令和5年5月15日

4. 調査対象期間

- (1) 判断調査・・・ 次の3期について、それぞれ直前の四半期との比較又は期末判断を調査した。
 令和5年4～6月（又は6月末）の現状（見込み）
 令和5年7～9月（又は9月末）の見通し
 令和5年10～12月（又は12月末）の見通し
- (2) 計数調査・・・ 令和4年度の実績、令和5年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	57	55	96.5	76	74	97.4	133	129	97.0
中 堅 企 業	75	72	96.0	117	111	94.9	192	183	95.3
中 小 企 業	140	128	91.4	289	251	86.9	429	379	88.3
合 計	272	255	93.8	482	436	90.5	754	691	91.6

(注1)・大 企 業：資本金10億円以上

・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. 調査方法

調査票による郵送又はオンライン調査（自計記入による）。

【参考】

B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の計算方法

〔例〕「景況判断」の場合

前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比：40.0%

「不変」と回答した企業の構成比：25.0%

「下降」と回答した企業の構成比：30.0%

「不明」と回答した企業の構成比：5.0%

景況判断 B S I =（「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%）

－（「下降」と回答した企業の構成比 30.0%）

=10.0%ポイント（「上昇」超）

1. 景況（回答企業数691社）

(1) 現状判断

現状（令和5年4～6期）の景況判断BSIは、0.0%ポイントと「上昇・下降」が拮抗している。

業種別にみると、製造業は▲8.2%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は4.8%ポイントと「上昇」超に転じている。

規模別にみると、大企業は7.0%ポイント、中堅企業は4.9%ポイントと「上昇」超に転じ、中小企業は▲4.7%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和5年7～9月期）は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

業種別にみると、製造業は「上昇」超に転じ、非製造業は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業は「上昇」超幅が拡大し、中小企業は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

翌々期（令和5年10～12月期）は「上昇」超の見通しとなっている。

景況判断BSI（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

（%ポイント）

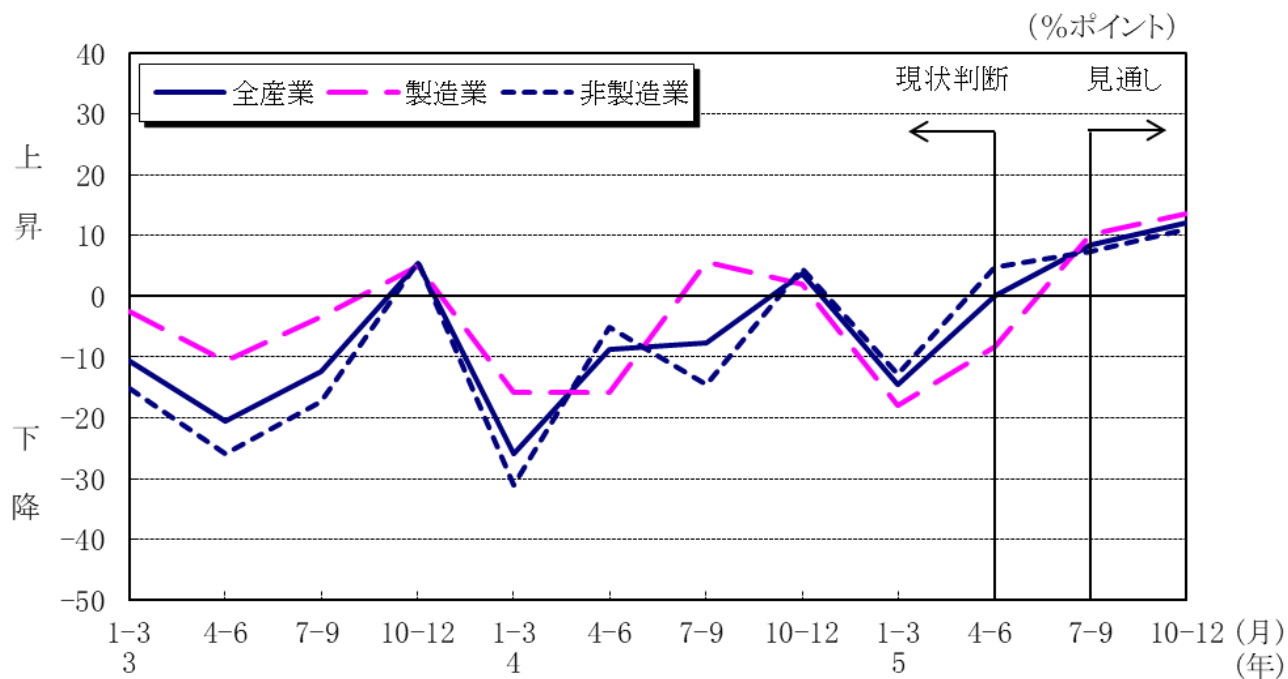
	5年1～3月 前回調査	5年4～6月 現状判断	5年7～9月 見通し	5年10～12月 見通し
全産業	▲ 14.5	0.0（▲ 2.3）	8.4（ 2.0）	12.0
製造業	▲ 17.9	▲ 8.2（▲ 6.8）	10.2（ 3.8）	13.7
非製造業	▲ 12.7	4.8（ 0.0）	7.3（ 1.1）	11.0
大企業	▲ 1.6	7.0（▲ 0.8）	9.3（ 4.7）	17.8
製造業	5.6	9.1（ 0.0）	18.2（11.1）	29.1
非製造業	▲ 6.8	5.4（▲ 1.4）	2.7（ 0.0）	9.5
中堅企業	▲ 5.5	4.9（▲ 4.4）	10.9（▲ 0.6）	9.3
製造業	▲ 20.6	▲ 11.1（▲ 11.1）	12.5（ 0.0）	9.7
非製造業	2.5	15.3（▲ 0.8）	9.9（▲ 0.8）	9.0
中小企業	▲ 23.1	▲ 4.7（▲ 1.9）	6.9（ 2.4）	11.3
製造業	▲ 27.1	▲ 14.1（▲ 7.6）	5.5（ 2.5）	9.4
非製造業	▲ 21.3	0.0（ 0.8）	7.6（ 2.3）	12.4

（注）（ ）書は、前回（令和5年1～3月期）調査時の見通し

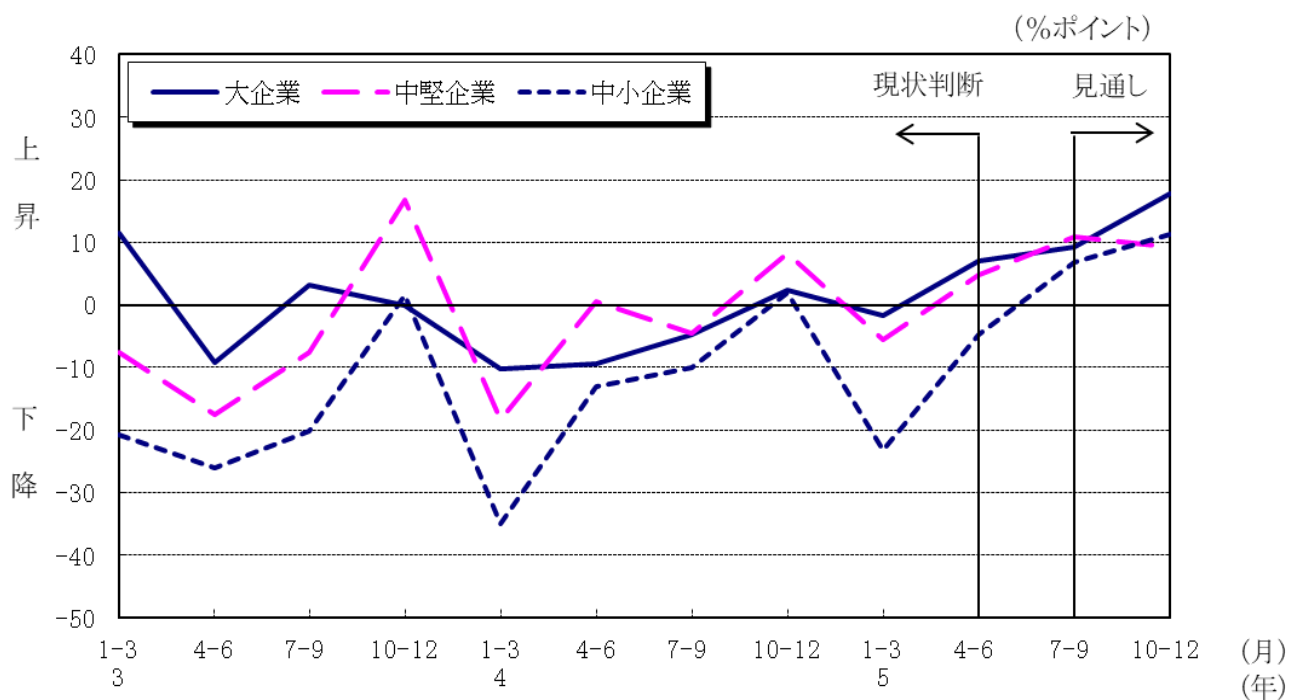
【景況判断BSIの推移（原数値）】

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

① 業種別



② 規模別



業種別景況判断BSI(原数値)

(BSI:前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

〔 製造業 〕	5年 1~3 (a)	5年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	5年 7~9	5年 10~12
食 料 品	▲ 56.5	32.0	88.5	0.0	32.0
繊維工業	▲ 30.0	▲ 33.3	▲ 3.3	▲ 11.1	55.6
木材・木製品	▲ 71.4	▲ 57.1	14.3	▲ 14.3	▲ 21.4
パルプ・紙・ 紙加工品	▲ 22.2	11.1	33.3	▲ 11.1	11.1
化学工業	21.4	▲ 5.6	▲ 27.0	11.1	38.9
石油製品・ 石炭製品	▲ 44.4	0.0	44.4	10.0	10.0
窯業・土石	▲ 18.2	▲ 25.0	▲ 6.8	16.7	25.0
鉄 鋼	0.0	10.5	10.5	10.5	21.1
非鉄金属	▲ 66.7	▲ 50.0	16.7	0.0	0.0
金属製品	▲ 35.7	▲ 28.6	7.1	28.6	28.6
はん用機械	0.0	14.3	14.3	0.0	▲ 14.3
生産用機械	17.4	▲ 10.7	▲ 28.1	25.0	3.6
業務用機械	▲ 20.0	▲ 50.0	▲ 30.0	0.0	0.0
電気機械	▲ 22.2	22.2	44.4	0.0	0.0
情報通信機械	▲ 66.7	▲ 11.8	54.9	5.9	0.0
自動車・同 附属品	21.7	▲ 9.5	▲ 31.2	23.8	9.5
その他の輸 送用機械	14.3	▲ 14.3	▲ 28.6	7.1	14.3
その他製造	▲ 11.8	▲ 14.3	▲ 2.5	23.8	4.8
製造業計	▲ 17.9	▲ 8.2	9.7	10.2	13.7

〔 非製造業 〕	5年 1~3 (a)	5年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	5年 7~9	5年 10~12
農林水産	▲ 27.3	27.3	54.6	▲ 9.1	18.2
鉱業、採石、 砂利採取	▲ 28.6	0.0	28.6	0.0	12.5
建 設	2.9	▲ 21.9	▲ 24.8	2.7	11.0
電気・ガス・ 水道	14.3	0.0	▲ 14.3	0.0	0.0
情報通信	▲ 16.0	▲ 26.3	▲ 10.3	10.5	5.3
運輸、郵便	▲ 23.7	14.0	37.7	16.3	9.3
卸 売	▲ 36.2	6.5	42.7	6.5	15.2
小 売	▲ 11.1	5.9	17.0	▲ 5.9	7.8
不 動 産	8.1	15.6	7.5	12.5	15.6
リ ー ス	▲ 42.9	▲ 14.3	28.6	14.3	14.3
その他の物品賃貸	▲ 14.3	0.0	14.3	25.0	25.0
サービス	▲ 14.9	21.6	36.5	16.5	13.4
宿泊、飲食 サービス	▲ 20.7	75.0	95.7	46.4	25.0
生活関連 サービス	▲ 66.7	0.0	66.7	14.3	0.0
娛 楽	▲ 50.0	0.0	50.0	12.5	25.0
学術研究、 専門・技術 サービス	▲ 3.7	19.2	22.9	15.4	15.4
医療、教育	40.0	▲ 33.3	▲ 73.3	0.0	33.3
職業紹介・ 労働者派遣	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0
その他の サービス	▲ 12.5	▲ 21.7	▲ 9.2	▲ 21.7	▲ 4.3
金融、保険	▲ 7.7	5.3	13.0	0.0	2.6
非製造業計	▲ 12.7	4.8	17.5	7.3	11.0

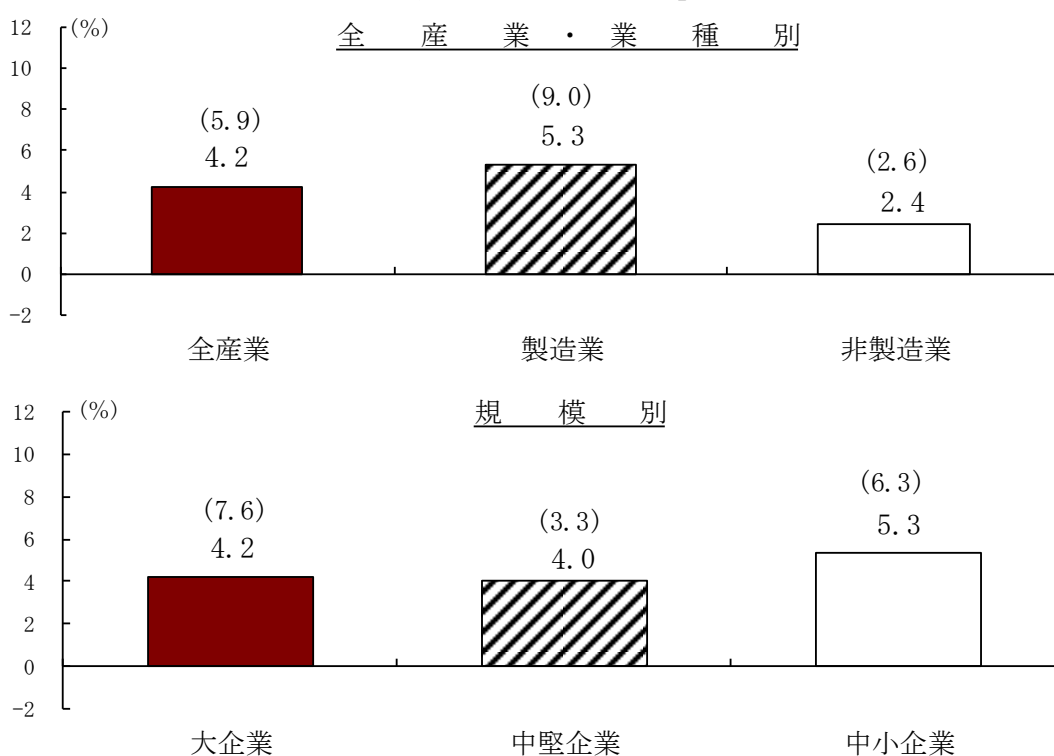
2. 売上高（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和5年度（回答企業者数477社）の売上高は、前年度比4.2%の増収見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、石油・石炭、電気機械で減収となるものの、生産用機械、自動車などで増収となることから、全体としては5.3%の増収見込みとなっている。非製造業は、学術研究、専門・技術サービス、医療、教育などで減収となるものの、小売、建設などで増収となることから、全体としては2.4%の増収見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも増収見込みとなっている。

【売上高(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)】



(注) 1.前年度比

2.()書は前回(令和5年1~3月期)調査結果

《参考》

(前年度比、単位:%)

	令和5年度		
		製造業	非製造業
合計	[4.3] 4.2	5.3	[2.8] 2.4
大企業	[4.4] 4.2	5.2	[2.8] 2.2
中堅企業	[4.0] 4.0	5.2	[2.8] 2.7
中小企業	5.3	8.1	2.4

[]書は、金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

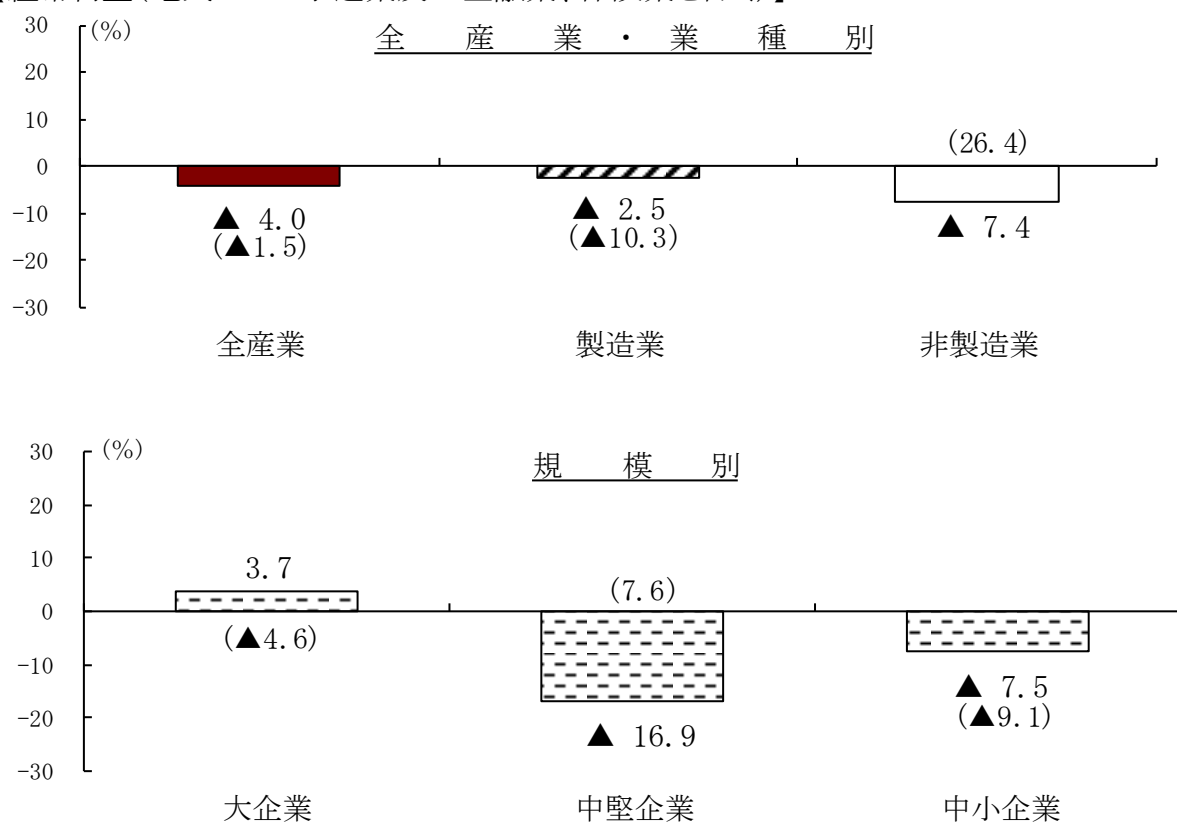
3. 経常利益（回答企業数470社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和5年度の経常利益は、前年度比▲4.0%の減益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、パルプ・紙、自動車などで増益となるものの、情報通信機械、鉄鋼などで減益となることから、全体としては▲2.5%の減益見込みとなっている。非製造業は、小売、宿泊・飲食サービスなどで増益となるものの、学術研究、専門・技術サービス、運輸、郵便などで減益となることから、全体としては▲7.4%の減益見込みとなっている。

規模別にみると、大企業は増益見込みとなっており、中堅企業、中小企業は減益見込みとなっている。

【経常利益（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）】



(注)1.前年度比

2.()書は前回(令和5年1~3月期)調査結果

《参考》

(前年度比、単位:%)

	令和5年度		
		製造業	非製造業
合計	{ ▲0.4 } ▲4.0	▲2.5	{ 1.8 } ▲7.4
大企業	{ 6.3 } 3.7	8.5	{ 4.8 } ▲5.5
中堅企業	{ ▲17.5 } ▲16.9	▲18.0	{ ▲15.8 } ▲13.1
中小企業	▲7.5	▲8.9	▲6.3

{ }書は、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

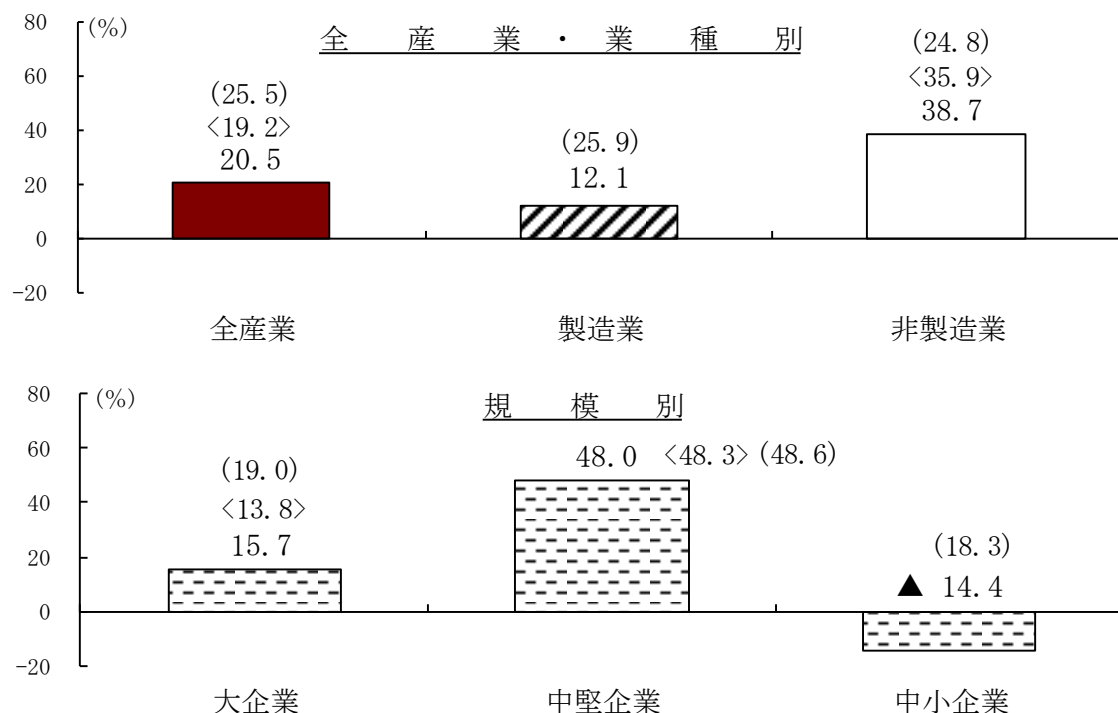
4. 設備投資

令和5年度（回答企業数518社）の設備投資計画は、前年度比20.5%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、その他製造業などで減少するものの、生産用機械、情報通信機械などで増加することから、全体としては12.1%の増加見込みとなっている。非製造業は、農林水産業などで減少するものの、運輸、郵便、金融・保険などで増加することから、全体としては38.7%の増加見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業は増加見込みとなっており、中小企業は減少見込みとなっている。

【設備投資】



(注) 1. 前年度比

2. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

3. < > 書は、電気・ガス・水道業を除く

4. () 書は、前回(令和5年1～3月期)調査結果(電気・ガス・水道業を含む)

《参考》

(前年度比、単位：%)

	令和5年度	
	製造業	非製造業
合計	< 19.2 > 20.5	< 35.9 > 38.7
大企業	< 13.8 > 15.7	< 43.1 > 46.6
中堅企業	< 48.3 > 48.0	< 50.6 > 49.4
中小企業	▲ 14.4	▲ 41.9

(注) 1. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

2. < > 書は、電気・ガス・水道業を除く

5. 雇 用（回答企業数649社）

(1) 現状判断

現状（令和5年6月末）の従業員数判断BSIは、31.6%ポイントと前期（令和5年3月末）に比べ「不足気味」超幅が縮小している。

業種別にみると、製造業は20.0%ポイント、非製造業は38.4%ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

規模別にみると、大企業は16.5%ポイントと「不足気味」超幅が縮小しており、中堅企業は33.5%ポイントと「不足気味」超幅が拡大、中小企業は36.1%ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和5年9月末）は、「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

翌々期（令和5年12月末）は、「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSI(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比) (%ポイント)

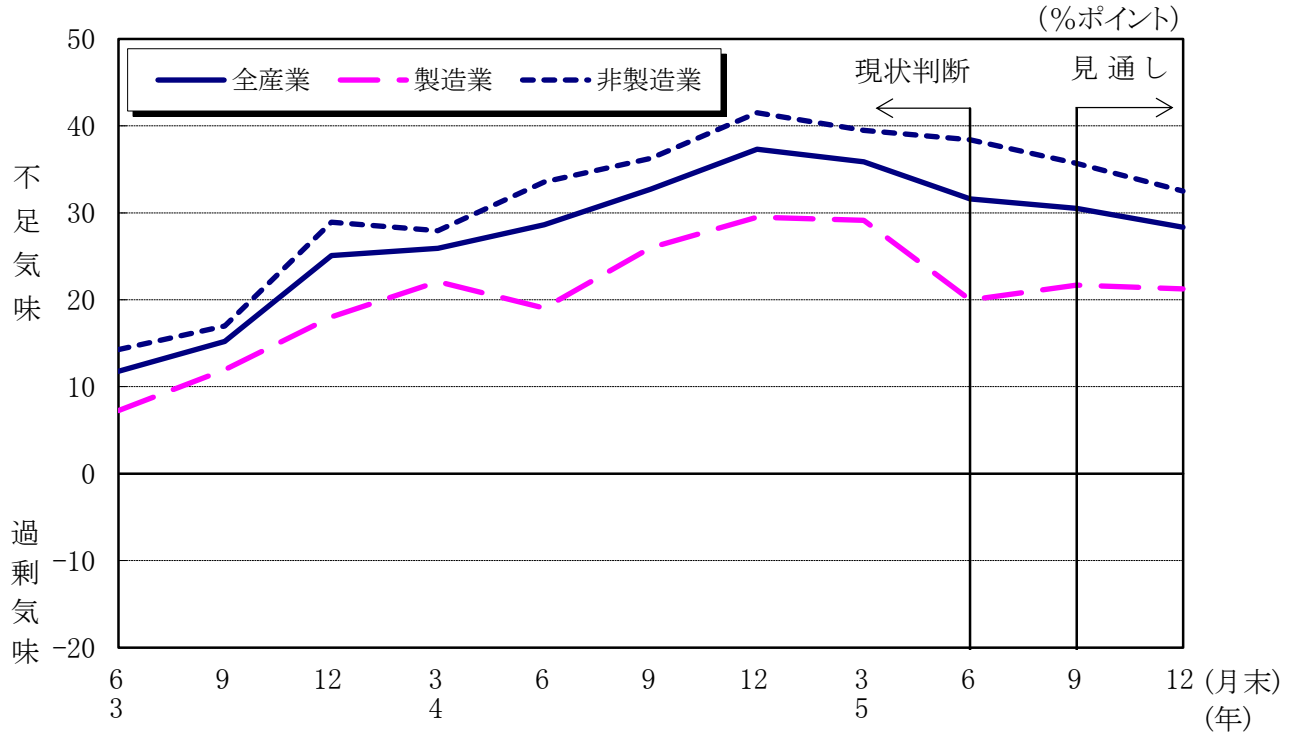
	5年3月末 前回調査	5年6月末 現状判断	5年9月末 見通し	5年12月末 見通し
全産業	35.9	31.6 (28.3)	30.5 (26.9)	28.4
製造業	29.1	20.0 (17.0)	21.7 (17.8)	21.3
非製造業	39.5	38.4 (34.3)	35.7 (31.8)	32.5
大企業	29.0	16.5 (17.7)	14.2 (16.1)	12.6
製造業	30.2	7.3 (11.3)	9.1 (9.4)	10.9
非製造業	28.2	23.6 (22.5)	18.1 (21.1)	13.9
中堅企業	32.4	33.5 (25.0)	31.8 (22.7)	26.1
製造業	24.6	25.7 (18.0)	27.1 (14.8)	20.0
非製造業	36.5	38.7 (28.7)	34.9 (27.0)	30.2
中小企業	39.9	36.1 (33.5)	35.8 (32.7)	35.3
製造業	31.0	22.6 (19.0)	24.3 (23.3)	27.0
非製造業	44.2	42.9 (40.5)	41.6 (37.2)	39.4

(注) () 書は前回（令和5年1～3月期）調査時の見通し

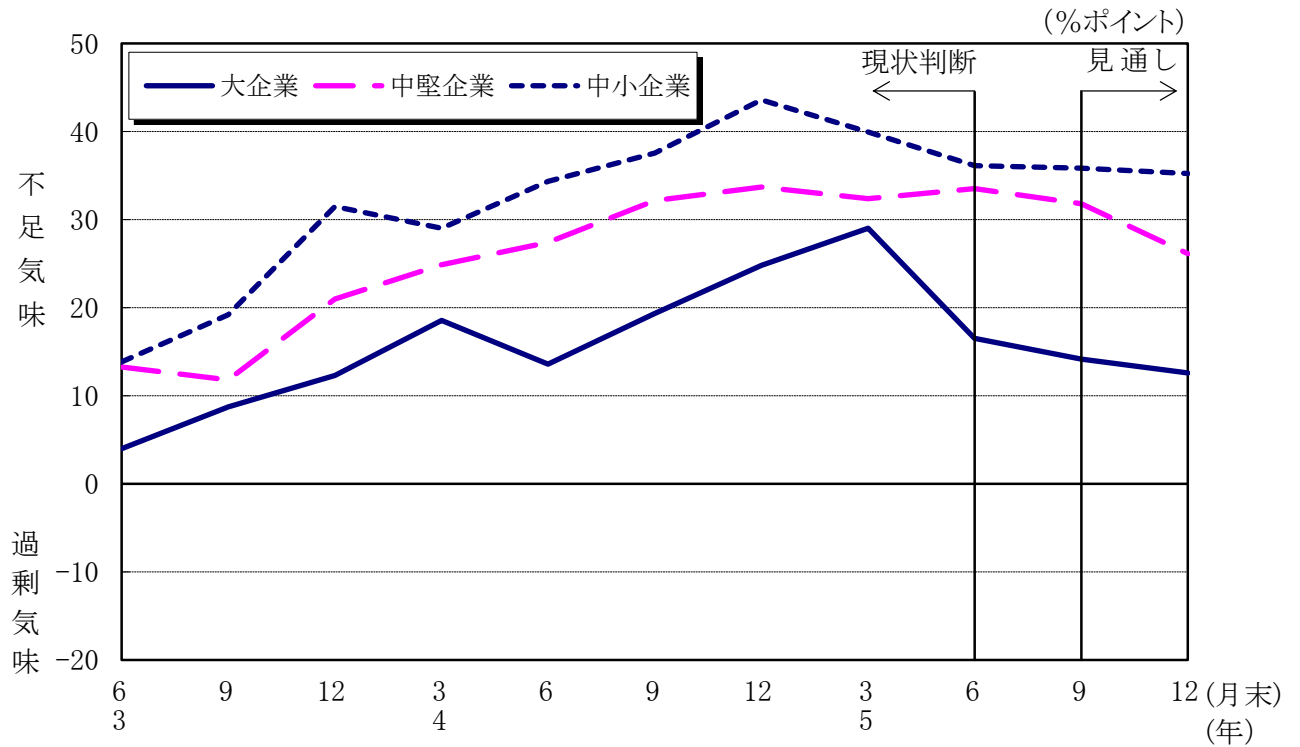
【従業員数判断BSIの推移（臨時・パート含む）（原数値）】

（BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比）

① 業種別



② 規模別



6. 参考資料

1. 判断調査BSI表(原数値) (回答企業数 各社の景況691社、国内の景況559社、生産・販売などのための設備546社、従業員数649社)

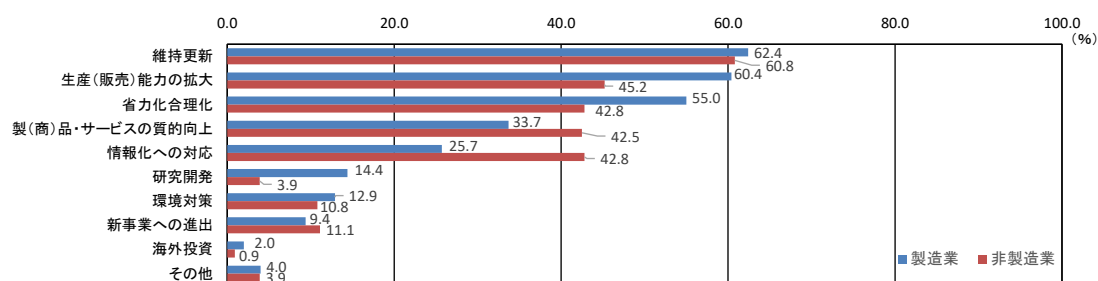
(単位:%ポイント)

		全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
		5年 4~6	5年 7~9	5年 10~12	5年 4~6	5年 7~9	5年 10~12	5年 4~6	5年 7~9	5年 10~12
① 各社の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	7.0	9.3	17.8	9.1	18.2	29.1	5.4	2.7	9.5
	中堅企業	4.9	10.9	9.3	▲ 11.1	12.5	9.7	15.3	9.9	9.0
	中小企業	▲ 4.7	6.9	11.3	▲ 14.1	5.5	9.4	0.0	7.6	12.4
	全規模合計	0.0	8.4	12.0	▲ 8.2	10.2	13.7	4.8	7.3	11.0
② 国内の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	15.3	17.7	16.1	9.4	17.0	18.9	19.7	18.3	14.1
	中堅企業	16.8	8.4	6.0	6.1	▲ 1.5	6.1	23.8	14.9	5.9
	中小企業	12.7	11.2	13.1	4.7	4.7	7.1	16.4	14.2	15.8
	全規模合計	14.5	11.8	11.6	6.4	5.9	9.8	19.2	15.2	12.7
③ ※ 生産・販売などのための設備 (「不足」-「過大」)	大企業	▲ 0.8	1.6	4.1	▲ 1.9	1.9	5.6	0.0	1.5	2.9
	中堅企業	0.6	▲ 1.2	0.6	▲ 4.5	▲ 9.1	▲ 6.1	4.0	4.0	5.1
	中小企業	5.0	1.5	3.9	▲ 2.4	▲ 2.4	4.8	8.5	3.4	3.4
	全規模合計	2.4	0.7	2.9	▲ 3.0	▲ 3.4	1.5	5.5	3.2	3.8
④ ※ 従業員数 (「不足気味」-「過剰気味」)	大企業	16.5	14.2	12.6	7.3	9.1	10.9	23.6	18.1	13.9
	中堅企業	33.5	31.8	26.1	25.7	27.1	20.0	38.7	34.9	30.2
	中小企業	36.1	35.8	35.3	22.6	24.3	27.0	42.9	41.6	39.4
	全規模合計	31.6	30.5	28.4	20.0	21.7	21.3	38.4	35.7	32.5

(注)・ BSI(例) 景況 「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

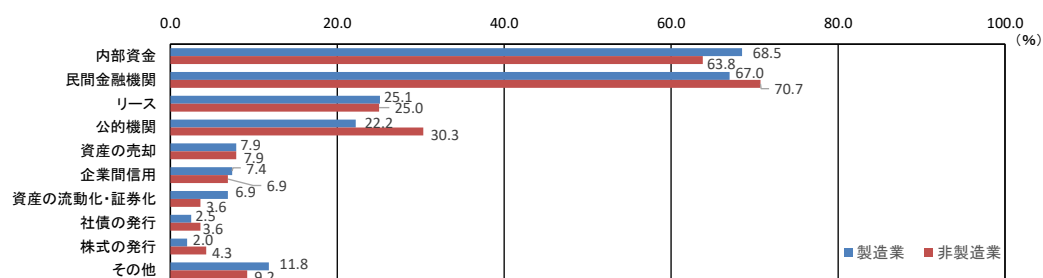
・ ※は期末判断項目

2. 今年度における設備投資のスタンス(回答企業数536社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

3. 今年度における資金調達方法(回答企業数507社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

【 広島県の概要 】

1. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	26	25	96.2	39	38	97.4	65	63	96.9
中 堅 企 業	26	25	96.2	35	33	94.3	61	58	95.1
中 小 企 業	38	28	73.7	98	79	80.6	136	107	78.7
合 計	90	78	86.7	172	150	87.2	262	228	87.0

- (注1) ・大企業：資本金10億円以上
 ・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
 ・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

2. 判断調査BSI表（原数値）（回答企業数 景況228社、従業員数213社）（単位：%ポイント）

		全 産 業				製 造 業				非 製 造 業			
		5年 1~3	4~6	7~9	10~12	5年 1~3	4~6	7~9	10~12	5年 1~3	4~6	7~9	10~12
① 景 況 (「上昇」-「下降」)	全 規 模	▲ 7.2	▲ 5.3	12.7	12.3	2.7	▲ 21.8	20.5	17.9	▲ 12.2	3.3	8.7	9.3
	大 企 業	0.0	▲ 4.8	11.1	17.5	8.0	▲ 8.0	28.0	24.0	▲ 5.3	▲ 2.6	0.0	13.2
	中 堅 企 業	2.0	▲ 3.4	17.2	10.3	▲ 9.5	▲ 28.0	24.0	8.0	10.3	15.2	12.1	12.1
	中 小 企 業	▲ 15.5	▲ 6.5	11.2	10.3	6.9	▲ 28.6	10.7	21.4	▲ 23.5	1.3	11.4	6.3
② ※ 従 業 員 数 (「不足気味」-「過剰気味」)	全 規 模	35.2	30.0	30.5	26.8	32.4	21.6	20.3	18.9	36.6	34.5	36.0	30.9
	大 企 業	33.9	21.0	16.1	16.1	44.0	16.0	12.0	20.0	27.0	24.3	18.9	13.5
	中 堅 企 業	27.1	36.4	38.2	25.5	15.0	37.5	33.3	20.8	35.7	35.5	41.9	29.0
	中 小 企 業	39.6	32.3	35.4	34.4	34.5	12.0	16.0	16.0	41.6	39.4	42.3	40.8

(注)・BSI(例) 景況「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

- ・ ※は期末判断項目

3. 売上高（回答企業数157社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）
 (前年度比、単位：%)

	令和5年度		
		製造業	非製造業
合計	(7.4) 7.3	11.8	(4.2) 3.6
大企業	(9.6) 9.5	13.9	(5.4) 4.6
中堅企業	(1.7) 1.6	▲ 1.5	(2.6) 2.5
中小企業	10.9	15.8	0.8

() 書は金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

4. 経常利益（回答企業数153社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）
 (前年度比、単位：%)

	令和5年度		
		製造業	非製造業
合計	(13.2) 5.0	10.4	(15.1) ▲ 1.3
大企業	(20.0) 12.2	16.0	(22.6) 6.5
中堅企業	(▲ 15.3) ▲ 16.2	▲ 13.1	(▲ 16.0) ▲ 17.1
中小企業	▲ 8.1	▲ 13.7	7.7

() 書は電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

5. 設備投資（回答企業数168社）
 (前年度比、単位：%)

	令和5年度		
		製造業	非製造業
合計	(15.9) 19.5	▲ 6.2	(46.5) 50.1
大企業	(14.1) 18.6	▲ 10.2	(51.5) 55.7
中堅企業	(31.6) 30.6	29.5	(32.6) 31.1
中小企業	7.3	11.2	▲ 11.2

(注) ・計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む
 ・() 書は電気・ガス・水道業を除く

【お問い合わせ先】
 中国財務局経済調査課
 電話番号 (082) 221-9221(代表)

広島県経済の動向

令和5年6月15日
商工労働局

目 次

I	経済動向の概要	1
1	国内経済の動向	
2	広島県経済の動向	
II	県内主要製造業の生産動向	3
1	鉄鋼	
2	自動車	
3	造船	
4	一般機械	
5	電気機械	
III	中小企業の動向	5
1	概況	
2	景況感・景況感の変化	
3	前月から変化のあった主な業種	
IV	企業倒産状況	7
1	概況	
2	業種別	
3	原因別	
4	今後の見通し	
V	最近の雇用失業情勢	8
1	県内の有効求人・求職の動向	
2	県内の新規求人・求職の動向	
3	県内の人員整理の状況	
4	完全失業率の状況(全国・県内)	

(注)「広島県経済の動向」は、国、その他機関等から発表される各種指標を編集、加工し、とりまとめたものです。

I 経済動向の概要

1 国内経済の動向

(1) 概要

指 標	R5年		
	3月	4月	5月
基調判断	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している		景気は、緩やかに回復している
輸 出	弱含んでいる		底堅い動きとなっている
生 産	このところ弱含んでいる		持ち直しの兆しがみられる
設備投資	持ち直している		
雇用情勢	持ち直している		
個人消費	緩やかに持ち直している		持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている		
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている		

(2) 先行き

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

【内閣府「月例経済報告」(令和5年5月25日公表)】

2 広島県経済の動向

(1) 概要

指 標	R5年		
	3月	4月	5月
基調判断	緩やかに持ち直している	持ち直している	
輸 出	供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直し基調にある		
生 産	持ち直しのペースが鈍化している		
設備投資	緩やかに持ち直している		
雇用情勢	全体として緩やかに改善している		
個人消費	持ち直している	緩やかに回復している	
住宅投資	横ばい圏内の動きとなっている		

(2) 県内の経済の先行き

先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが期待されるが、物価動向や供給制約、海外経済の動向などが県内の経済金融情勢に与える影響を引き続き注視していく必要がある。

【日本銀行広島支店「広島県の金融経済月報」（令和5年6月7日公表）】

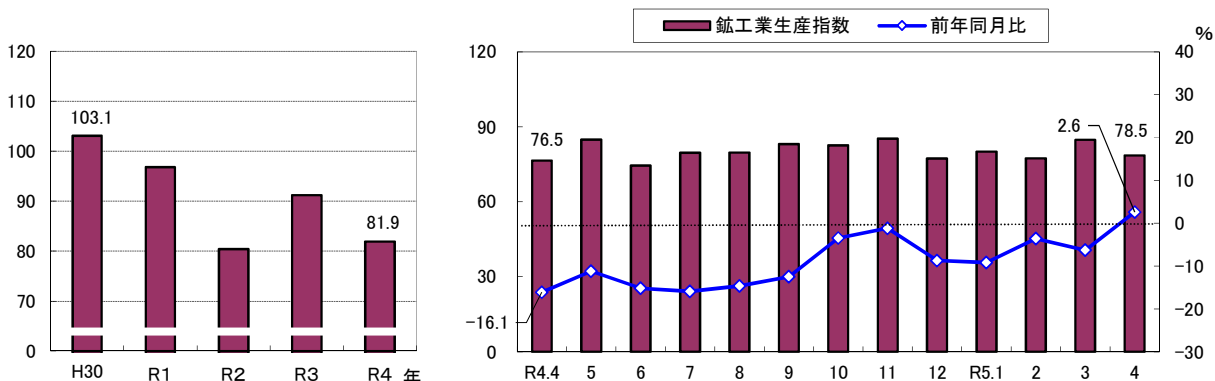
II 県内主要製造業の生産動向

1 鉄鋼(令和5年4月)

4月の鉱工業生産指数(鉄鋼業、原指数、速報値、平成27年=100)は78.5で、前年同月比で2.6%増加となっている。

鉱工業生産指数(鉄鋼業)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

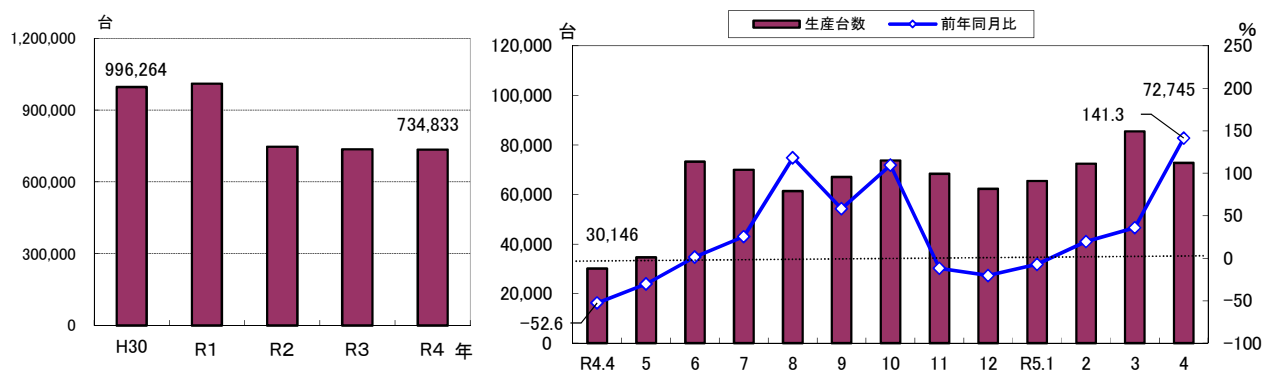


2 自動車(令和5年4月)

4月の国内生産台数は72,745台で、前年同月比で141.3%増加となっている。

自動車生産台数(年別、月別・前年同月比)

【マツダ(株)】

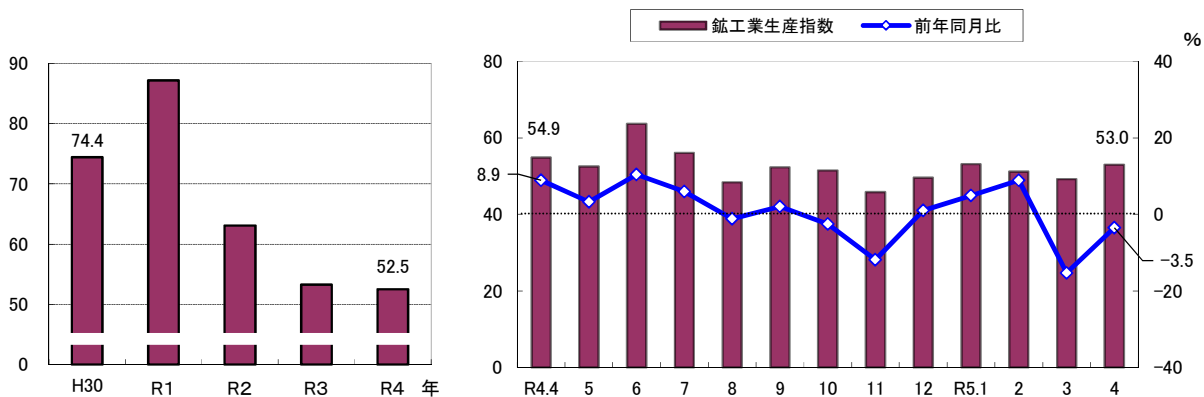


3 造船(令和5年4月)

4月の鉱工業生産指数(造船部門、原指数、速報値、平成27年=100)は53.0で、前年同月比で3.5%減少となっている。

鉱工業生産指数(造船部門)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

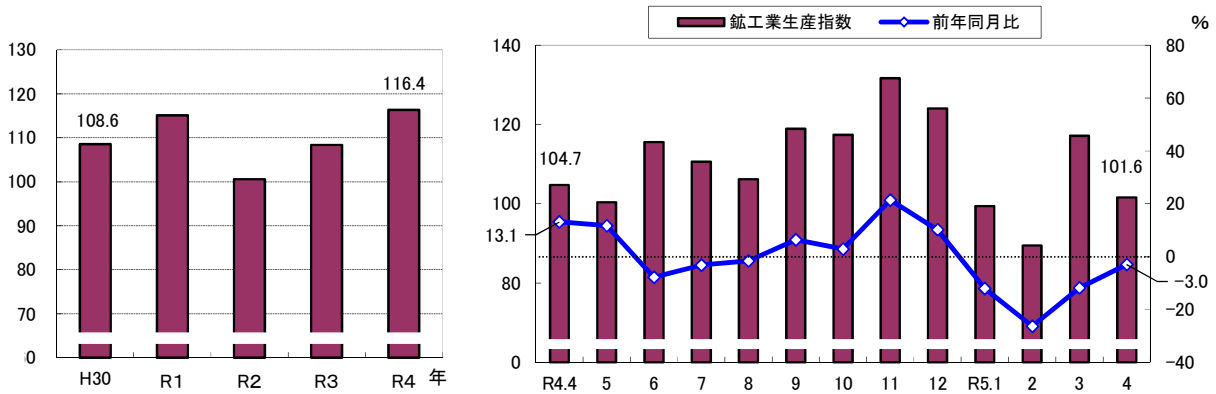


4 一般機械(令和5年4月)

4月の鉱工業生産指数(一般機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は101.6で、前年同月比で3.0%減少となっている。

鉱工業生産指数(一般機械(総合))(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】

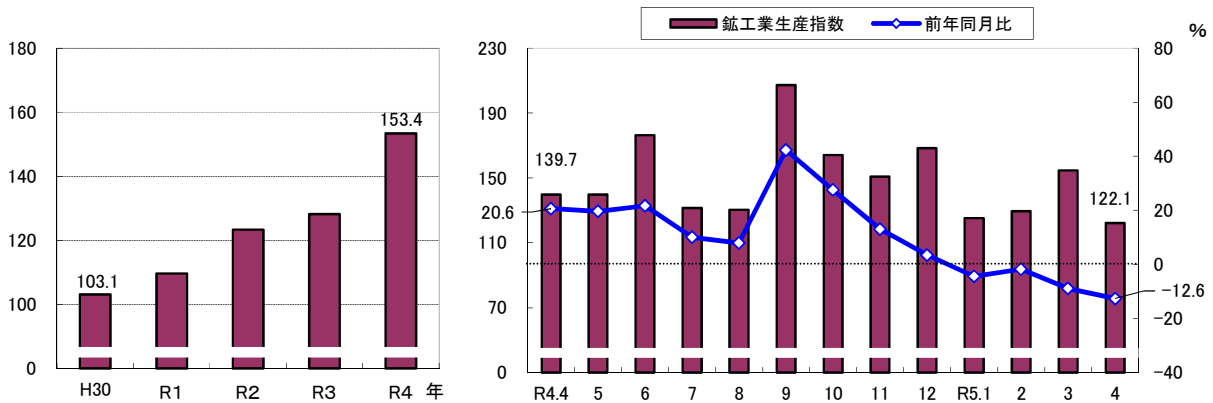


5 電気機械(令和5年4月)

4月の鉱工業生産指数(電気機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は122.1で、前年同月比で12.6%減少となっている。

鉱工業生産指数(電気機械工業(総合))(年別・月別・前年同月比)

【県統計課】



Ⅲ 中小企業の動向(令和5年4月)

【広島県中小企業団体中央会（令和5年5月15日時点）】

1 概況

新型コロナウイルスの5類への移行に伴う人流の増加など、広島県内の経済活性化が見込める一方で、中小企業においては、原材料、電気代等の価格高騰や人件費の上昇による収益性の悪化が続いており、依然として先行きの見えない厳しい状況にあるため、今後の動向を注視していく必要がある。

自動車関連業種では、国内自動車販売台数は前年同月比+16.7%と8ヶ月連続で増加。マツダ車は+93.2%の大幅増加となった。

また、木材業界では、全国の令和5年4月の新設住宅着工戸数は67,250戸で前年同月比▲11.9%。広島県内の着工戸数は1,309戸で、対前年同月比▲31.0%となった。

※マツダ車に関する記載はマツダ（株）が発表する「4月の生産・販売状況について（速報）」に基づく

※木材業界に関する記載は4月分のデータを掲載

2 景況感・景況感の変化

業種	3月の景況感	4月の景況感
食料品	普通	普通
繊維・衣服	やや悪い	普通
木材	やや悪い	悪い
家具	やや悪い	やや悪い
印刷	普通	普通
化学	やや悪い	やや悪い
プラスチック製品	普通	普通
土石製品	悪い	悪い
鉄鋼(鋳物)	普通	やや悪い
金属製品	普通	普通

業種	3月の景況感	4月の景況感
一般機械器具	やや悪い	普通
電気機械器具	普通	普通
自動車部品	普通	普通
造船	普通	普通
建設	やや悪い	やや悪い
トラック輸送	普通	やや悪い
内航海運	やや悪い	やや悪い
卸売	やや悪い	やや悪い
小売	やや悪い	やや悪い
情報サービス	普通	普通

(単位：業種)

景況感	3月	4月	増減
好況	0	0	0
やや好況	0	0	0
普通	10	10	0
やや悪い	9	8	▲1
悪い	1	2	1

3 前月(3月)から変化のあった主な業種

業種	3月の景況感	4月の景況感	変化の理由・状況
繊維・衣服	やや悪い	普通	<ul style="list-style-type: none"> ・景気回復の兆しが見え、売上が徐々に良くなっている。 <p>【山陽テクノ協同組合】</p>
木材	やや悪い	悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の着工戸数は1,863戸で、対前年同月比+26.6%、うち持家は342戸で▲5.5%、貸家は859戸で+6.2%、分譲は580戸で+94.0%であり、前年同月比が2カ月連続で増加。貸家と分譲の伸びによるものであり、持家は厳しい状況にある。 ・木材価格は、丸太、製品とも徐々に下降。インフレが施主の住宅購入意欲を減退させ、住宅の市場規模が縮小している状況にあり、特に持家の新規受注が進まない要因と思われる。 ・建築費の高騰で施工業者の収支が悪化しており、住宅会社はプレカット仕入れ価格の値下げ姿勢を明確にしているが、プレカット会社は電気代等の値上げで抵抗感が強い状況にある。 <p>【広島県木材協同組合連合会】</p>
鉄鋼(鋳物)	普通	やや悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・業界全体で原材料価格の高騰への対応が遅れ、収益性が悪化していると考えられる。 <p>【靱鉄鋼協同組合連合会】</p>
一般機械器具	やや悪い	普通	<ul style="list-style-type: none"> ・売上は前月比▲35%、前年同月比は+5%となった。また、日工会が発表する3月工作機械受注実績は前年同月比▲15.2%の1,410億1,900万円と3ヶ月連続の減少となった。 ・しかし、内需を中心に期末効果もあり、前月比では+13.6%と3ヵ月ぶりに増加した。また、工作機械の需給は調整局面にあり、業界は慎重姿勢となっている。 <p>【広島県東部機械金属工業協同組合】</p>
トラック輸送	普通	やや悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の売上高は前月比、前年同月比ともに減少 ・物価高騰により消費等の低迷が影響し、物流の荷動きが鈍化した ・軽油価格は主要産油国の減産方針による価格上昇分に対して、補助金額が上昇した結果、1円の値下がりとなった <p>【広島東部トラック運送事業協同組合】</p>

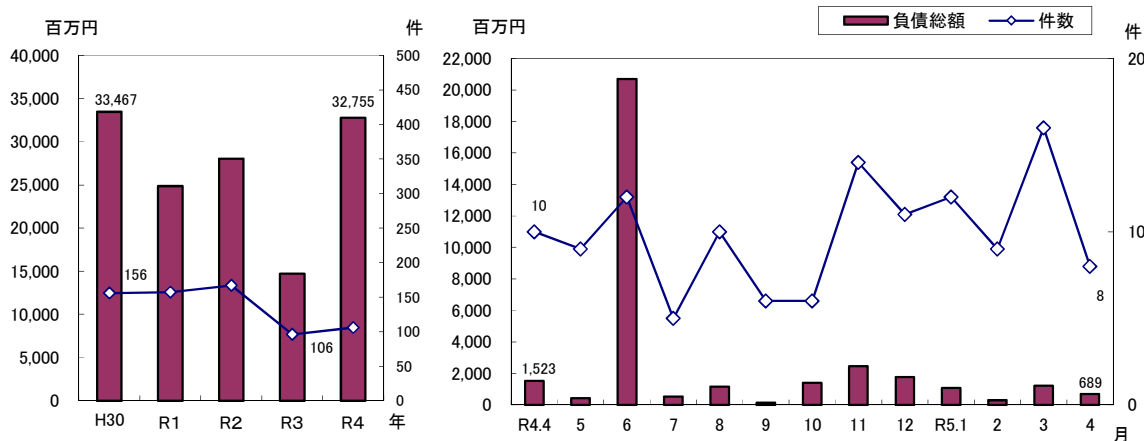
IV 企業倒産状況(令和5年4月)

1 概況

- ・負債総額1,000万円以上の倒産は、件数が8件、総額6億8,900万円であった。
- ・前月比で件数は8件減少し、負債総額は5億2,700万円減少した。
- ・前年同月比では、件数は2件減少し、負債総額は8億3,400万円減少した。
- ・大型倒産（負債総額10億円以上）の発生はなかった。

区分	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
件数 (前年同月比)	9件 (125.0%増)	16件 (45.5%増)	8件 (20.0%減)
負債総額 (前年同月比)	298百万円 (166.1%増)	1,216百万円 (10.1%減)	689百万円 (54.8%減)

企業倒産件数・負債総額(1,000万円以上)(年別、月別・前年同月比)



2 業種別

件数は、卸・小売・飲食業が3件、建設業、サービス業が各2件、運輸・通信業が1件となった。

負債総額では、サービス業、運輸・通信業、卸・小売・飲食業、建設業の順となった。

3 原因別

原因別では、販売不振が8件であった。

4 今後の見通し

令和5年4月度の倒産件数は8件となり、令和5年3月度まで前年同月比では5ヵ月連続の増加だったが、一転して倒産件数は減少した。ただ、増勢傾向にあることは否めない。

業歴別倒産状況では30年以上が5件、10年以上20年未満が2件、20年以上30年未満が1件と業歴10年以上の倒産が全体の100.0%を占め、前月3月度では業歴10年以上の倒産が全体の50.0%と比較的業歴の長い企業の倒産が続いている。

原因別にみると販売不振のみとなり、件数は8件で、既往のシワ寄せ、売掛金回収難は無かったが、これらを合計した不況型倒産8件で全体の100.0%を占めた。

そのような中、新型コロナウイルスを要因とした倒産は4月度8件中4件発生し、これまでの累計は130件（負債総額1,000万円以上）となり、倒産に占める新型コロナウイルス関連倒産の割合は高まりつつある。

コロナ禍では外出自粛やイベント中止・延期などもあった一方で、一部の業種では巣ごもり需要などの恩恵も受けた。しかし、令和4年に入りコロナ禍の落ち着きが進むにつれて巣ごもり需要が解消され、ロシアのウクライナ侵攻の影響だけでなく、円安が進み、穀物や食材の価格の他、水道・光熱費なども高騰した。このため、価格転嫁が小規模の企業ほど難しく、事業継続に大きな影響を及ぼしている。また、人手確保のための人件費負担も重くのしかかっている、経営基盤が脆弱で、コストアップ負担の吸収が難しい中小・零細企業を中心に、倒産件数を押し上げる可能性が高まっている。

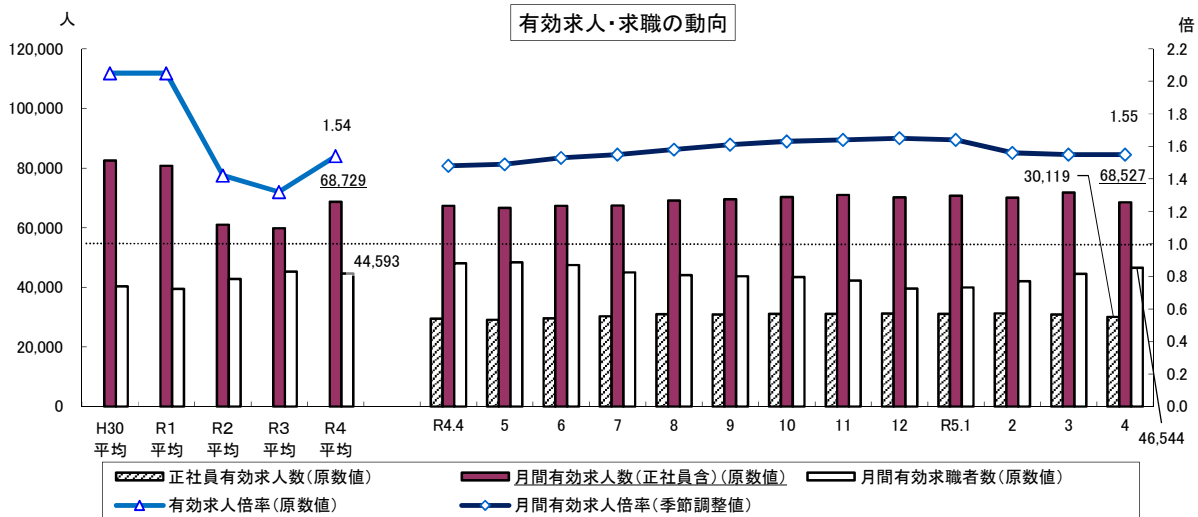
【(株)東京商工リサーチ(5月9日時点)】

V 最近の雇用失業情勢(令和5年4月)

1 県内の有効求人・求職の動向

区 分	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
有効求人倍率(季節調整値) (前月比)	1.56倍 (▲ 0.08ポイント)	1.55倍 (▲ 0.01ポイント)	1.55倍 (+0.00ポイント)
正社員有効求人倍率 (前年同月比)	1.24倍 (+0.07ポイント)	1.16倍 (+0.05ポイント)	1.11倍 (+0.05ポイント)

【広島労働局】



(注1) 正社員有効求人倍率は、正社員の有効求人数をパートタイムを除く常用有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含む)で除して算出しているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

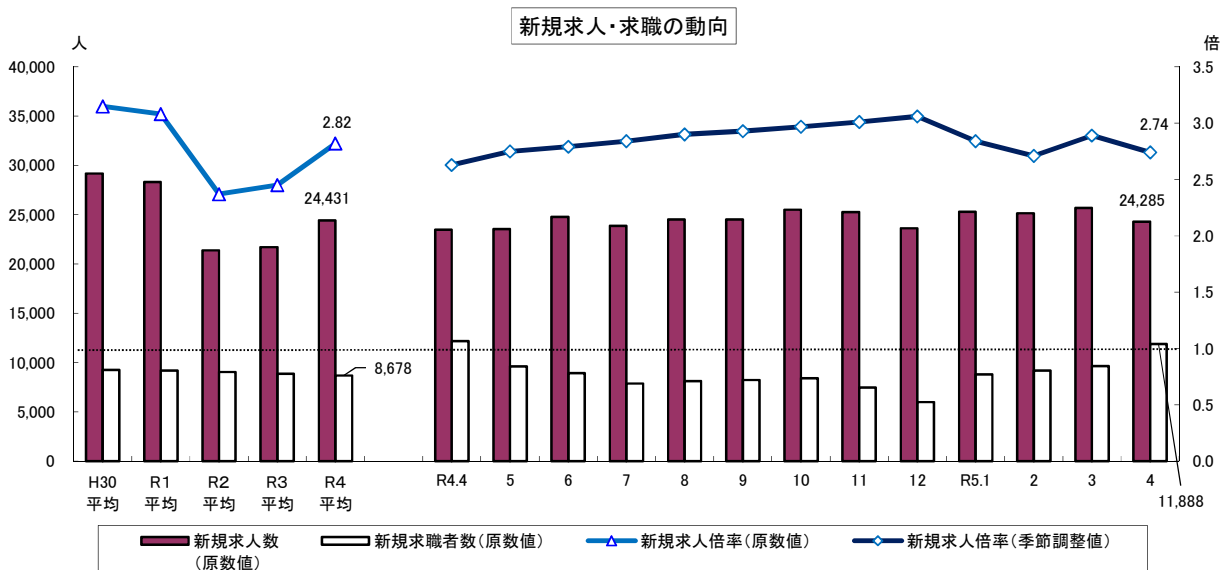
(注2) 正社員有効求人倍率は、季節調整されていない。

(注3) 令和4年12月以前の季節調整値は改訂されている。(令和5年1月分公表時改訂)

2 県内の新規求人・求職の動向

区 分	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
新規求人倍率(季節調整値) (前月比)	2.71倍 (▲ 0.13ポイント)	2.89倍 (+0.18ポイント)	2.74倍 (▲ 0.15ポイント)

【広島労働局】

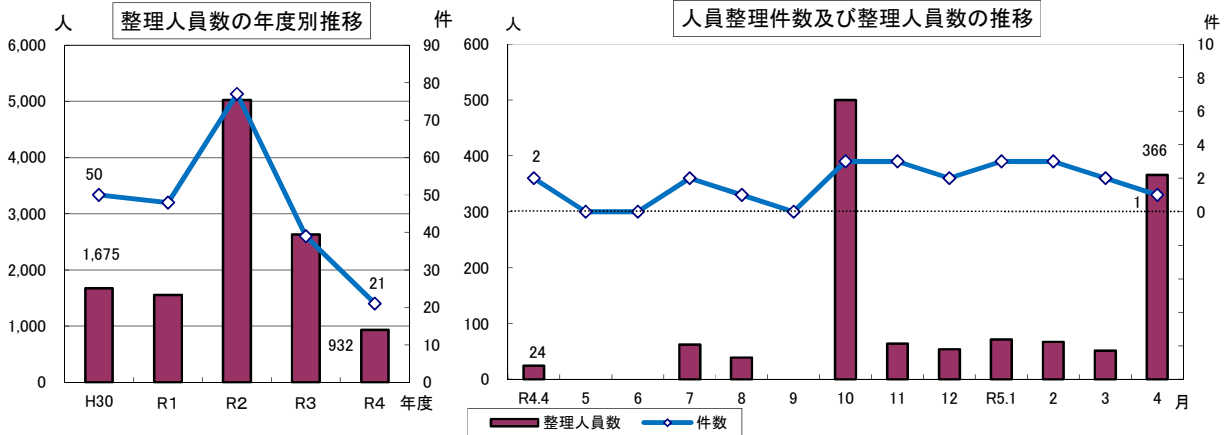


(注) 令和4年12月以前の季節調整値は改訂されている。(令和5年1月分公表時改訂)

3 県内の人員整理の状況(整理人員10人以上)

区 分	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
件数 (前年同月比)	3件 (▲ 2件)	2件 (▲ 1件)	1件 (▲ 1件)
整理人員 (前年同月比)	67人 (▲ 56人)	51人 (▲ 170人)	366人 (+ 342人)

【広島労働局】

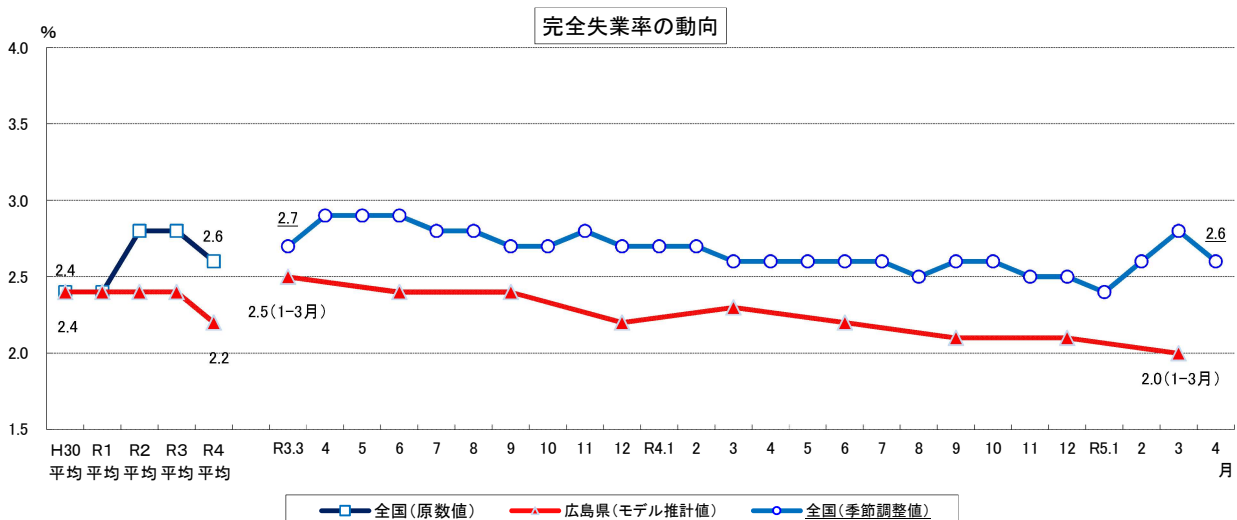


4 完全失業率の状況(全国・県内)

区 分	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
全国完全失業者数 (前年同月比)	174万人 (▲ 6万人)	193万人 (+ 13万人)	190万人 (+ 2万人)
全国完全失業率(季節調整値) (前月比)	2.6% (+0.2ポイント)	2.8% (+0.2ポイント)	2.6% (▲ 0.2ポイント)

区 分	令和4年		令和5年
	7~9月平均	10~12月平均	1~3月平均
広島県完全失業率 (モデル推計値) (前年同期比)	2.1% (▲0.3ポイント)	2.1% (▲0.1ポイント)	2.0% (▲0.3ポイント)

【総務省統計局】



※ 広島県(モデル推計値)は、毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの四半期平均及び年平均結果を過去にさかのぼって一部改定している。



Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和 5 年 3 月 17 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 角井 伸一

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 4 年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 役職別にみた賃金	14 頁
(8) 在留資格区分別にみた賃金	14 頁
(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	15 頁
(10) 都道府県別にみた賃金	15 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	16 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	17 頁
(3) 産業別にみた賃金	17 頁
統計表	18 頁

令和 4 年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した78,589事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和3年1月から令和3年12月までの1年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和4年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については令和3年1月から令和3年12月までの1年間）について、令和4年7月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
(ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
(イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,589 事業所 有効回答数：55,427 事業所 有効回答率：70.5%

なお、本概況では、有効回答を得た55,427事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(48,371事業所)について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和4年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和4年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和4年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和4年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間あたり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

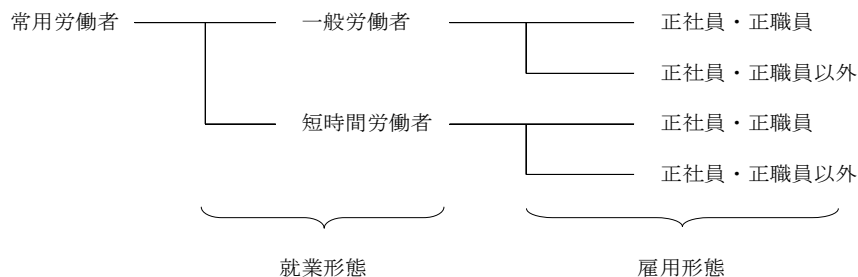
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

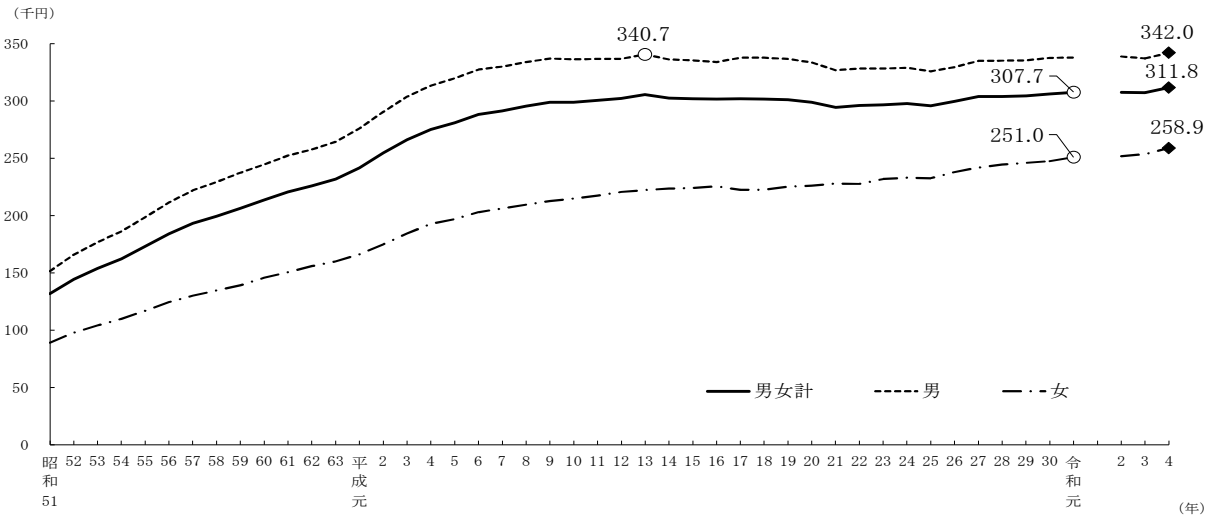
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 311.8 千円、男性 342.0 千円、女性 258.9 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、75.7 となっている。（第 1 図、第 1 表）

第 1 図 性別賃金の推移



注：平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。

線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)		
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
*令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

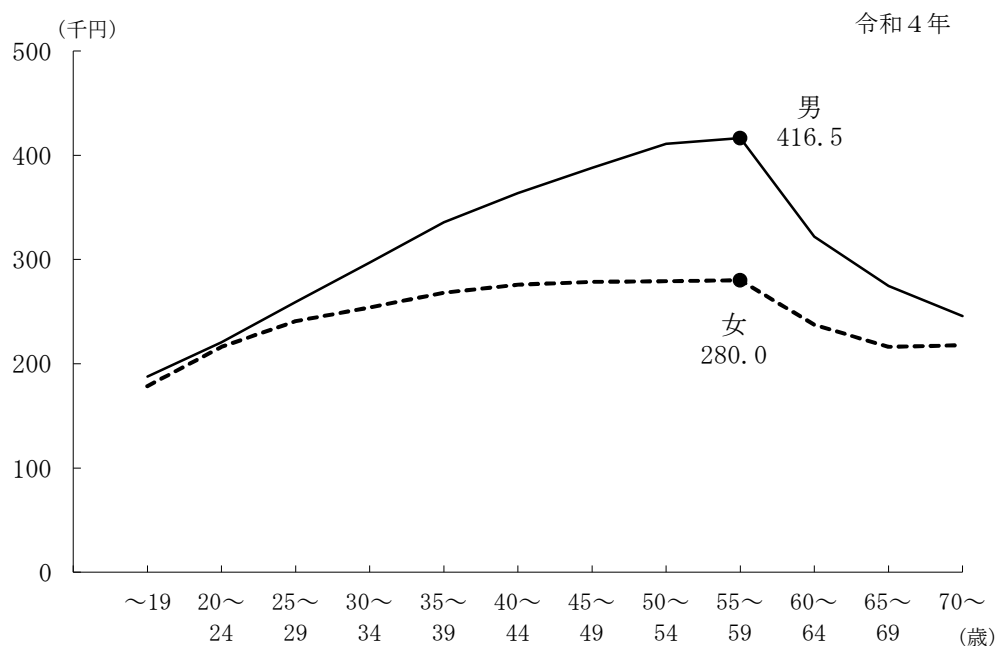
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

「*令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で416.5千円（20～24歳の賃金を100とすると188.9）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性も、55～59歳の280.0千円（同129.4）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計	311.8	1.4	142.7	342.0	1.4	155.1	258.9	2.1	119.7
～19歳	184.2	0.9	84.3	187.7	1.1	85.1	178.4	0.6	82.5
20～24	218.5	2.5	100.0	220.5	2.4	100.0	216.3	2.7	100.0
25～29	251.2	2.0	115.0	259.3	2.4	117.6	240.8	1.9	111.3
30～34	281.0	1.9	128.6	297.0	2.2	134.7	254.0	2.2	117.4
35～39	312.5	2.5	143.0	335.8	2.7	152.3	268.2	3.2	124.0
40～44	333.7	1.7	152.7	363.6	1.7	164.9	275.6	2.1	127.4
45～49	349.2	1.4	159.8	388.1	1.4	176.0	278.5	2.8	128.8
50～54	364.7	-0.4	166.9	410.9	-0.3	186.3	279.2	0.5	129.1
55～59	370.0	1.2	169.3	416.5	0.7	188.9	280.0	2.5	129.4
60～64	295.6	1.0	135.3	321.8	1.2	145.9	237.3	1.2	109.7
65～69	257.6	-0.8	117.9	274.5	-0.1	124.5	216.2	-2.7	100.0
70～	238.1	-2.1	109.0	245.9	-4.1	111.5	217.8	3.7	100.7
年齢(歳)	43.7			44.5			42.3		
勤続年数(年)	12.3			13.7			9.8		

(3) 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 273.8 千円、専門学校 294.2 千円、高専・短大 292.5 千円、大学 362.8 千円、大学院 464.2 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 297.5 千円、大学 392.1 千円、女性では、高校 222.9 千円、大学 294.0 千円となっている。（第3表、第3図）

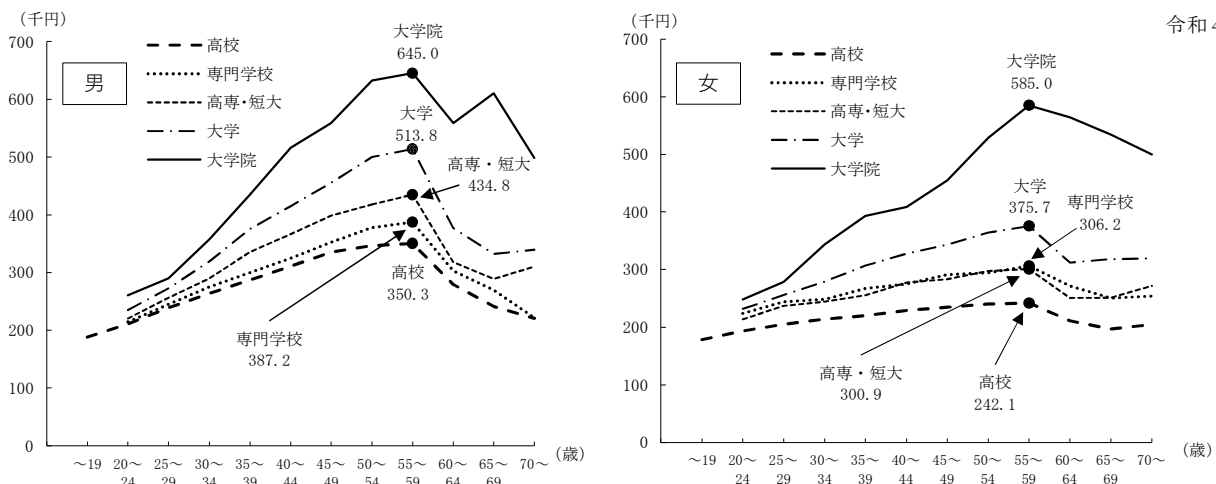
第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和4年

性、年齢階級	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	273.8	0.8	294.2	2.0	292.5	1.1	362.8	0.9	464.2	2.2
年齢計	184.6	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	205.2	3.1	220.3	2.9	215.6	2.3	233.6	1.8	257.1	4.9
20～24	228.1	1.8	244.6	2.3	243.3	2.8	265.2	1.7	287.1	3.0
25～29	248.5	0.6	263.1	2.5	261.3	1.6	304.9	1.2	354.3	2.6
30～34	267.6	0.9	286.3	2.5	284.4	1.8	353.9	2.3	427.8	0.6
35～39	287.5	1.6	303.7	-0.4	303.7	2.2	390.7	1.2	497.5	1.4
40～44	303.6	0.7	326.4	2.1	312.1	0.3	429.4	0.6	538.5	0.1
45～49	310.6	0.1	340.2	0.9	330.0	-1.8	474.9	-2.0	614.3	0.5
50～54	314.3	-0.1	346.5	3.3	338.0	-0.4	491.1	1.2	635.6	-3.3
55～59	258.2	2.4	286.5	3.9	270.1	-2.6	370.2	-0.4	559.6	-7.8
60～64	227.9	0.5	259.3	3.2	265.0	0.8	331.0	-6.0	600.9	-1.7
65～69	216.1	-0.2	238.6	0.8	285.3	11.0	337.2	-12.0	498.4	-8.3
70～	45.8		42.3		44.1		41.3		42.0	
年齢(歳)	13.6		11.0		12.7		11.8		11.6	
勤続年数(年)	297.5	0.8	316.0	2.1	348.3	0.8	392.1	1.3	478.4	2.8
男女計	188.2	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	211.4	3.5	214.6	1.2	220.4	3.9	235.1	1.7	260.5	6.0
20～24	239.2	2.0	244.9	1.7	256.6	2.8	272.8	2.2	289.9	3.2
25～29	263.8	1.0	275.0	3.3	290.0	1.6	319.3	1.7	357.3	2.5
30～34	287.2	0.9	300.0	2.2	335.6	5.9	375.5	2.9	435.5	1.0
35～39	311.2	1.1	324.6	-0.9	366.5	2.9	414.8	1.9	516.5	2.5
40～44	335.4	0.8	352.4	2.1	398.4	1.0	455.4	1.0	558.8	1.2
45～49	346.4	0.0	377.9	0.9	418.0	-5.1	500.0	-1.0	632.4	1.1
50～54	350.3	-0.4	387.2	3.6	434.8	-4.9	513.8	1.7	645.0	-4.7
55～59	279.2	2.9	302.7	1.5	318.2	-2.4	377.3	-0.4	558.8	-10.0
60～64	241.2	1.3	269.3	6.7	288.8	-0.5	332.2	-5.0	610.2	-0.3
65～69	220.7	-0.9	221.3	-11.0*	310.3	35.4	339.3	-11.3	498.2	-9.3
70～	45.8		42.7		43.6		43.4		42.3	
年齢(歳)	14.8		12.5		14.8		13.5		12.4	
勤続年数(年)	222.9	1.3	269.4	1.7	269.3	2.6	294.0	1.8	404.3	0.9
男女計	178.7	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	193.5	1.8	224.1	3.9	213.9	1.8	232.1	2.0	248.5	2.3
20～24	205.3	1.6	244.4	2.9	237.3	3.1	255.9	1.4	278.8	2.9
25～29	214.4	1.1	248.4	1.6	244.6	2.1	279.2	1.3	343.3	5.3
30～34	220.2	1.9	267.2	3.1	255.6	0.2	307.2	3.0	393.2	-0.6
35～39	229.2	3.1	275.2	-0.3	277.3	3.0	327.6	1.3	408.6	-4.4
40～44	234.7	0.0	291.5	2.5	283.5	2.0	343.4	2.4	454.4	-3.1
45～49	240.2	1.6	294.4	0.0	297.8	1.4	364.2	-4.9	528.9	-1.4
50～54	242.1	0.9	306.2	1.2	300.9	4.2	375.7	1.2*	585.0	6.6
55～59	211.4	1.2	271.6	4.9	251.0	0.0	312.4	0.3	564.6	4.1
60～64	197.2	-1.4	250.7	0.1	251.1	1.3	318.2	-15.1*	533.8	-12.4
65～69	204.7	0.9	254.1	12.3	271.8	-1.7*	319.6	-18.0*	500.0	8.5
70～	45.6		42.0		44.3		36.6		40.5	
年齢(歳)	11.1		9.4		11.9		7.9		8.3	
勤続年数(年)										

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金

令和4年



(4) 企業規模別にみた賃金

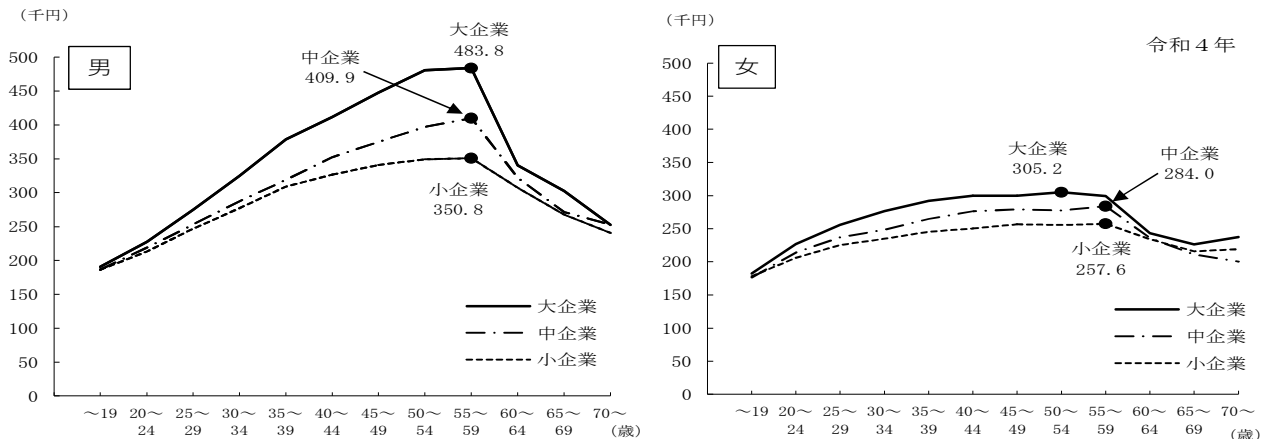
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 348.3 千円、中企業 303.0 千円、小企業 284.5 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 386.6 千円、中企業 331.2 千円、小企業 308.1 千円、女性では、大企業 278.2 千円、中企業 257.0 千円、小企業 241.3 千円となっている。（第4表、第4図）

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業		中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計	348.3	2.5	303.0	1.1	87.0 (88.3)	284.5	1.6	81.7 (82.4)
	～19歳	187.8	0.7	182.3	0.8	97.1 (96.9)	183.1	1.7	97.5 (96.6)
	20～24	227.2	2.3	216.7	2.8	95.4 (94.8)	209.7	2.9	92.3 (91.7)
	25～29	266.5	1.4	245.7	2.8	92.2 (90.9)	238.0	2.8	89.3 (88.1)
	30～34	307.4	2.5	272.5	2.2	88.6 (88.9)	261.6	2.2	85.1 (85.3)
	35～39	349.6	3.3	299.1	1.5	85.6 (87.1)	288.2	3.7	82.4 (82.1)
	40～44	375.7	3.0	325.0	1.9	86.5 (87.4)	301.2	1.5	80.2 (81.3)
	45～49	397.8	3.7	339.5	0.1	85.3 (88.4)	311.3	1.2	78.3 (80.2)
	50～54	422.5	0.3	354.1	-0.6	83.8 (84.6)	315.1	0.0	74.6 (74.8)
	55～59	427.0	2.3	364.3	1.4	85.3 (86.1)	318.3	1.1	74.5 (75.5)
	60～64	311.4	0.2	293.6	1.9	94.3 (92.7)	285.4	1.0	91.7 (90.9)
	65～69	275.0	-0.8	253.9	-3.3	92.3 (94.7)	254.3	2.0	92.5 (89.9)
	70～	245.5	4.0	240.4	-9.7	97.9 (112.7)	235.1	0.9	95.8 (98.7)
年齢(歳)	42.6		43.4			45.3			
勤続年数(年)	13.9		12.0			11.1			
男	年齢計	386.6	2.8	331.2	1.0	85.7 (87.3)	308.1	1.5	79.7 (80.8)
	～19歳	190.4	1.2	186.3	1.6	97.8 (97.4)	186.4	0.5	97.9 (98.6)
	20～24	227.4	1.9	218.9	3.2	96.3 (95.1)	213.2	2.1	93.8 (93.6)
	25～29	274.7	1.6	253.0	3.6	92.1 (90.3)	246.8	2.6	89.8 (89.0)
	30～34	324.8	2.4	287.2	3.0	88.4 (87.9)	277.1	2.9	85.3 (84.9)
	35～39	378.7	3.9	319.0	1.3	84.2 (86.4)	309.0	4.2	81.6 (81.4)
	40～44	411.9	3.4	352.4	1.5	85.6 (87.1)	326.6	1.4	79.3 (80.9)
	45～49	447.8	4.3	374.9	-0.6	83.7 (87.8)	341.1	0.9	76.2 (78.8)
	50～54	480.6	0.6	396.9	-1.1	82.6 (84.0)	349.1	0.3	72.6 (72.9)
	55～59	483.8	1.6	409.9	0.4	84.7 (85.7)	350.8	1.5	72.5 (72.6)
	60～64	340.2	0.7	321.9	2.0	94.6 (93.5)	307.3	1.0	90.3 (90.1)
	65～69	302.3	1.2	271.7	-2.4	89.9 (93.1)	267.9	2.2	88.6 (87.7)
	70～	252.2	4.3	253.1	-14.3	100.4 (122.2)	240.7	0.3	95.4 (99.3)
年齢(歳)	43.3		44.2			46.1			
勤続年数(年)	15.8		13.4			12.0			
女	年齢計	278.2	2.7	257.0	1.8	92.4 (93.2)	241.3	2.7	86.7 (86.7)
	～19歳	182.2	-0.5	176.5	-0.3	96.9 (96.7)	178.2	4.3	97.8 (93.3)
	20～24	227.0	2.7	214.3	2.5	94.4 (94.6)	206.0	3.7	90.7 (89.8)
	25～29	255.5	1.3	236.9	2.2	92.7 (91.9)	225.6	2.7	88.3 (87.1)
	30～34	276.8	4.2	248.8	1.5	89.9 (92.3)	234.8	1.3	84.8 (87.2)
	35～39	292.4	3.6	264.8	3.4	90.6 (90.7)	245.3	2.9	83.9 (84.4)
	40～44	299.8	2.2	276.5	2.9	92.2 (91.6)	250.4	2.0	83.5 (83.7)
	45～49	299.5	3.1	279.4	2.4	93.3 (93.9)	256.9	3.9	85.8 (85.1)
	50～54	305.2	0.6	277.5	-0.1	90.9 (91.6)	255.7	2.2	83.8 (82.5)
	55～59	299.3	4.5	284.0	2.7	94.9 (96.6)	257.6	0.8	86.1 (89.2)
	60～64	243.2	-0.5	236.0	1.0	97.0 (95.7)	234.2	3.1	96.3 (93.0)
	65～69	226.6	-2.0	210.9	-7.5	93.1 (98.6)	215.8	2.5	95.2 (91.1)
	70～	237.9	4.4	200.5	3.1	84.3 (85.3)	219.1	2.9	92.1 (93.5)
年齢(歳)	41.3		42.0			43.9			
勤続年数(年)	10.5		9.6			9.4			

注： 1) () 内は、令和3年の数値である。

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

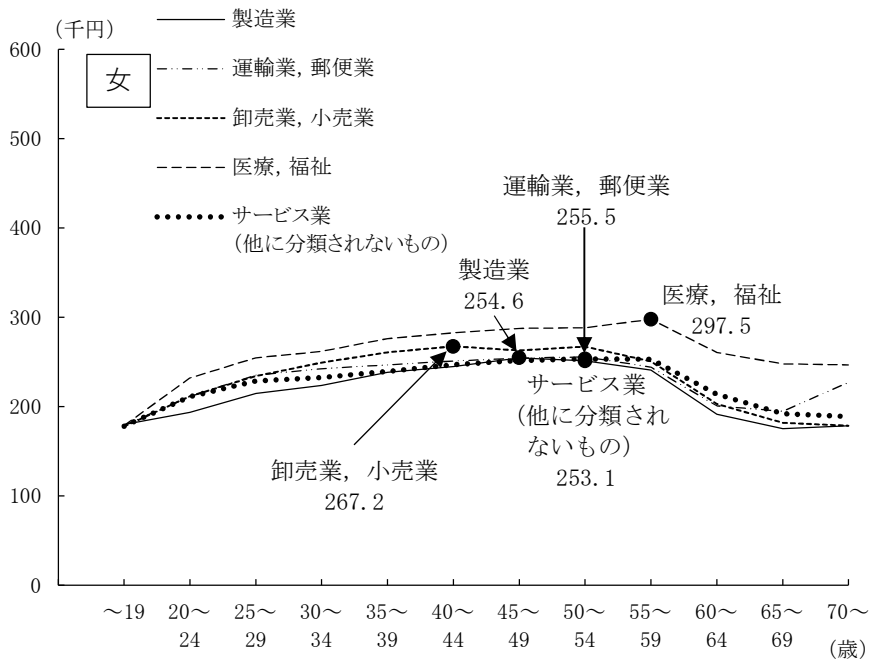
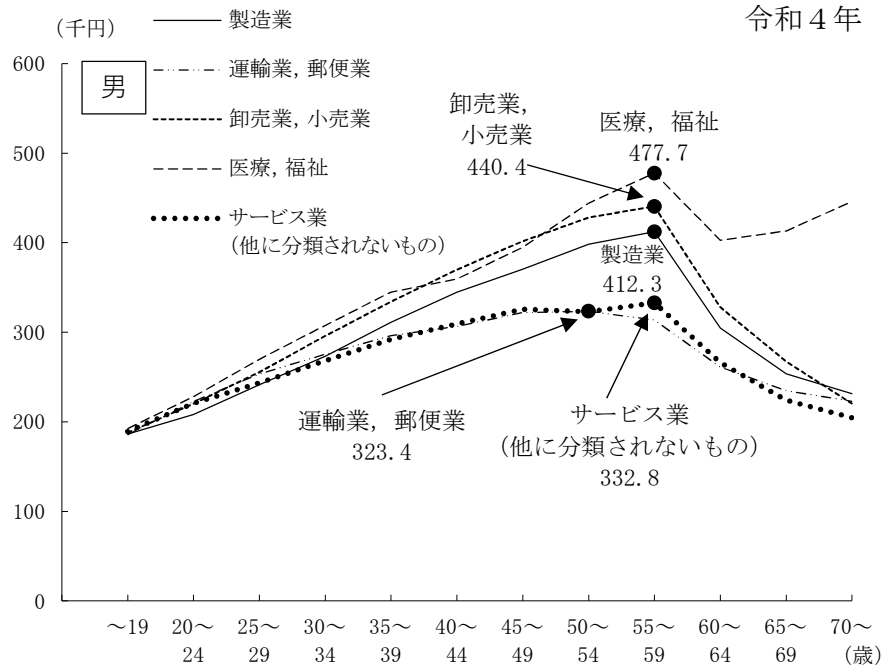
産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（402.0千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（385.5千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（257.4千円）が最も低くなっている（第5表、第5図）。

第5表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和4年

性、年齢階級	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	
	男女計	年齢計	347.4	335.4	301.5	402.0	378.8	285.4	314.6	374.0	339.5	385.5	257.4	271.6	377.7	296.7	298.8
	～19歳	185.5	193.8	184.1	185.4	180.8	184.6	182.9	170.9	183.9	187.8	173.8	181.0	173.8	181.7	173.9	186.0
	20～24	221.7	230.8	203.4	218.8	231.6	219.1	216.0	223.8	233.6	233.1	200.7	208.9	224.4	230.9	197.6	216.4
	25～29	278.3	264.0	233.8	279.8	279.0	248.4	246.6	266.0	264.3	279.8	225.1	234.3	260.7	258.9	224.3	236.5
	30～34	320.9	293.6	261.1	343.1	333.6	269.5	278.8	325.5	304.5	336.6	246.9	263.6	308.9	278.4	252.0	254.4
	35～39	* 392.2	338.4	295.3	407.9	382.0	288.7	309.4	385.4	349.7	378.9	267.7	280.4	347.1	300.8	279.9	272.1
	40～44	* 369.1	348.5	322.8	440.8	426.4	299.0	336.1	420.0	376.0	421.3	292.8	311.2	391.5	307.4	310.6	286.3
	45～49	363.8	372.8	340.8	465.9	450.4	311.3	356.6	445.8	395.0	440.8	288.9	314.7	416.8	317.0	343.2	297.4
	50～54	* 406.8	411.3	360.3	518.6	462.5	314.3	375.3	481.2	403.4	460.0	293.3	313.2	448.7	323.7	363.9	296.4
	55～59	* 407.9	410.0	369.9	504.9	491.1	306.4	379.2	424.9	414.5	481.2	289.3	296.7	488.1	339.1	373.5	306.9
	60～64	300.2	354.7	275.4	290.0	351.6	255.5	291.7	311.0	315.7	399.3	231.3	247.6	462.9	299.6	234.8	255.0
	65～69	251.3	294.0	230.0	259.8	374.3	232.0	239.7	336.9	242.1	386.7	201.5	202.2	405.7	300.1	205.3	218.3
	70～	249.6	253.3	216.0	212.8*	269.3	222.9	206.0	303.9	231.3*	339.2	187.1	191.6	366.8	320.8	185.0	201.8
	賃金(年齢計)の対前年増減率(%)	7.5	0.7	2.2	-4.2	1.4	2.5	2.1	-2.5	4.1	-0.4	-0.1	1.3	1.0	1.7	0.7	1.1
	年齢(歳)	47.8	45.0	43.5	43.2	40.2	47.5	43.3	43.2	43.3	42.7	43.5	41.9	43.9	42.9	44.0	45.2
	勤続年数(年)	14.2	12.8	14.8	18.6	12.0	12.7	13.8	13.9	10.4	12.1	10.0	10.5	11.4	9.1	16.3	9.1
男	年齢計	357.9	350.9	326.3	413.7	402.2	293.1	351.0	480.6	378.0	416.2	291.4	304.8	436.6	358.2	325.3	285.4
	～19歳	185.8	194.3	186.2	184.3	184.2	185.8	187.9	202.1	193.6	189.0	177.2	181.3*	178.2	192.3	184.7	189.2
	20～24	218.9	234.3	208.1	219.7	232.9	222.6	219.9	234.0	242.9	234.1	205.9	208.8	228.0	228.0	205.5	220.5
	25～29	278.1	272.6	241.4	281.7	288.7	253.1	255.4	295.6	279.0	281.9	233.2	242.6	279.7	269.6	231.2	243.4
	30～34	326.3	305.5	273.3	347.0	353.1	275.5	295.6	387.2	330.2	350.8	261.5	280.7	333.1	307.4	260.0	268.2
	35～39	* 403.9	350.4	311.2	414.7	397.9	296.1	334.2	498.7	381.7	399.5	293.5	302.2	388.0	344.9	293.8	292.1
	40～44	* 385.9	365.8	344.6	454.8	447.4	306.6	369.7	570.8	417.7	454.4	322.4	342.7	445.9	359.4	330.5	309.1
	45～49	378.9	395.7	370.6	482.0	469.2	321.8	401.6	608.1	446.6	479.3	325.4	353.2	485.1	394.9	371.0	325.7
	50～54	* 420.0	433.5	398.3	539.5	479.6	323.4	428.2	639.1	458.8	509.0	341.2	364.0	517.5	444.1	404.7	322.6
	55～59	* 422.2	432.9	412.3	521.9	509.0	313.6	440.4	547.1	477.7	521.9	342.3	346.0	539.8	477.7	419.0	332.8
	60～64	310.7	367.0	304.8	295.2	351.5	261.0	327.9	344.5	342.7	419.1	276.8	275.2	483.6	402.7	248.8	265.9
	65～69	255.6	302.6	253.6	262.1	339.6	234.5	267.1*	396.2	250.3	396.4	227.6	222.0	418.3	413.0	222.6	223.9
	70～	253.2	256.6	231.5	215.3*	287.2	222.7	220.3	320.3	239.1*	341.8	218.3	203.1	365.4	445.8	187.9	204.4
	賃金(年齢計)の対前年増減率(%)	7.4	1.5	2.3	-4.6	2.5	1.9	2.2	-0.9	4.6	-0.5	1.6	1.6	0.8	0.8	1.3	0.7
	年齢(歳)	48.2	45.4	43.6	43.5	41.5	48.2	44.0	43.4	44.2	43.8	43.9	43.3	46.7	42.5	44.8	46.6
	勤続年数(年)	14.5	13.3	15.8	19.2	13.3	13.3	15.4	16.1	11.3	13.3	10.9	11.6	13.1	9.3	17.7	10.1
女	年齢計	276.9	251.0	229.3	326.5	314.5	240.3	246.4	287.8	266.6	312.3	216.1	231.8	316.5	271.7	243.6	237.4
	～19歳	* 173.1	190.1	179.8	191.3	177.7	178.8	177.5	165.5	177.4	184.7	171.4	180.9	172.4	178.4	169.6	177.8
	20～24	234.6	217.0	193.5	214.9	229.6	211.2	211.3	217.2	222.8	231.6	197.2	209.0	223.4	231.7	190.3	210.8
	25～29	279.1	222.3	214.8	270.1	261.8	235.1	234.1	244.2	244.2	276.4	216.3	227.9	250.3	254.6	213.6	228.4
	30～34	* 289.8	241.4	223.7	316.0	297.5	242.3	249.0	269.3	257.8	309.3	227.7	241.7	284.0	261.5	233.5	232.5
	35～39	* 315.9	266.0	238.5*	366.1	339.6	246.4	260.6	288.7	279.4	326.9	230.8	246.7	303.1	276.1	248.2	239.2
	40～44	* 256.7	260.3	244.7	344.4	352.9	251.0	267.2	309.7	292.6	343.9	245.3	248.8	328.9	282.5	261.7	246.9
	45～49	275.0	262.8	254.6	373.3	376.1	254.2	262.8	316.0	295.0	343.9	237.5	253.0	346.9	287.5	281.6	251.3
	50～54	308.6	276.0	251.1	377.6	388.5	255.5	267.0	321.7	288.9	336.3	224.3	244.1	368.3	288.0	273.2	253.1
	55～59	* 310.5	283.2	240.8	375.3	396.0	244.2	250.5	317.9	284.1	347.3	213.6	239.6	414.5	297.5	262.0	252.7
	60～64	210.5	249.0	191.3	233.7*	352.5	200.7	202.7	280.7	245.7	279.6	186.1	211.5	413.3	260.6	196.6	213.9
	65～69	186.3	215.6	175.1*	187.5*	580.6	194.6	181.8	311.3	211.4	249.9	178.3	176.9	363.8	247.7	169.5	192.1
	70～	* 188.8*	* 229.5	178.5*	170.9*	185.8	226.8	178.4	302.4	213.3*	319.8	163.8	176.0	370.0	246.4*	168.8	188.8
	賃金(年齢計)の対前年増減率(%)	10.9	-0.8	3.5	-0.4	-0.3	5.8	2.9	-1.7	3.1	1.5	0.5	1.7	1.5	2.4	1.5	2.9
	年齢(歳)	45.2	43.1	43.1	41.4	36.8	43.1	41.9	43.0	41.5	39.9	43.0	40.3	40.9	43.0	42.3	42.7
	勤続年数(年)	12.3	9.6	12.0	14.5	8.7	9.5	10.8	12.2	8.5	9.1	8.9	9.2	9.7	8.9	13.3	7.3

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 328.0 千円に対し、正社員・正職員以外 221.3 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 353.6 千円に対し、正社員・正職員以外 247.5 千円、女性では、正社員・正職員 276.4 千円に対し、正社員・正職員以外 198.9 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員=100）は、男女計 67.5、男性 70.0、女性 72.0 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.8）で、産業別では「電気・ガス・熱供給・水道業」（58.5）となっている。（第6-1表、第6-2表、第6-3表、第6図）

第6-1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和4年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計	328.0	1.4	221.3	2.1	67.5 (67.0)	353.6	1.4	247.5	2.6	70.0 (69.2)	276.4	2.1	198.9	1.8	72.0 (72.2)
～19歳	185.0	0.6	170.1	1.3	91.9 (91.3)	188.4	0.8	172.2	2.0	91.4 (90.4)	179.2	0.3	168.0	0.7	93.8 (93.4)
20～24	221.0	2.0	196.2	7.2	88.8 (84.5)	221.9	1.8	206.1	9.7	92.9 (86.1)	220.0	2.3	188.2	5.0	85.5 (83.3)
25～29	255.9	2.0	212.3	3.6	83.0 (81.7)	262.2	2.1	226.3	6.3	86.3 (82.9)	247.1	2.0	201.7	1.4	81.6 (82.1)
30～34	288.4	1.7	215.5	3.8	74.7 (73.2)	301.6	2.0	233.8	6.9	77.5 (74.0)	263.8	2.0	202.3	1.5	76.7 (77.1)
35～39	323.5	2.4	213.3	2.4	65.9 (65.9)	341.8	2.5	233.3	3.6	68.3 (67.5)	283.3	3.2	202.2	2.4	71.4 (71.9)
40～44	347.5	1.7	217.6	3.5	62.6 (61.5)	370.7	1.7	244.3	6.0	65.9 (63.2)	294.2	2.1	203.6	1.7	69.2 (69.5)
45～49	366.3	1.4	212.8	1.4	58.1 (58.1)	395.9	1.4	240.0	1.6	60.6 (60.5)	300.4	2.7	201.6	1.2	67.1 (68.1)
50～54	387.5	-0.2	211.9	0.0	54.7 (54.6)	421.4	-0.3	241.0	-2.4	57.2 (58.4)	307.4	0.6	200.0	2.0	65.1 (64.2)
55～59	396.2	0.8	216.7	2.9	54.7 (53.6)	431.0	0.6	247.3	1.9	57.4 (56.6)	310.4	1.7	199.8	3.6	64.4 (63.2)
60～64	329.8	0.0	254.3	2.2	77.1 (75.4)	350.5	-0.3	283.6	3.2	80.9 (78.1)	276.5	1.6	199.1	0.7	72.0 (72.7)
65～69	296.6	-0.9	220.9	-1.5	74.5 (74.9)	309.0	-0.3	238.0	-1.2	77.0 (77.7)	258.9	-3.6	185.8	-0.6	71.8 (69.6)
70～	272.9	-2.6	200.0	-2.7	73.3 (73.4)	277.6	-4.7	209.5	-4.2	75.5 (75.0)	259.8	4.5	177.3	0.6	68.2 (70.9)
年齢(歳)	42.6		50.0			43.5		52.8			40.8		47.7		
勤続年数(年)	12.8		9.8			14.0		11.7			10.3		8.3		

注：1) () 内は、令和3年の数値である。

第6-2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和4年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	375.3	2.4	228.1	1.8	60.8 (61.2)	405.2	2.8	256.3	2.4	63.3 (63.5)	307.8	2.5	206.0	1.5	66.9 (67.6)
中企業	318.7	1.2	221.6	2.7	69.5 (68.5)	343.2	1.1	247.2	3.6	72.0 (70.3)	273.8	2.2	198.0	1.7	72.3 (72.6)
小企業	293.5	1.6	208.6	2.4	71.1 (70.5)	314.3	1.4	233.3	1.8	74.2 (73.9)	251.8	2.6	187.6	3.9	74.5 (73.6)

注：1) () 内は、令和3年の数値である。

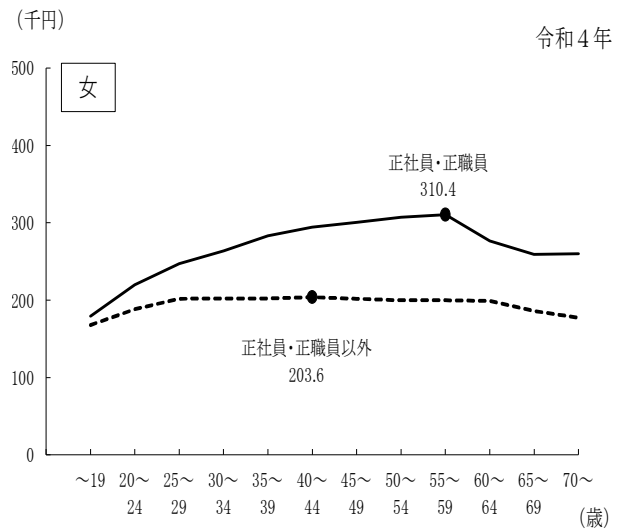
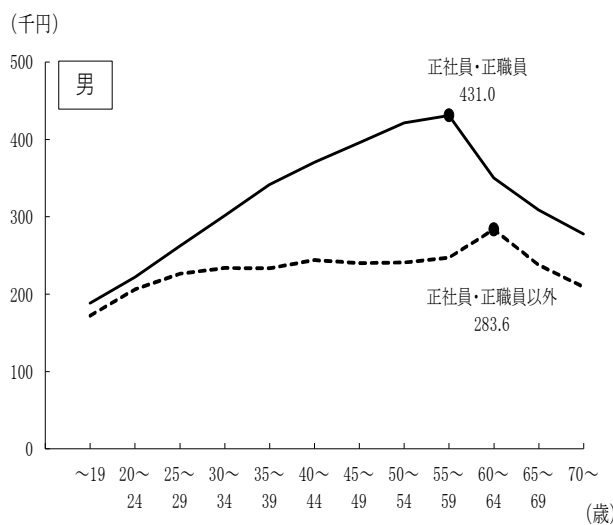
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和4年

産業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	350.1	6.6*	309.2	16.2	88.3 (81.0)	360.5	6.8*	322.0	14.0	89.3 (83.7)	281.2	8.8	203.4	14.6	72.3 (68.7)
建設業	342.1	1.8	267.7	-7.5	78.3 (86.1)	355.6	2.1	295.0	-4.0	83.0 (88.2)	261.7	1.7	191.9	-7.7	73.3 (80.8)
製造業	314.5	1.9	211.5	3.6	67.2 (66.2)	334.5	2.1	239.9	4.1	71.7 (70.4)	244.4	3.0	181.7	3.2	74.3 (74.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	412.3	-4.9	241.0	3.5	58.5 (53.7)	421.5	-5.4	259.5	5.7	61.6 (55.1)	347.2	-0.1	200.8	3.5	57.8 (55.8)
情報通信業	385.6	1.5	283.3	-2.8	73.5 (76.8)	406.6	2.7	321.2	-2.8	79.0 (83.5)	324.2	-0.7	234.8	0.4	72.4 (71.6)
運輸業、郵便業	294.4	2.2	221.4	5.8	75.2 (72.6)	300.1	1.8	232.4	5.3	77.4 (74.8)	254.8	5.2	192.6	3.9	75.6 (76.5)
卸売業、小売業	336.5	1.7	206.0	2.2	61.2 (60.9)	362.7	1.7	241.6	3.8	66.6 (65.3)	273.0	2.6	184.7	1.9	67.7 (68.2)
金融業、保険業	383.7	-2.8	242.1	-1.7	63.1 (62.4)	491.3	-0.9	297.4	-3.1	60.5 (61.9)	294.5	-2.1	210.8	-1.3	71.6 (71.0)
不動産業、物品賃貸業	355.3	3.2	228.4	1.8	64.3 (65.2)	391.9	3.1	249.1	4.2	63.6 (62.9)	279.4	2.9	207.0	0.9	74.1 (75.6)
学術研究、専門・技術サービス業	394.2	-0.3	309.5	3.5	78.5 (75.6)	422.3	-0.1	353.4	0.8	83.7 (82.9)	323.5	1.4	240.3	0.8	74.3 (74.7)
宿泊業、飲食サービス業	285.3	2.8	185.0	-2.7	64.8 (68.5)	307.2	2.4	207.0	-2.3	67.4 (70.6)	246.5	4.8	175.2	-0.8	71.1 (75.1)
生活関連サービス業、娯楽業	296.3	2.7	194.5	1.4	65.6 (66.5)	325.3	2.7	207.3	2.4	63.7 (63.9)	253.7	3.4	186.3	0.8	73.4 (75.3)
教育、学習支援業	393.9	0.8	270.6	4.8	68.7 (66.1)	449.2	0.6	324.6	7.4	72.3 (67.7)	332.2	1.5	236.1	1.9	71.1 (70.8)
医療、福祉	307.0	1.8	221.3	1.6	72.1 (72.3)	369.7	1.3	249.8	-3.1	67.6 (70.7)	280.6	2.4	212.8	2.9	75.8 (75.5)
複合サービス事業	330.8	0.7	217.4	1.4	65.7 (65.2)	353.7	1.1	236.9	2.3	67.0 (66.1)	273.9	1.7	190.0	1.3	69.4 (69.6)
サービス業 (他に分類されないもの)	293.5	0.7	221.6	1.6	75.5 (74.8)	306.5	0.2	228.3	1.6	74.5 (73.4)	259.2	3.3	214.9	1.7	82.9 (84.3)

注：1) ()内は、令和3年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(7) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 586.2 千円、課長級 486.9 千円、係長級 369.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 593.1 千円、課長級 495.6 千円、係長級 379.1 千円、女性では、部長級 520.1 千円、課長級 435.0 千円、係長級 337.6 千円となっている。（第7表）

第7表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和4年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者= 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	586.2	1.4	208.2	52.7	22.1	593.1	1.2	197.0	52.8	22.4	520.1	4.6	205.4	52.1	18.6
課長級	486.9	2.2	172.9	48.8	20.5	495.6	2.3	164.7	48.8	20.7	435.0	3.1	171.8	49.2	18.8
係長級	369.0	0.3	131.0	45.4	17.8	379.1	0.6	125.9	45.3	18.0	337.6	0.9	133.3	45.8	17.1
非役職者	281.6	1.5	100.0	41.1	10.4	301.0	1.6	100.0	41.4	11.2	253.2	1.7	100.0	40.7	9.3

(8) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 248.4 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）299.6 千円、特定技能 205.7 千円、身分に基づくもの 280.7 千円、技能実習 177.8 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）220.9 千円となっている（第8表）。

第8表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和4年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	248.4	8.9	34.1	3.6
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	299.6	-8.2	31.9	3.3
特定技能	205.7	5.5	29.0	2.4
身分に基づくもの	280.7	3.7	43.8	5.6
技能実習	177.8	8.3	27.9	2.4
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	220.9	16.5	31.0	2.8

注： 1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。「留学（資格外活動）」を含めた6区分となる。

(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 181.2 千円、専門学校 212.6 千円、高専・短大 202.3 千円、大学 228.5 千円、大学院 267.9 千円となっている（第 9 表）。

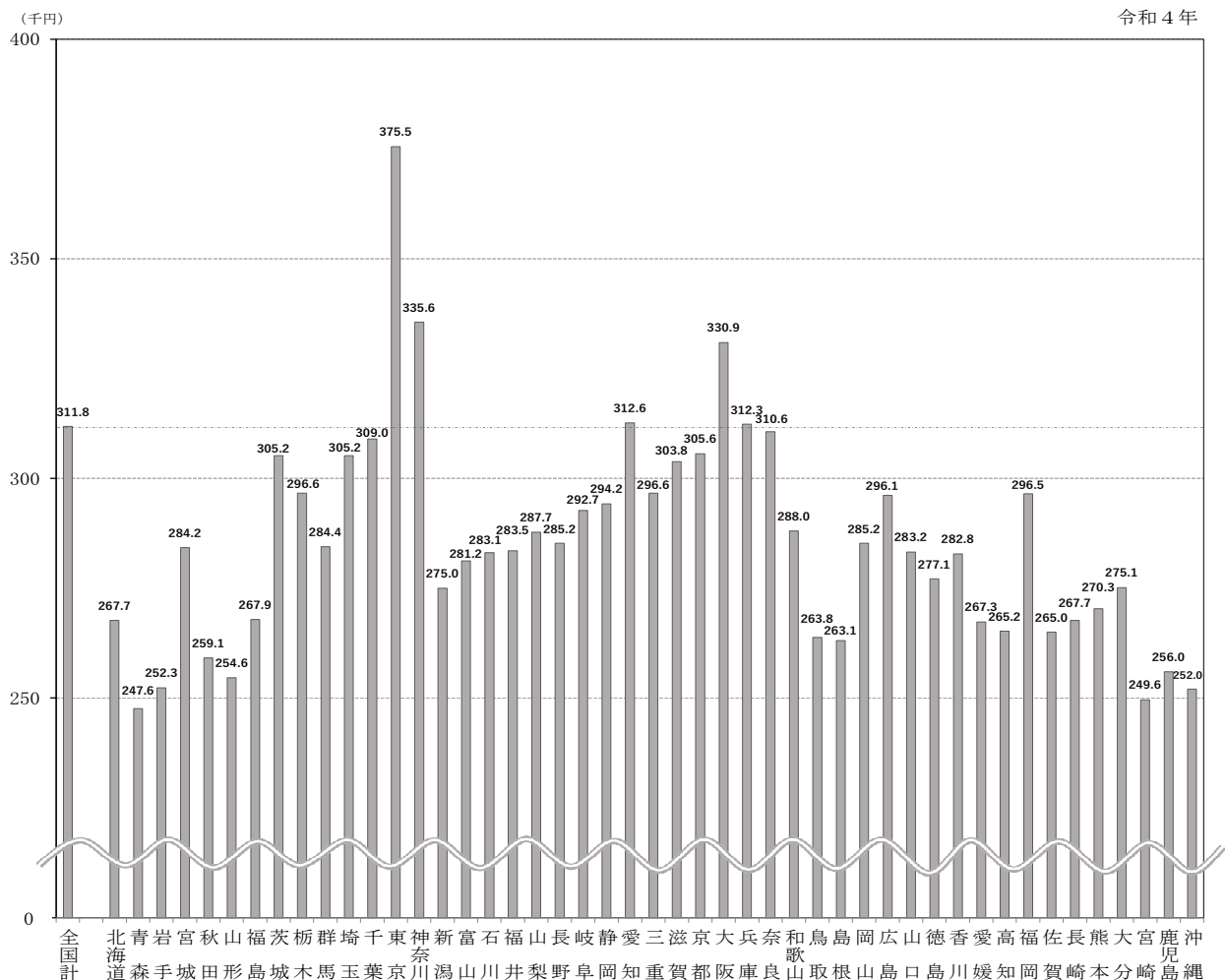
第 9 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	181.2	0.8	212.6	2.8	202.3	1.3	228.5	1.4	267.9	5.7
男	183.4	1.0	207.0	1.5	204.1	2.2	229.7	1.3	271.9	7.0
女	177.6	0.7	216.6	3.7	201.8	1.0	227.2	1.5	256.9	2.4

(10) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（311.8 千円）よりも賃金が高かったのは 5 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県）となっており、最も高かったのは、東京都（375.5 千円）となっている（第 7 図）。

第 7 図 都道府県別賃金（男女計）



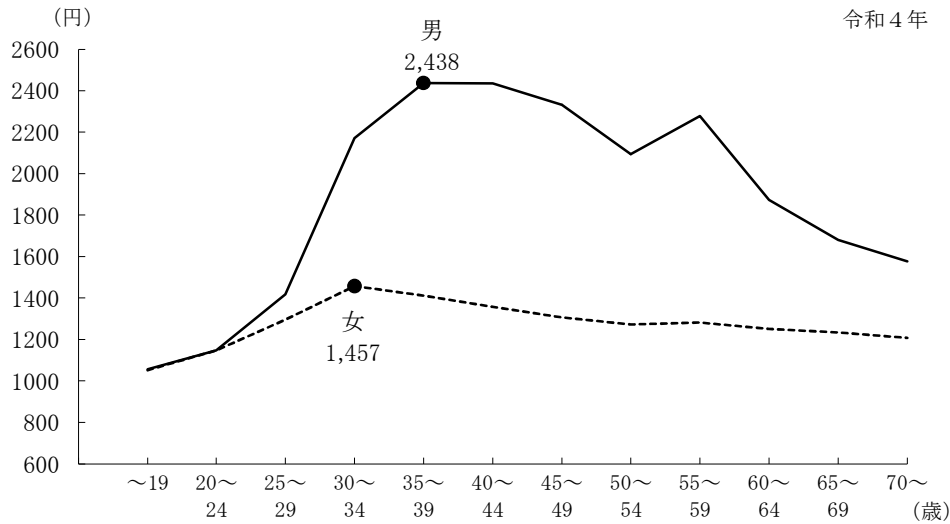
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間あたり賃金は、男女計1,367円、男性1,624円、女性1,270円となっている。

男女別に1時間あたり賃金を年齢階級別にみると、1時間あたり賃金が最も高い年齢階級は、男性では35～39歳で2,438円、女性では、30～34歳で1,457円となっている。（第8図、第10表）

第8図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間あたり賃金



第10表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間あたり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	1時間あたり賃金 (円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)
年齢計	1,367	-1.2	119.2	1,624	-0.4	141.6	1,270	-1.6	110.7
～19歳	1,054	-3.6	91.9	1,057	-3.6	92.2	1,052	-3.6	91.7
20～24	1,147	-8.3	100.0	1,147	-9.3	100.0	1,147	-7.4	100.0
25～29	1,339	-3.9	116.7	1,417	-2.7	123.5	1,296	-4.6	113.0
30～34	1,628	6.6	141.9	2,171	8.6	189.3	1,457	5.6	127.0
35～39	1,581	2.2	137.8*	2,438	0.0	212.6	1,411	2.5	123.0
40～44	1,510	1.3	131.6	2,435	8.3	212.3	1,358	-0.7	118.4
45～49	1,432	0.7	124.8	2,331	5.5	203.2	1,307	0.0	113.9
50～54	1,379	-4.0	120.2	2,093	-6.6	182.5	1,272	-2.8	110.9
55～59	1,421	1.1	123.9	2,277	8.8	198.5	1,282	-1.2	111.8
60～64	1,393	-2.1	121.4	1,873	-2.5	163.3	1,251	-1.9	109.1
65～69	1,397	-0.6	121.8	1,680	0.4	146.5	1,234	-0.6	107.6
70～	1,363	-1.4	118.8	1,577	2.9	137.5	1,207	-4.2	105.2
年齢(歳)	46.3			43.9			47.2		
勤続年数(年)	6.5			5.6			6.9		
実労働日数(日)	14.9			13.7			15.3		
1日当たり所定内実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,307円、中企業1,493円、小企業1,339円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,458円、中企業1,950円、小企業1,575円、女性では、大企業1,249円、中企業1,327円、小企業1,250円となっている。

(第11表)

第11表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和4年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)
大企業	1,307	-1.0	100.0	1,458	-0.7	100.0	1,249	-1.1	100.0
中企業	1,493	-1.7	114.2	1,950	1.0	133.7	1,327	-2.4	106.2
小企業	1,339	-2.0	102.4	1,575	-2.4	108.0	1,250	-1.9	100.1

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計では「教育，学習支援業」(2,447円)、男性では「医療，福祉」(3,613円)、女性では「教育，学習支援業」(2,052円)が最も高くなっている(第12表)。

第12表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和4年

産業	男女計		男		女	
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)
鉱業，採石業，砂利採取業	1,314	6.1	1,460	8.8	1,182	3.5
建設業	1,409	-7.7	1,605	-13.2	1,272	0.9
製造業	1,177	2.9	1,387	5.0	1,122	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1,624	-2.2	* 1,842	15.6	1,418	-17.2
情報通信業	* 1,521	-2.9	* 2,264	25.2	1,301	-13.1
運輸業，郵便業	1,237	0.0	1,339	3.3	1,159	-2.2
卸売業，小売業	1,137	2.4	1,168	4.5	1,126	1.7
金融業，保険業	1,547	-2.8	2,057	-29.8	1,497	3.1
不動産業，物品賃貸業	1,248	5.0	1,280	8.0	1,227	2.9
学術研究，専門・技術サービス業	1,691	10.7	2,223	11.9	1,459	8.7
宿泊業，飲食サービス業	1,105	-11.7	1,115	-12.8	1,100	-11.4
生活関連サービス業，娯楽業	1,211	-11.8	1,206	-15.4	1,213	-10.1
教育，学習支援業	2,447	1.2	2,993	4.0	2,052	-1.4
医療，福祉	1,886	-0.5	3,613	-3.3	1,547	0.7
複合サービス事業	1,294	2.4	1,409	-1.1	1,233	4.5
サービス業(他に分類されないもの)	1,244	-1.7	1,278	-1.5	1,230	-1.6

統計表

付表 1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移（昭和 51 年～）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	…	151.5	…	89.1	…	58.8	…
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	…	336.1	…	249.8	…	74.3	…
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
 「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

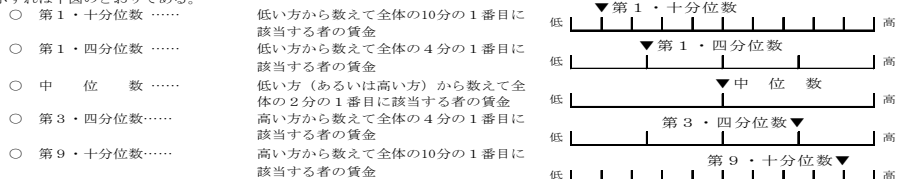
年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員		正社員・正職員以外	正社員・正職員		正社員・正職員以外	正社員・正職員		正社員・正職員以外
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
 「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女						
	企業規模計		大企業	中企業	小企業	企業規模計		大企業	中企業	小企業	企業規模計		大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
～ 99.9 (千円)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3		
100.0 ～ 119.9	0.3	0.2	0.3	0.5	0.2	0.1	0.1	0.3	0.7	0.5	0.5	1.0			
120.0 ～ 139.9	0.8	0.8	0.7	1.1	0.4	0.3	0.4	0.6	1.6	1.6	1.3	2.0			
140.0 ～ 159.9	2.6	2.1	2.5	3.3	1.4	0.9	1.5	2.0	4.7	4.4	4.2	5.8			
160.0 ～ 179.9	5.5	4.1	5.9	6.5	3.5	2.3	3.9	4.2	9.1	7.5	9.2	10.8			
180.0 ～ 199.9	7.7	6.0	8.4	8.6	5.6	4.1	6.6	6.0	11.5	9.7	11.5	13.4			
200.0 ～ 219.9	9.1	7.3	9.5	10.4	7.2	5.6	7.6	8.6	12.3	10.5	12.7	13.6			
220.0 ～ 239.9	9.3	8.0	10.0	9.9	8.0	6.7	8.6	8.7	11.6	10.5	12.2	12.0			
240.0 ～ 259.9	9.1	7.9	9.8	9.6	8.3	6.9	8.8	9.2	10.6	9.8	11.4	10.2			
260.0 ～ 279.9	8.0	7.2	8.3	8.4	7.8	6.6	8.0	8.8	8.3	8.3	8.6	7.8			
280.0 ～ 299.9	6.9	6.4	7.1	7.2	7.2	6.2	7.4	7.9	6.4	6.7	6.5	5.9			
300.0 ～ 319.9	6.0	5.6	5.7	6.7	6.6	5.7	6.3	7.8	5.0	5.6	4.7	4.6			
320.0 ～ 339.9	5.0	5.1	4.9	4.9	5.7	5.4	5.6	6.0	3.7	4.4	3.8	2.9			
340.0 ～ 359.9	4.2	4.5	4.0	4.1	4.9	4.9	4.7	5.2	2.9	3.7	3.0	2.1			
360.0 ～ 379.9	3.6	3.8	3.5	3.4	4.4	4.4	4.2	4.4	2.2	2.7	2.3	1.7			
380.0 ～ 399.9	3.1	3.6	2.9	2.7	3.8	4.3	3.6	3.6	1.7	2.4	1.7	1.1			
400.0 ～ 449.9	5.9	7.2	5.4	5.2	7.5	8.8	7.0	6.9	3.1	4.5	2.6	2.1			
450.0 ～ 499.9	3.8	5.0	3.5	2.8	5.0	6.4	4.8	3.8	1.6	2.4	1.4	1.0			
500.0 ～ 549.9	2.6	3.6	2.5	1.8	3.6	4.7	3.6	2.5	0.9	1.6	0.7	0.6			
550.0 ～ 599.9	1.8	2.9	1.6	0.9	2.5	3.9	2.3	1.3	0.6	1.0	0.4	0.3			
600.0 ～ 699.9	2.2	3.9	1.8	0.8	3.1	5.5	2.6	1.1	0.6	1.0	0.4	0.3			
700.0 ～ 799.9	1.0	2.0	0.7	0.4	1.5	2.9	1.1	0.5	0.2	0.4	0.2	0.1			
800.0 ～ 899.9	0.5	1.1	0.3	0.2	0.7	1.5	0.4	0.3	0.2	0.3	0.1	0.1			
900.0 ～ 999.9	0.3	0.6	0.2	0.1	0.4	0.9	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0			
1000.0 ～ 1199.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.4	0.7	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0			
1200.0 ～	0.3	0.3	0.3	0.1	0.4	0.4	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0			
平均 値 (千円)	311.8	348.3	303.0	284.5	342.0	386.6	331.2	308.1	258.9	278.2	257.0	241.3			
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	181.5	188.9	181.4	175.4	196.4	209.2	193.2	190.5	166.6	169.2	169.6	161.6			
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	217.2	230.9	214.9	208.8	236.7	254.9	231.5	228.1	195.1	202.1	197.0	187.4			
中 位 数 (千円)	272.9	299.3	266.5	259.8	301.2	337.5	291.8	284.1	236.9	250.3	237.2	224.7			
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	361.6	413.3	349.0	330.3	400.6	463.8	386.9	359.4	293.5	319.0	289.8	273.8			
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	484.3	572.2	463.9	420.0	533.0	628.2	509.1	449.0	371.6	415.4	362.2	335.9			
十分位分散係数 ²⁾	0.55	0.64	0.53	0.47	0.56	0.62	0.54	0.45	0.43	0.49	0.41	0.39			
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.25	0.23	0.27	0.31	0.27	0.23	0.21	0.23	0.20	0.19			

注： 1) 十分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
 図示すれば下図のとおりである。



2) 分散係数とは、分布の広がり（ばらつき）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和4年

1時間当たり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
600～ 649	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
650～ 699	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2
700～ 719	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
720～ 739	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
740～ 759	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
760～ 779	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
780～ 799	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
800～ 819	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.4
820～ 839	1.1	0.7	1.0	1.7	1.0	0.6	1.0	1.5	1.1	0.7	1.0	1.7
840～ 859	1.2	0.7	1.3	1.8	1.2	0.7	1.1	1.8	1.2	0.7	1.3	1.8
860～ 879	2.1	1.3	2.0	3.1	2.0	1.4	1.7	3.0	2.1	1.3	2.2	3.2
880～ 899	2.6	2.1	2.6	3.3	2.4	2.2	2.2	2.9	2.7	2.1	2.7	3.5
900～ 949	8.7	7.8	8.6	9.8	7.6	7.5	6.9	8.1	9.1	7.9	9.2	10.5
950～ 999	11.4	11.2	11.2	11.9	10.3	10.9	10.2	9.8	11.8	11.3	11.6	12.6
1,000～ 1,049	13.2	14.0	12.2	13.1	12.7	14.6	11.1	11.5	13.4	13.8	12.5	13.7
1,050～ 1,099	10.6	12.4	9.4	9.2	10.6	12.4	9.8	8.9	10.6	12.4	9.3	9.3
1,100～ 1,149	8.1	9.2	7.9	7.0	7.7	8.5	7.3	7.1	8.3	9.5	8.1	7.0
1,150～ 1,199	5.9	6.9	5.8	4.8	5.5	6.1	5.3	5.0	6.1	7.3	6.0	4.8
1,200～ 1,299	8.9	9.6	8.9	7.9	9.1	9.2	9.0	8.9	8.8	9.7	8.9	7.5
1,300～ 1,399	5.5	5.7	5.8	5.1	5.7	5.7	5.8	5.5	5.5	5.6	5.8	5.0
1,400～ 1,499	3.8	4.0	4.0	3.4	3.7	3.5	4.2	3.4	3.8	4.2	3.9	3.3
1,500～ 1,599	3.0	2.9	3.2	2.9	2.9	2.9	2.6	3.2	3.0	2.9	3.4	2.8
1,600～ 1,799	3.8	3.5	4.1	3.9	3.7	3.3	3.4	4.3	3.8	3.5	4.4	3.8
1,800～ 1,999	2.1	1.8	2.4	2.2	2.0	1.8	1.9	2.2	2.1	1.9	2.5	2.1
2,000～ 2,199	1.4	1.0	1.5	1.8	1.5	1.1	1.6	2.0	1.4	1.0	1.5	1.8
2,200～ 2,399	0.8	0.7	0.8	1.0	0.9	0.6	0.7	1.3	0.8	0.8	0.8	0.8
2,400～ 2,599	0.7	0.5	0.6	0.8	0.9	0.6	1.0	1.2	0.6	0.5	0.5	0.7
2,600～ 2,799	0.5	0.4	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.4	0.3	0.3	0.6
2,800～ 2,999	0.3	0.2	0.4	0.4	0.5	0.3	0.6	0.6	0.2	0.2	0.3	0.3
3,000～	3.1	2.4	4.6	2.8	6.4	4.7	10.3	5.4	1.9	1.5	2.6	1.8
平均値 (円)	1,367	1,307	1,493	1,339	1,624	1,458	1,950	1,575	1,270	1,249	1,327	1,250
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	910	928	911	892	914	928	918	896	909	928	909	891
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	986	1,001	987	966	996	1,003	1,002	982	982	1,000	982	961
中位数 ¹⁾ (円)	1,090	1,096	1,103	1,071	1,106	1,095	1,131	1,107	1,085	1,096	1,095	1,058
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,300	1,281	1,349	1,298	1,365	1,301	1,448	1,390	1,284	1,274	1,317	1,273
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,741	1,637	1,861	1,776	2,106	1,776	3,131	2,129	1,666	1,592	1,732	1,695
十分位分散係数 ²⁾	0.38	0.32	0.43	0.41	0.54	0.39	0.98	0.56	0.35	0.30	0.38	0.38
四分位分散係数 ²⁾	0.14	0.13	0.16	0.16	0.17	0.14	0.20	0.18	0.14	0.12	0.15	0.15

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金

2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

令和5年5月30日(火)

【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課
課長 田辺 克也

地方労働市場情報官 竹元 真一

(電話) 082 (502) 7831

有効求人倍率 1.55 倍

―管内の雇用情勢(令和5年4月分)―

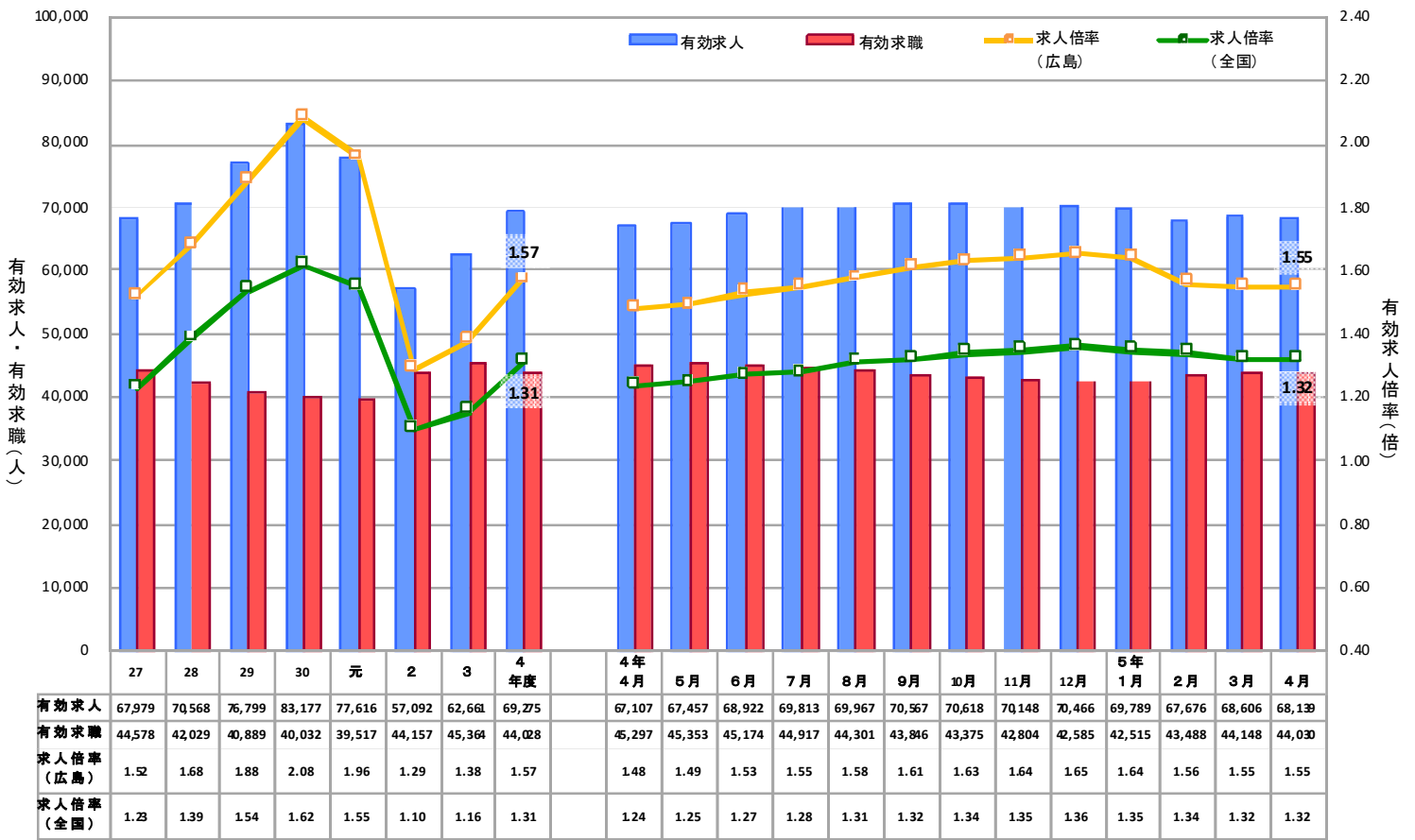
<令和5年4月の雇用情勢の概況(学卒を除き、パートを含む。)>

基調判断「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きもみられるが、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」

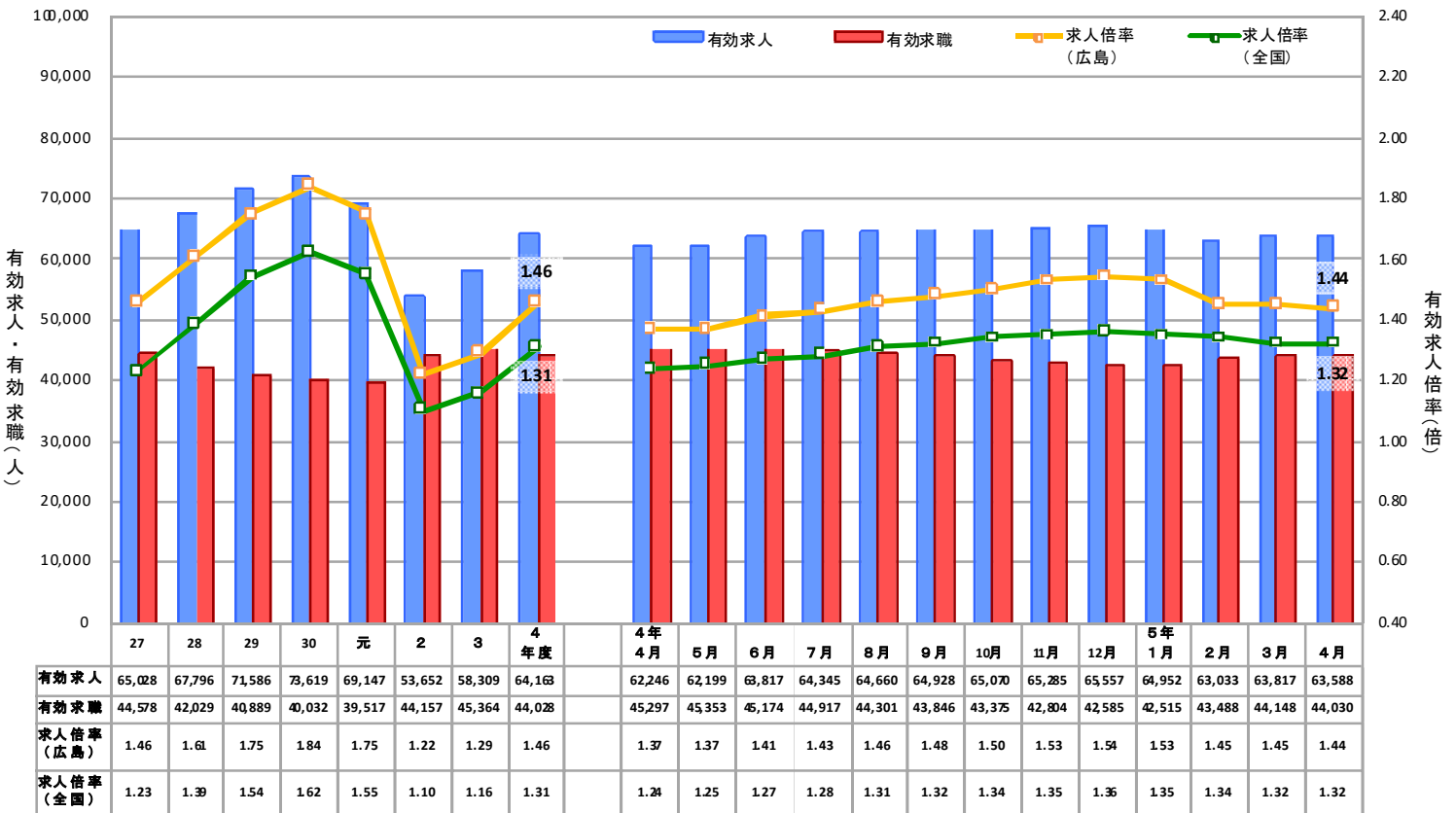
- 有効求人倍率**(受理地別・季節調整値)は**1.55倍**となり、前月と同水準となった。
(全国第7位、中国地方第2位)。☞資料1Pの①②、3Pの①、7P
(1) 有効求人数(季節調整値)は**68,139人**で、前月と比べ**0.7%減少**し、2か月ぶりに減少した。
(2) 有効求職者数(同)は**44,030人**で、前月と比べ**0.3%減少**し、3か月ぶりに減少した。
(3) 就業地別有効求人倍率(同)は**1.44倍**で、前月と比べ**0.01ポイント低下**となった。また、受理地別有効求人倍率を0.11ポイント下回った。
- 新規求人倍率**(季節調整値)は**2.74倍**で、前月と比べて**0.15ポイント低下**し、2か月ぶりに低下した。
☞資料2Pの③、3Pの②、7P
(1) 新規求人数(季節調整値)は**24,334人**で、前月と比べ**2.9%減少**し、2か月ぶりに減少した。
(2) 新規求職者数(同)は**8,876人**で、前月と比べ**2.4%増加**し、2か月ぶりに増加した。
- 正社員有効求人倍率**(原数値)は**1.11倍**で、前年同月と比べて**0.05ポイント上昇**した。
☞資料2Pの④、3Pの③、8P
- 新規求人数**(原数値)を**産業別**で見ると、前年同月と比べ、サービス業(+1,044人、27.1%増)、生活関連サービス業、娯楽業(+137人、22.9%増)、宿泊業、飲食サービス業(+94人、7.7%増)、教育、学習支援業(+22人、9.3%増)、情報通信業(+14人、4.7%増)で**増加**し、卸売業、小売業(▲296人、6.3%減)、建設業(▲161人、9.5%減)、医療、福祉(▲143人、2.7%減)、製造業(▲109人、4.4%減)、運輸業、郵便業(▲20人、1.3%減)、学術研究、専門・技術サービス業(▲1人、0.2%減)で**減少**した。☞資料4P、9P
- 新規求職者数**(常用、原数値)は、**在職者**が2,097人で、前年同月と比べ**1.1%増加**し、**離職者**は8,769人で**3.3%減少**した。☞資料5Pの3の②、10P
- 4月末現在の**雇用保険被保険者数**は1,014,661人で、前年同月比で**0.3%減少**した。雇用保険の**受給資格決定件数**は3,373件で、前年同月比で**8.9%増加**した。☞資料11P

(注) 1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
2. 令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
3. 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

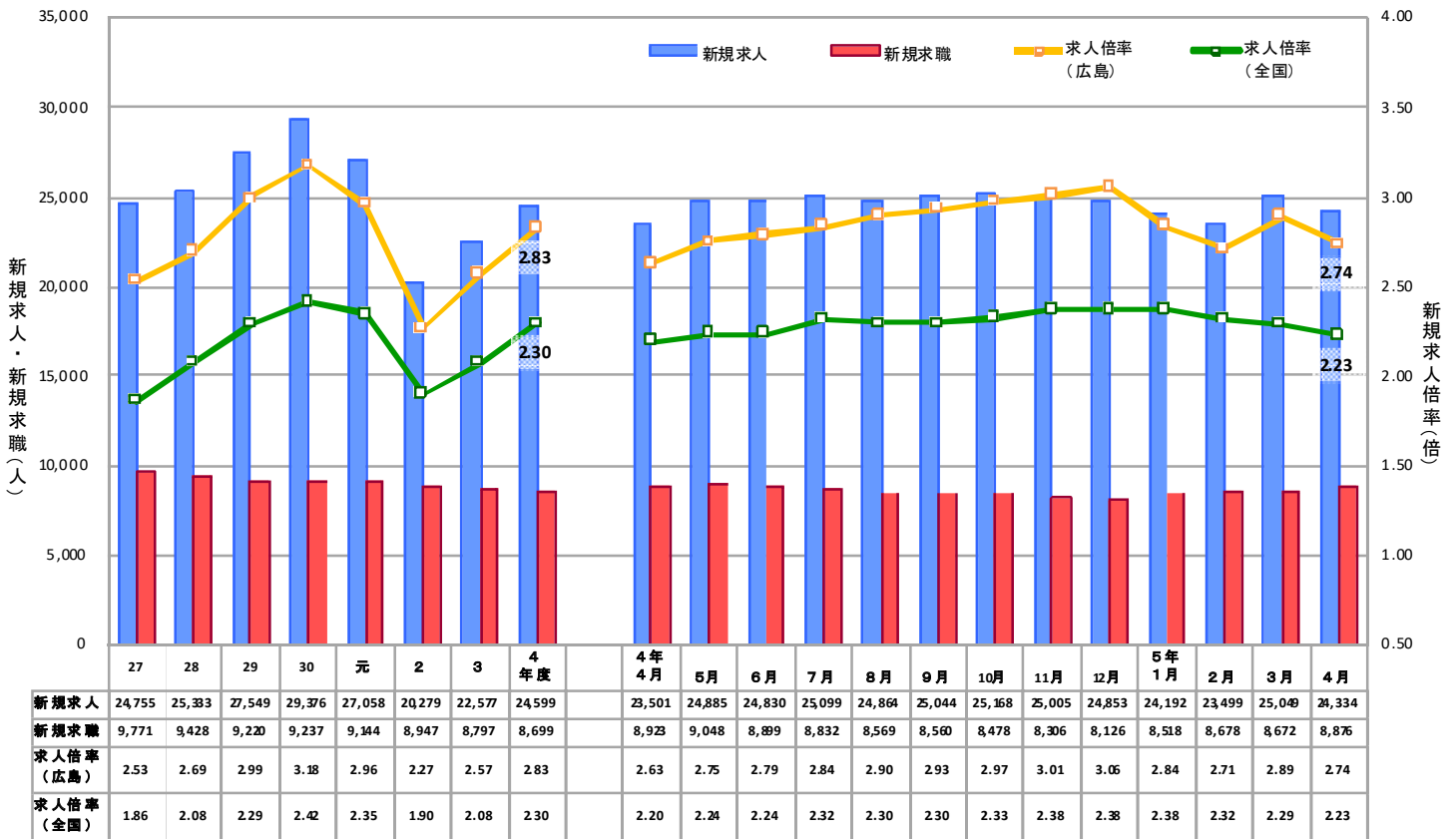
① 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（受理地別・季節調整値）



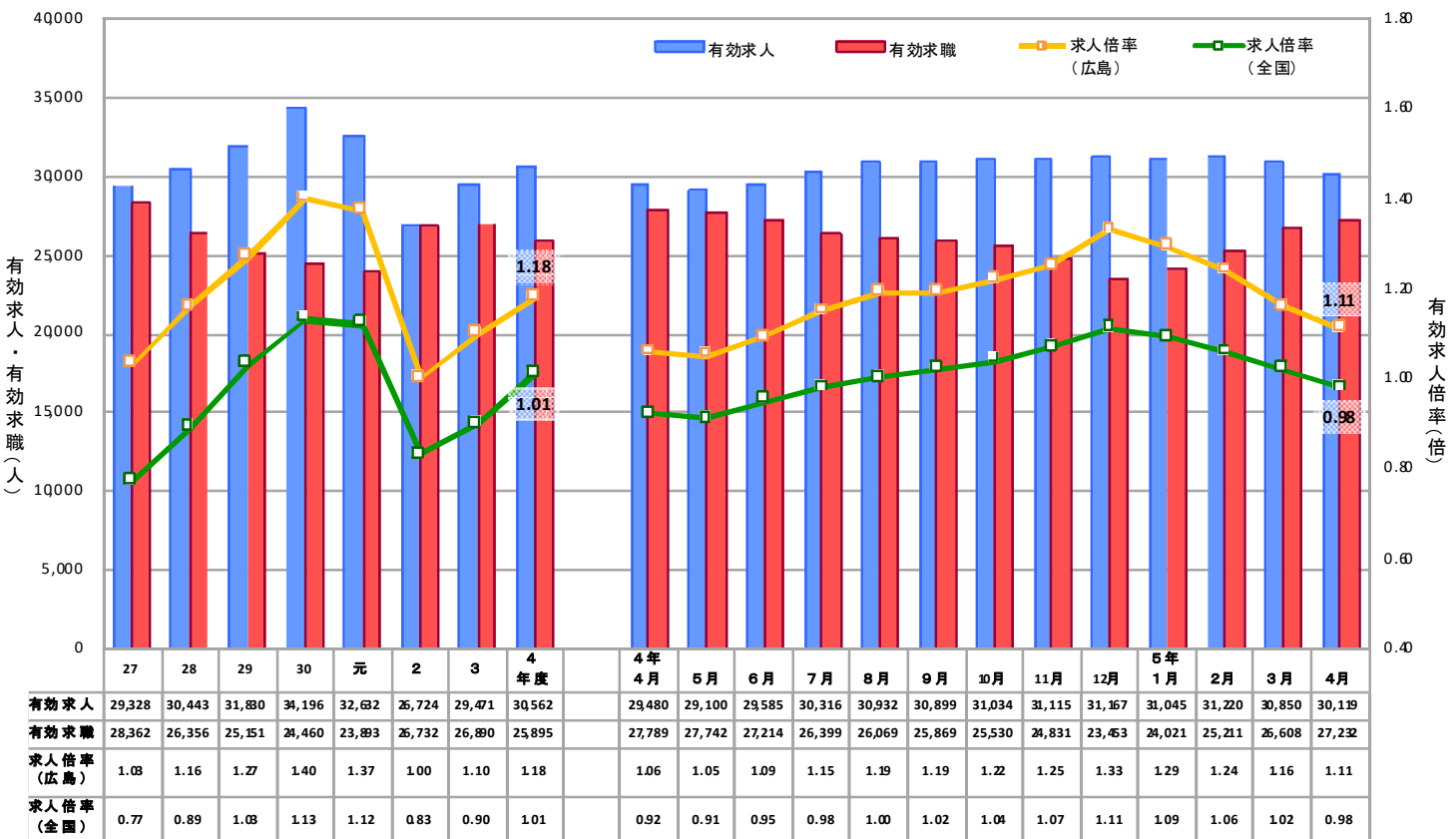
② 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）



③ 新規求人・求職と新規求人倍率の推移（季節調整値）



④ 正社員有効求人・求職と有効求人倍率の推移（原数値）



(注)常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

1 労働力需給の動向

① 有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	2	3	4	令和4年			令和5年	令和5年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	57,092	62,661	69,275	67,101	68,653	70,485	70,859	70,085	71,782	68,527
	▲ 26.4	9.8	10.6	15.1	15.6	9.7	3.2	1.8	2.1	1.7
求職	44,157	45,364	44,028	47,944	44,260	41,720	42,187	42,031	44,532	46,544
	11.7	2.7	▲ 2.9	1.0	▲ 0.9	▲ 7.0	▲ 5.1	▲ 4.6	▲ 3.1	▲ 3.1
求人倍率	1.29	1.38	1.57	1.40	1.55	1.69	1.68	1.67	1.61	1.47
季節調整値	—	—	—	1.50	1.58	1.64	1.58	1.56	1.55	1.55
求人倍率(全国)	1.10	1.16	1.31	1.17	1.29	1.40	1.40	1.41	1.36	1.24
季節調整値	—	—	—	1.25	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 新規求人・求職、新規求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	2	3	4	令和4年			令和5年	令和5年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	20,279	22,577	24,599	23,929	24,292	24,799	25,374	25,132	25,688	24,285
	▲ 25.1	11.3	9.0	14.8	13.2	6.4	2.7	0.0	4.5	3.5
求職	8,947	8,797	8,699	10,236	8,071	7,281	9,207	9,190	9,634	11,888
	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 1.1	1.3	0.5	▲ 8.1	0.9	5.3	0.1	▲ 2.4
求人倍率	2.27	2.57	2.83	2.34	3.01	3.41	2.76	2.73	2.67	2.04
季節調整値	—	—	—	2.72	2.89	3.01	2.81	2.71	2.89	2.74
求人倍率(全国)	1.90	2.08	2.30	1.94	2.43	2.68	2.25	2.29	2.13	1.68
季節調整値	—	—	—	2.23	2.31	2.37	2.33	2.32	2.29	2.23

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

③ 正社員有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	2	3	4	令和4年			令和5年	令和5年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	26,724	29,471	30,562	29,388	30,716	31,105	31,038	31,220	30,850	30,119
	▲ 18.1	10.3	3.7	4.2	6.6	2.7	1.5	1.0	1.2	2.2
求職	26,732	26,890	25,895	27,582	26,112	24,605	25,280	25,211	26,608	27,232
	11.9	0.6	▲ 3.7	0.1	▲ 1.8	▲ 8.2	▲ 5.1	▲ 4.7	▲ 2.9	▲ 2.0
求人倍率	1.00	1.10	1.18	1.07	1.18	1.26	1.23	1.24	1.16	1.11
求人倍率(全国)	0.83	0.90	1.01	0.93	1.00	1.07	1.05	1.06	1.02	0.98

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

④ パートタイム有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	2	3	4	令和4年			令和5年	令和5年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
求人	23,834	24,675	27,398	27,447	26,879	27,293	27,971	27,486	28,641	27,354
	▲ 32.0	3.5	11.0	18.8	17.7	8.9	1.0	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 1.2
求職	17,357	18,409	18,076	20,304	18,076	17,060	16,864	16,779	17,881	19,262
	11.7	6.1	▲ 1.8	2.2	0.5	▲ 5.3	▲ 5.1	▲ 4.3	▲ 3.3	▲ 4.5
求人倍率	1.37	1.34	1.52	1.35	1.49	1.60	1.66	1.64	1.60	1.42
求人倍率(全国)	1.18	1.16	1.31	1.14	1.27	1.40	1.47	1.49	1.42	1.23

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

2 産業別新規求人の動向

① 主な産業の動向(原数値)

産業		年度			四半期				最近3か月		
		2	3	4	令和4年			令和5年	令和5年		
					4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	2月	3月	4月
産業計	広島	20,279	22,577	24,599	23,929	24,292	24,799	25,374	25,132	25,688	24,285
		▲ 25.1	11.3	9.0	14.8	13.2	6.4	2.7	0.0	4.5	3.5
	全国	730,949	802,439	877,350	848,333	860,292	879,791	920,983	926,278	897,567	841,369
		▲ 20.8	9.8	9.3	13.7	12.5	7.1	5.0	10.4	0.7	▲ 0.9
建設業	広島	1,597	1,697	1,630	1,699	1,634	1,561	1,625	1,671	1,608	1,537
		▲ 4.9	6.3	▲ 3.9	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 7.1	▲ 4.9	4.6	▲ 12.8	▲ 9.5
	全国	74,830	79,240	79,309	81,740	80,009	77,327	78,162	76,623	81,260	75,312
		▲ 0.1	5.9	0.1	3.5	2.7	▲ 1.8	▲ 3.9	0.3	▲ 6.3	▲ 9.6
製造業	広島	1,914	2,580	2,773	2,669	2,811	2,837	2,774	2,474	3,131	2,356
		▲ 28.6	34.8	7.5	20.0	13.7	5.5	▲ 5.5	▲ 11.9	0.9	▲ 4.4
	全国	62,117	83,216	89,791	89,065	92,021	89,753	88,325	85,738	87,011	82,092
		▲ 26.9	34.0	7.9	20.7	14.2	3.9	▲ 4.1	0.2	▲ 8.0	▲ 9.3
情報通信業	広島	298	289	262	271	248	278	251	204	259	310
		▲ 21.2	▲ 3.0	▲ 9.3	▲ 11.7	▲ 5.0	▲ 7.9	▲ 11.9	▲ 12.8	4.0	4.7
	全国	17,764	20,194	21,469	20,873	21,183	22,067	21,752	21,691	22,277	21,732
		▲ 27.1	13.7	6.3	12.1	9.0	5.9	▲ 0.7	6.9	▲ 0.7	7.5
運輸業、郵便業	広島	1,280	1,391	1,475	1,495	1,464	1,473	1,467	1,523	1,319	1,477
		▲ 24.4	8.7	6.0	15.6	6.9	0.3	2.2	3.1	4.0	▲ 1.3
	全国	40,313	44,421	48,498	47,362	48,402	48,936	49,291	47,826	47,693	50,735
		▲ 25.0	10.2	9.2	14.1	13.6	6.7	3.3	7.1	▲ 1.1	2.4
卸売業、小売業	広島	3,861	4,124	4,508	4,552	4,596	4,405	4,478	4,496	4,554	4,420
		▲ 37.0	6.8	9.3	17.1	16.8	7.7	▲ 2.2	▲ 6.8	2.8	▲ 6.3
	全国	92,766	96,932	107,137	103,828	107,448	106,891	110,380	109,107	108,311	104,932
		▲ 28.3	4.5	10.5	12.1	14.7	10.1	5.9	11.1	3.1	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	広島	486	547	568	584	577	561	551	519	521	654
		▲ 34.3	12.6	3.8	10.6	8.3	3.1	▲ 5.7	▲ 7.3	0.6	▲ 0.2
	全国	18,909	20,880	22,292	22,083	22,159	22,378	22,548	23,361	22,622	22,605
		▲ 20.5	10.4	6.8	11.6	9.2	4.4	2.4	9.4	1.9	3.3
宿泊業、飲食サービス業	広島	1,059	1,172	1,333	1,326	1,336	1,326	1,345	1,474	1,263	1,314
		▲ 26.3	10.7	13.7	20.4	25.3	3.1	8.9	▲ 3.8	16.5	7.7
	全国	49,775	54,391	71,070	66,882	69,046	72,806	75,546	77,352	70,948	73,918
		▲ 37.9	9.3	30.7	43.9	42.4	19.5	22.5	37.2	5.9	8.2
生活関連サービス業、娯楽業	広島	740	793	691	697	718	649	701	739	663	734
		▲ 20.7	7.2	▲ 12.9	▲ 16.7	▲ 11.2	▲ 20.8	▲ 0.6	▲ 4.5	19.5	22.9
	全国	23,305	25,745	29,038	28,527	28,961	29,136	29,528	32,092	28,665	26,640
		▲ 33.3	10.5	12.8	14.8	21.6	11.6	4.7	6.0	8.3	▲ 1.3
教育、学習支援業	広島	259	266	279	250	252	294	317	309	333	258
		▲ 31.5	2.7	4.9	2.9	18.9	3.9	▲ 2.2	▲ 11.2	24.7	9.3
	全国	12,943	14,161	14,678	13,413	12,923	13,968	18,407	20,198	18,176	13,422
		▲ 18.4	9.4	3.7	4.3	3.1	▲ 3.3	9.6	23.7	2.2	▲ 1.0
医療、福祉	広島	4,833	5,114	5,287	5,235	5,156	5,364	5,394	5,229	5,345	5,137
		▲ 13.8	5.8	3.4	9.2	3.1	2.5	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 2.7
	全国	195,117	206,762	218,530	212,532	215,063	219,645	226,880	226,577	224,071	207,890
		▲ 12.3	6.0	5.7	9.2	6.0	3.5	4.4	10.3	1.2	▲ 1.2
サービス業	広島	2,656	3,406	4,513	4,179	4,397	4,720	4,754	4,465	5,193	4,896
		▲ 27.3	28.2	32.5	45.2	39.3	32.1	18.4	7.6	14.3	27.1
	全国	92,022	105,781	117,414	114,351	116,507	117,545	121,254	119,362	123,461	115,265
		▲ 22.3	15.0	11.0	15.5	14.5	10.4	4.6	9.6	1.8	0.9

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 主な製造業種別の動向(原数値)

年月	食料品	繊維工業	金属製品	はん用機械器具	生産用機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具			製造業計
							全数	うち自動車	うち造船	
令和5年4月	424	119	237	230	144	74	412	225	162	2,356
対前年同月比	▲ 16.0	▲ 29.2	▲ 10.9	▲ 23.3	39.8	▲ 40.3	32.5	38.0	18.2	▲ 4.4

3 新規求職者の動向(常用)

① 性別・年齢別新規求職者数(原数値)

年齢区分	全数				男				女			
	フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム	
	対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比		対前年同月比	
年齢計	6,772	1.0	5,053	▲ 7.0	3,426	1.2	1,546	▲ 8.8	3,339	0.7	3,503	▲ 6.2
19歳以下	71	▲ 22.0	20	17.6	41	▲ 4.7	7	16.7	30	▲ 36.2	13	18.2
20～24歳	715	▲ 8.1	126	0.8	297	▲ 8.0	37	117.6	417	▲ 8.4	89	▲ 16.8
25～29歳	962	3.9	234	▲ 17.3	374	9.0	24	0.0	584	0.3	210	▲ 18.6
30～34歳	683	2.2	324	2.5	303	0.7	14	▲ 33.3	379	3.3	310	5.4
35～39歳	593	3.1	356	▲ 14.0	254	▲ 1.2	14	▲ 33.3	339	6.6	341	▲ 13.2
40～44歳	563	▲ 8.2	351	▲ 6.9	240	▲ 15.8	21	16.7	323	▲ 1.2	330	▲ 7.8
45～49歳	729	6.6	363	1.7	317	6.4	18	▲ 35.7	412	6.7	345	4.9
50～54歳	685	2.7	345	▲ 5.0	309	1.3	38	▲ 7.3	376	3.9	307	▲ 4.4
55～59歳	522	▲ 2.6	345	▲ 7.3	288	▲ 2.7	65	3.2	233	▲ 2.9	280	▲ 9.4
60～64歳	632	13.7	646	▲ 9.4	465	13.1	208	▲ 11.9	167	15.2	437	▲ 8.4
65歳以上	617	0.8	1,943	▲ 7.3	538	2.5	1,100	▲ 9.8	79	▲ 9.2	841	▲ 4.0

(注)男女の合計は全数に必ずしも一致しない。

② 就業・不就業状態別新規求職者数(原数値)

年月	新規求職者数	在職者	離職者	雇用者			自営	無業者	家事・育児従事者	その他	
				定年	事業主都合	自己都合					
令和5年4月	11,825	2,097	8,769	8,665	773	2,264	5,549	104	959	346	613
対前年同月比	▲ 2.6	1.1	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 11.1	▲ 9.3	0.5	▲ 11.9	▲ 4.0	0.9	▲ 6.6

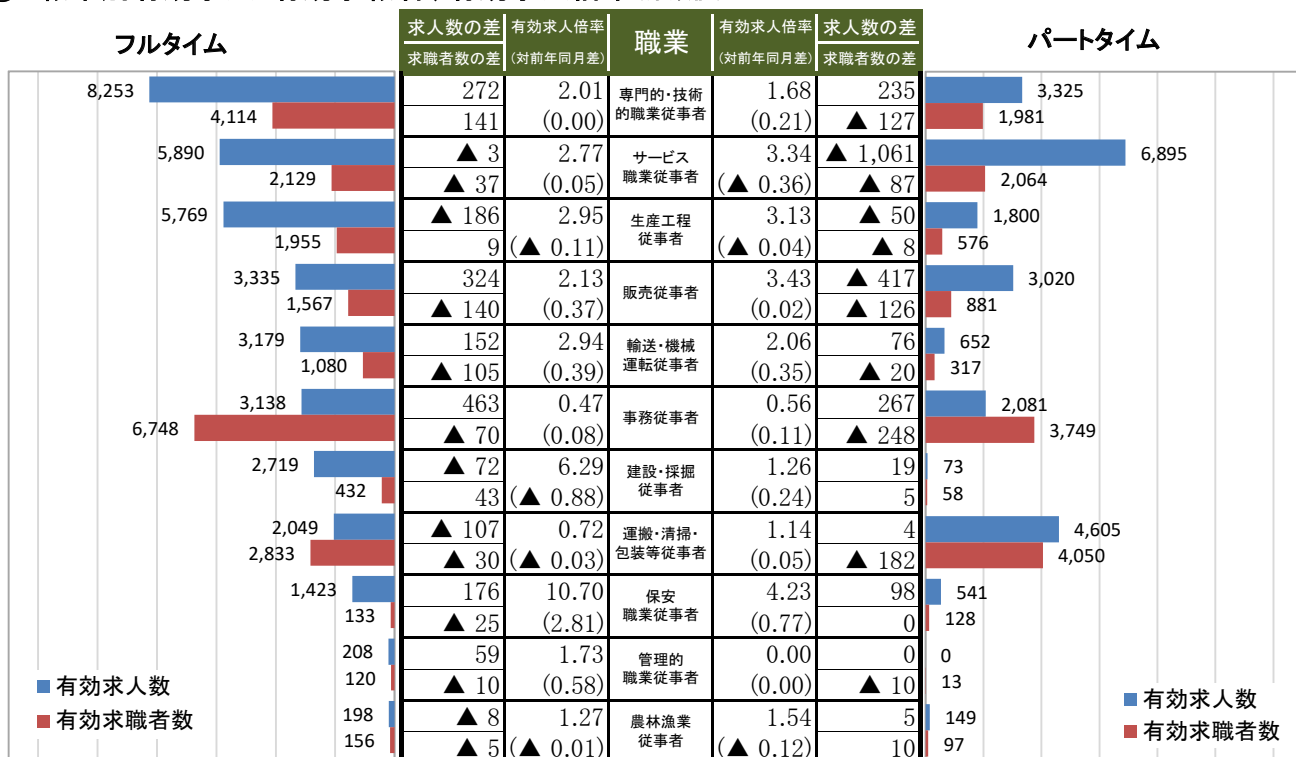
(注)「その他」は離職後1年を超える者などである。

4 有効求人・有効求職者の動向(常用)

① 有効求人・有効求職者数、有効求人倍率(職業計、原数値)

年月	フルタイム				パートタイム							
	有効求人		有効求職者		有効求人		有効求職者					
	対前年同月差		対前年同月差		対前年同月差		対前年同月差					
令和5年4月	36,161	1,070	27,232	▲ 557	1.33	0.07	23,141	▲ 824	19,155	▲ 917	1.21	0.02

② 職業別有効求人・有効求職者、有効求人倍率(原数値)



(注) 1 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分である。
 2 職業は、上から常用フルタイム求人の多い順に並べている。
 3 「求人数の差」及び「求職者数の差」の欄は、前年同月との差である。

5 公共職業安定所別有効求人倍率 (受理地別・原数値)

地域	安定所	年度								令和4年								令和5年			令和5年4月						
		27	28	29	30	元	2	3	4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
																								対前年 同月差	対前年 同月差	対前年 同月差	対前年 同月差
西部地域	広島	2.04	2.31	2.43	2.57	2.43	1.59	1.74	2.00	1.76	1.70	1.76	1.83	1.94	1.96	2.08	2.21	2.36	2.34	2.13	2.08	24,417	▲1,757	12,499	▲386	1.95	0.19
	広島東	1.91	2.17	2.37	2.52	2.38	1.49	1.88	2.25	2.15	2.12	2.13	2.21	2.31	2.34	2.17	2.18	2.32	2.40	2.32	2.35	12,601	▲445	5,778	▲281	2.18	0.03
	可部	0.68	0.70	0.74	0.78	0.72	0.52	0.60	0.60	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.59	0.60	0.62	0.70	0.72	0.65	0.59	2,010	5	3,574	▲157	0.56	0.02
	廿日市	0.61	0.65	0.60	0.70	0.61	0.39	0.53	0.60	0.53	0.52	0.54	0.57	0.56	0.62	0.63	0.66	0.67	0.67	0.62	0.62	1,532	101	2,825	122	0.54	0.01
	大竹	0.80	0.79	0.87	0.88	0.94	0.70	0.72	0.78	0.65	0.60	0.68	0.81	0.81	0.76	0.77	0.79	0.93	0.87	0.86	0.82	363	42	462	▲30	0.79	0.14
	広島西条	1.47	1.73	2.87	4.23	3.59	1.51	1.16	1.35	1.12	1.15	1.28	1.35	1.41	1.42	1.43	1.46	1.48	1.43	1.38	1.35	3,971	339	3,245	▲2	1.22	0.10
	地域計	1.63	1.82	2.04	2.29	2.13	1.29	1.43	1.65	1.48	1.45	1.50	1.56	1.64	1.66	1.68	1.75	1.86	1.86	1.74	1.71	44,894	1,799	28,383	▲734	1.58	0.10
芸南地域	呉	1.03	1.17	1.27	1.35	1.25	0.92	0.94	1.11	0.97	0.92	0.95	1.03	1.07	1.11	1.14	1.17	1.28	1.35	1.27	1.15	3,443	▲48	3,348	▲238	1.03	0.06
	竹原	1.01	1.08	1.04	1.34	1.32	0.96	0.97	1.11	1.06	1.01	1.02	1.13	1.12	1.18	1.08	1.17	1.07	1.17	1.18	1.13	491	▲45	488	▲18	1.01	▲0.05
	地域計	1.03	1.16	1.24	1.35	1.26	0.92	0.95	1.11	0.98	0.93	0.96	1.04	1.07	1.12	1.13	1.17	1.25	1.33	1.26	1.15	3,934	▲93	3,836	▲256	1.03	0.05
東部地域	福山	1.60	1.70	1.88	1.96	1.97	1.54	1.49	1.65	1.45	1.46	1.49	1.64	1.68	1.68	1.75	1.81	1.86	1.77	1.68	1.62	11,661	▲28	7,838	▲249	1.49	0.04
	府中	0.78	0.82	1.05	1.20	1.05	0.78	0.83	0.95	0.79	0.84	0.83	0.88	0.92	0.95	0.96	1.02	1.10	1.11	1.07	1.00	1,127	143	1,266	14	0.89	0.10
	尾道	1.39	1.53	1.74	2.05	2.00	1.41	1.42	1.61	1.56	1.42	1.44	1.49	1.63	1.69	1.74	1.75	1.73	1.75	1.68	1.51	2,667	▲587	2,041	▲40	1.31	▲0.25
	三原	1.43	1.43	1.66	1.55	1.62	1.23	1.33	1.48	1.25	1.27	1.27	1.37	1.44	1.51	1.56	1.66	1.79	1.76	1.62	1.50	1,735	▲74	1,344	▲108	1.29	0.04
	地域計	1.47	1.56	1.75	1.86	1.85	1.41	1.40	1.56	1.38	1.37	1.39	1.51	1.57	1.59	1.65	1.70	1.76	1.70	1.61	1.53	17,190	▲546	12,489	▲383	1.38	0.00
北部地域	三次	1.32	1.59	1.74	1.96	1.95	1.46	1.55	1.53	1.27	1.35	1.37	1.50	1.57	1.56	1.62	1.62	1.73	1.61	1.60	1.68	1,237	42	856	▲86	1.45	0.18
	庄原	1.65	1.67	1.77	1.68	1.45	1.07	1.16	1.30	1.18	1.16	1.16	1.25	1.31	1.31	1.23	1.37	1.45	1.51	1.46	1.32	583	26	513	39	1.14	▲0.04
	安芸高田	1.47	1.51	1.66	1.82	1.64	1.30	1.49	1.67	1.41	1.39	1.44	1.49	1.59	1.60	1.62	1.74	1.92	1.87	2.42	1.87	689	▲58	467	▲61	1.48	0.07
	地域計	1.44	1.59	1.73	1.85	1.73	1.31	1.43	1.51	1.29	1.31	1.34	1.43	1.51	1.51	1.52	1.59	1.70	1.65	1.77	1.63	2,509	10	1,836	▲108	1.37	0.08
広島県全体		1.52	1.68	1.88	2.08	1.96	1.29	1.38	1.57	1.40	1.38	1.42	1.50	1.57	1.59	1.62	1.68	1.78	1.77	1.67	1.61	68,527	1,170	46,544	▲1,481	1.47	0.07
季節調整値		—	—	—	—	—	—	—	—	1.48	1.49	1.53	1.55	1.58	1.61	1.63	1.64	1.65	1.64	1.56	1.55	68,139	1,032	44,030	▲1,267	1.55	0.07

9



6 職業安定等業務主要指標(その1)

年度/年・月	新規求人・求職								月間有効求人・求職						就 職		充 足			
	① 求 人 数		② 求職申込件数		③ 求人倍率[①÷②]				④ 求 人 数		⑤ 求 職 者 数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]		⑦ 就 職 件 数		⑧	⑨ 充 足 数		⑩
		前年比		前年比		季節調整値	前年差前月差		前年比		前年比		季節調整値	前年差前月差		前年比	就職率 [⑦÷②]		前年比	充足率 [⑩÷⑨]
平成27年度	24,755	9.6	9,771	▲ 5.8	2.53		0.35	67,979	10.6	44,578	▲ 6.8	1.52		0.23	3,867	▲ 4.9	39.6	4,105	▲ 4.6	16.6
28	25,333	2.3	9,428	▲ 3.5	2.69		0.16	70,568	3.8	42,029	▲ 5.7	1.68		0.16	3,700	▲ 4.3	39.2	3,891	▲ 5.2	15.4
29	27,549	8.7	9,220	▲ 2.2	2.99		0.30	76,799	8.8	40,889	▲ 2.7	1.88		0.20	3,573	▲ 3.4	38.8	3,740	▲ 3.9	13.6
30	29,376	6.6	9,237	0.2	3.18		0.19	83,177	8.3	40,032	▲ 2.1	2.08		0.20	3,296	▲ 7.8	35.7	3,512	▲ 6.1	12.0
令和元年度	27,058	▲ 7.9	9,144	▲ 1.0	2.96		▲ 0.22	77,616	▲ 6.7	39,517	▲ 1.3	1.96		▲ 0.12	3,065	▲ 7.0	33.5	3,240	▲ 7.7	12.0
2	20,279	▲ 25.1	8,947	▲ 2.2	2.27		▲ 0.69	57,092	▲ 26.4	44,157	11.7	1.29		▲ 0.67	2,597	▲ 15.3	29.0	2,756	▲ 14.9	13.6
3	22,577	11.3	8,797	▲ 1.7	2.57		0.30	62,661	9.8	45,364	2.7	1.38		0.09	2,628	1.2	29.9	2,837	2.9	12.6
4	24,599	9.0	8,699	▲ 1.1	2.83		0.26	69,275	10.6	44,028	▲ 2.9	1.57		0.19	2,503	▲ 4.8	28.8	2,685	▲ 5.4	10.9
令和3年 4月	22,082	7.6	13,017	9.8	1.70	2.34	▲ 0.03	59,051	▲ 9.1	48,478	14.2	1.22	1.29	0.03	3,047	10.3	23.4	3,303	11.0	15.0
5月	19,243	▲ 5.8	8,341	▲ 0.5	2.31	2.48	0.14	57,945	▲ 1.3	47,481	13.4	1.22	1.32	0.03	2,696	28.7	32.3	2,820	29.2	14.7
6月	21,203	▲ 3.5	8,965	▲ 12.6	2.37	2.42	▲ 0.06	57,893	▲ 0.1	46,493	7.2	1.25	1.34	0.02	2,802	2.2	31.3	3,057	3.3	14.4
7月	21,172	5.6	7,939	▲ 9.6	2.67	2.52	0.10	57,561	1.7	44,460	2.2	1.29	1.34	0.00	2,413	▲ 4.4	30.4	2,587	▲ 4.1	12.2
8月	21,559	21.0	7,694	▲ 6.5	2.80	2.58	0.06	59,697	10.2	44,601	▲ 0.2	1.34	1.36	0.02	2,136	▲ 2.5	27.8	2,305	1.0	10.7
9月	21,646	8.5	8,472	▲ 2.5	2.56	2.56	▲ 0.02	60,964	12.4	44,950	▲ 1.5	1.36	1.37	0.01	2,599	▲ 2.4	30.7	2,799	▲ 1.4	12.9
10月	23,423	11.2	9,273	1.1	2.53	2.50	▲ 0.06	62,260	12.1	45,860	▲ 2.0	1.36	1.37	0.00	2,668	▲ 1.2	28.8	2,868	▲ 0.6	12.2
11月	23,897	24.7	7,831	6.2	3.05	2.69	0.19	64,969	15.8	45,373	▲ 0.7	1.43	1.40	0.03	2,601	5.8	33.2	2,805	7.7	11.7
12月	22,589	21.9	6,663	0.9	3.39	2.71	0.02	65,556	20.2	43,331	▲ 0.7	1.51	1.41	0.01	2,394	5.7	35.9	2,569	7.8	11.4
令和4年 1月	24,387	12.4	9,027	5.5	2.70	2.60	▲ 0.11	66,931	19.5	43,332	1.0	1.54	1.43	0.02	2,126	▲ 3.5	23.6	2,329	0.6	9.6
2月	25,144	26.1	8,725	▲ 4.9	2.88	2.83	0.23	68,822	21.3	44,047	0.8	1.56	1.47	0.04	2,518	▲ 6.7	28.9	2,704	▲ 5.3	10.8
3月	24,574	10.6	9,622	▲ 6.5	2.55	2.72	▲ 0.11	70,280	17.9	45,962	0.8	1.53	1.48	0.01	3,535	▲ 8.6	36.7	3,900	▲ 4.8	15.9
4月	23,474	6.3	12,181	▲ 6.4	1.93	2.63	▲ 0.09	67,357	14.1	48,025	▲ 0.9	1.40	1.48	0.00	2,850	▲ 6.5	23.4	3,091	▲ 6.4	13.2
5月	23,519	22.2	9,617	15.3	2.45	2.75	0.12	66,602	14.9	48,340	1.8	1.38	1.49	0.01	2,696	0.0	28.0	2,898	2.8	12.3
6月	24,794	16.9	8,911	▲ 0.6	2.78	2.79	0.04	67,344	16.3	47,466	2.1	1.42	1.53	0.04	2,803	0.0	31.5	3,042	▲ 0.5	12.3
7月	23,852	12.7	7,879	▲ 0.8	3.03	2.84	0.05	67,446	17.2	44,962	1.1	1.50	1.55	0.02	2,372	▲ 1.7	30.1	2,571	▲ 0.6	10.8
8月	24,519	13.7	8,101	5.3	3.03	2.90	0.06	69,050	15.7	44,116	▲ 1.1	1.57	1.58	0.03	2,158	1.0	26.6	2,310	0.2	9.4
9月	24,505	13.2	8,234	▲ 2.8	2.98	2.93	0.03	69,463	13.9	43,702	▲ 2.8	1.59	1.61	0.03	2,399	▲ 7.7	29.1	2,568	▲ 8.3	10.5
10月	25,493	8.8	8,415	▲ 9.3	3.03	2.97	0.04	70,257	12.8	43,430	▲ 5.3	1.62	1.63	0.02	2,440	▲ 8.5	29.0	2,555	▲ 10.9	10.0
11月	25,274	5.8	7,449	▲ 4.9	3.39	3.01	0.04	70,966	9.2	42,185	▲ 7.0	1.68	1.64	0.01	2,336	▲ 10.2	31.4	2,522	▲ 10.1	10.0
12月	23,631	4.6	5,980	▲ 10.3	3.95	3.06	0.05	70,232	7.1	39,546	▲ 8.7	1.78	1.65	0.01	2,154	▲ 10.0	36.0	2,279	▲ 11.3	9.6
令和5年 1月	25,302	3.8	8,798	▲ 2.5	2.88	2.84	▲ 0.22	70,710	5.6	39,998	▲ 7.7	1.77	1.64	▲ 0.01	1,839	▲ 13.5	20.9	2,006	▲ 13.9	7.9
2月	25,132	0.0	9,190	5.3	2.73	2.71	▲ 0.13	70,085	1.8	42,031	▲ 4.6	1.67	1.56	▲ 0.08	2,439	▲ 3.1	26.5	2,650	▲ 2.0	10.5
3月	25,688	4.5	9,634	0.1	2.67	2.89	0.18	71,782	2.1	44,532	▲ 3.1	1.61	1.55	▲ 0.01	3,549	0.4	36.8	3,730	▲ 4.4	14.5
4月	24,285	3.5	11,888	▲ 2.4	2.04	2.74	▲ 0.15	68,527	1.7	46,544	▲ 3.1	1.47	1.55	0.00	2,770	▲ 2.8	23.3	2,994	▲ 3.1	12.3

(注) 1 求人・求職関係は、学卒を除きパートタイムを含む。

7 職業安定等業務主要指標(その2)

年度/年・月	正社員有効求人・求職						パートタイム有効求人・求職						全国の求人倍率				完全失業者数 [万人]		完全失業率			
	① 求人数		② 常用求職者数		③ 求人倍率[①÷②]		④ 求人数		⑤ 求職者数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]		⑦ 新規	⑧ 有効	⑨ 正社員有効	⑩ パートタイム有効	⑪ 全国	⑫ 広島	⑬ 全国	⑭ 広島		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年差	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値			
平成27年度	29,328	10.9	28,362	▲ 7.4	1.03	0.17	27,577	12.1	16,144	▲ 5.8	1.71	0.27	1.86	1.23	0.77	1.57	222	4.4	3.4	3.0		
28	30,443	3.8	26,356	▲ 7.1	1.16	0.13	29,221	6.0	15,606	▲ 3.3	1.87	0.16	2.08	1.39	0.89	1.73	208	4.0	3.1	2.8		
29	31,830	4.6	25,151	▲ 4.6	1.27	0.11	33,526	14.7	15,660	0.3	2.14	0.27	2.29	1.54	1.03	1.80	190	3.5	2.8	2.4		
30	34,196	7.4	24,460	▲ 2.7	1.40	0.13	37,124	10.7	15,496	▲ 1.0	2.40	0.26	2.42	1.62	1.13	1.81	167	3.5	2.4	2.4		
令和元年度	32,632	▲ 4.6	23,893	▲ 2.3	1.37	▲ 0.03	35,073	▲ 5.5	15,543	0.3	2.26	▲ 0.14	2.35	1.55	1.12	1.71	162	3.5	2.4	2.4		
2	26,724	▲ 18.1	26,732	11.9	1.00	▲ 0.37	23,834	▲ 32.0	17,357	11.7	1.37	▲ 0.89	1.90	1.10	0.83	1.18	192	3.6	2.8	2.4		
3	29,471	10.3	26,890	0.6	1.10	0.10	24,675	3.5	18,409	6.1	1.34	▲ 0.03	2.08	1.16	0.90	1.16	195	3.5	2.8	2.4		
4	30,562	3.7	25,895	▲ 3.7	1.18	0.08	27,398	11.0	18,076	▲ 1.8	1.52	0.18	2.30	1.31	1.01	1.31	179	3.2	2.6	2.2		
令和3年 4月	28,357	▲ 1.0	28,246	8.6	1.00	▲ 0.10	23,792	▲ 18.1	20,163	23.0	1.18	▲ 0.59	1.41	1.90	1.04	1.10	0.81	1.04	211	3.0	2.9	
5月	28,042	7.4	27,526	8.0	1.02	0.00	22,991	▲ 12.2	19,891	22.1	1.16	▲ 0.45	1.94	2.13	1.02	1.10	0.82	1.00	213	3.1	2.9	
6月	28,199	10.7	26,856	2.8	1.05	0.08	22,522	▲ 14.2	19,574	14.0	1.15	▲ 0.38	2.13	2.09	1.06	1.13	0.85	1.02	207	3.6	3.0	2.9
7月	28,117	8.9	26,180	▲ 1.5	1.07	0.10	22,174	▲ 10.3	18,207	8.0	1.22	▲ 0.25	2.11	2.00	1.11	1.14	0.88	1.08	193	2.8	2.8	
8月	28,939	13.4	26,615	▲ 2.6	1.09	0.16	22,938	1.4	17,898	3.4	1.28	▲ 0.03	2.06	1.99	1.12	1.14	0.88	1.11	194	2.8	2.8	
9月	29,403	12.8	27,005	▲ 3.1	1.09	0.15	23,416	7.2	17,876	1.0	1.31	0.08	2.19	2.07	1.14	1.15	0.89	1.12	194	3.5	2.8	2.7
10月	29,845	11.3	27,447	▲ 3.2	1.09	0.14	23,825	7.5	18,351	▲ 0.1	1.30	0.09	2.22	2.02	1.16	1.15	0.91	1.15	184	2.7	2.7	
11月	30,623	13.6	27,078	▲ 1.2	1.13	0.15	25,607	11.8	18,235	0.1	1.40	0.14	2.25	2.06	1.20	1.17	0.93	1.20	183	2.7	2.8	
12月	30,409	13.9	25,844	▲ 1.0	1.18	0.16	25,737	19.9	17,429	▲ 0.1	1.48	0.25	2.62	2.18	1.26	1.18	0.97	1.27	173	3.3	2.5	2.7
令和4年 1月	30,327	12.5	26,014	0.8	1.17	0.12	26,825	20.5	17,263	1.2	1.55	0.25	2.17	2.18	1.27	1.20	0.97	1.32	185	2.7	2.7	
2月	30,907	13.0	26,453	0.6	1.17	0.13	27,597	23.0	17,538	1.1	1.57	0.28	2.20	2.24	1.28	1.21	0.97	1.34	180	2.6	2.7	
3月	30,489	7.9	27,413	▲ 0.1	1.11	0.08	28,674	19.1	18,488	2.2	1.55	0.22	2.04	2.19	1.25	1.23	0.95	1.30	180	3.4	2.6	2.6
4月	29,480	4.0	27,789	▲ 1.6	1.06	0.06	27,688	16.4	20,180	0.1	1.37	0.19	1.64	2.20	1.17	1.24	0.92	1.15	188	2.7	2.6	
5月	29,100	3.8	27,742	0.8	1.05	0.03	27,446	19.4	20,540	3.3	1.34	0.18	1.97	2.24	1.15	1.25	0.91	1.12	191	2.8	2.6	
6月	29,585	4.9	27,214	1.3	1.09	0.04	27,208	20.8	20,191	3.2	1.35	0.20	2.31	2.24	1.19	1.27	0.95	1.15	186	3.2	2.7	2.6
7月	30,316	7.8	26,399	0.8	1.15	0.08	26,684	20.3	18,491	1.6	1.44	0.22	2.51	2.32	1.26	1.28	0.98	1.23	176	2.5	2.6	
8月	30,932	6.9	26,069	▲ 2.1	1.19	0.10	27,027	17.8	17,970	0.4	1.50	0.22	2.34	2.30	1.29	1.31	1.00	1.29	177	2.6	2.5	
9月	30,899	5.1	25,869	▲ 4.2	1.19	0.10	26,926	15.0	17,768	▲ 0.6	1.52	0.21	2.45	2.30	1.32	1.32	1.02	1.31	187	3.1	2.7	2.6
10月	31,034	4.0	25,530	▲ 7.0	1.22	0.13	27,033	13.5	17,840	▲ 2.8	1.52	0.22	2.55	2.33	1.35	1.34	1.04	1.34	178	2.6	2.6	
11月	31,115	1.6	24,831	▲ 8.3	1.25	0.12	27,899	9.0	17,297	▲ 5.1	1.61	0.21	2.61	2.38	1.39	1.35	1.07	1.40	165	2.4	2.5	
12月	31,167	2.5	23,453	▲ 9.3	1.33	0.15	26,947	4.7	16,042	▲ 8.0	1.68	0.20	2.93	2.38	1.45	1.36	1.11	1.48	158	2.9	2.3	2.5
令和5年 1月	31,045	2.4	24,021	▲ 7.7	1.29	0.12	27,786	3.6	15,931	▲ 7.7	1.74	0.19	2.32	2.38	1.44	1.35	1.09	1.50	164	2.4	2.4	
2月	31,220	1.0	25,211	▲ 4.7	1.24	0.07	27,486	▲ 0.4	16,779	▲ 4.3	1.64	0.07	2.29	2.32	1.41	1.34	1.06	1.49	174	2.5	2.6	
3月	30,850	1.2	26,608	▲ 2.9	1.16	0.05	28,641	▲ 0.1	17,881	▲ 3.3	1.60	0.05	2.13	2.29	1.36	1.32	1.02	1.42	193	2.9	2.8	2.8
4月	30,119	2.2	27,232	▲ 2.0	1.11	0.05	27,354	▲ 1.2	19,262	▲ 4.5	1.42	0.05	1.68	2.23	1.24	1.32	0.98	1.23	190	2.7	2.6	

(注) 1 完全失業者数及び完全失業率は総務省統計局「労働力調査」による。年度欄は年平均値。

8 職業安定等業務主要指標(その3)

年度/年・月	産業別新規求人数(主な産業)																					
	① 建設業		② 製造業		③ 情報通信業		④ 運輸業、郵便業		⑤ 卸売業、小売業		⑥ 学術研究、専門・技術サービス業		⑦ 宿泊業、飲食サービス業		⑧ 生活関連サービス業、娯楽業		⑨ 教育、学習支援業		⑩ 医療、福祉		⑪ サービス業	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
平成27年度	1,606	8.1	2,710	5.0	461	16.4	1,542	7.2	4,955	16.1	786	4.4	1,325	8.9	950	9.1	261	13.5	4,744	6.6	3,539	8.4
28	1,613	0.4	2,644	▲2.4	491	6.5	1,606	4.2	5,098	2.9	759	▲3.4	1,380	4.2	1,033	8.7	264	1.1	4,971	4.8	3,630	2.6
29	1,596	▲1.1	2,896	9.5	471	▲4.1	1,725	7.4	6,041	18.5	775	2.1	1,426	3.3	1,068	3.4	318	20.5	5,370	8.0	4,024	10.9
30	1,701	6.6	3,136	8.3	411	▲12.7	1,778	3.1	7,025	16.3	851	9.8	1,440	1.0	1,074	0.6	278	▲12.6	5,625	4.7	4,131	2.7
令和元年度	1,680	▲1.2	2,679	▲14.6	378	▲8.0	1,694	▲4.7	6,128	▲12.8	740	▲13.0	1,437	▲0.2	933	▲13.1	378	36.0	5,606	▲0.3	3,654	▲11.5
2	1,597	▲4.9	1,914	▲28.6	298	▲21.2	1,280	▲24.4	3,861	▲37.0	486	▲34.3	1,059	▲26.3	740	▲20.7	259	▲31.5	4,833	▲13.8	2,656	▲27.3
3	1,697	6.3	2,580	34.8	289	▲3.0	1,391	8.7	4,124	6.8	547	12.6	1,172	10.7	793	7.2	266	2.7	5,114	5.8	3,406	28.2
4	1,630	▲3.9	2,773	7.5	262	▲9.3	1,475	6.0	4,508	9.3	568	3.8	1,333	13.7	691	▲12.9	279	4.9	5,287	3.4	4,513	32.5
令和3年 4月	1,707	10.7	2,282	16.1	346	27.7	1,422	15.7	4,131	▲4.2	632	40.1	1,119	1.0	1,114	56.9	277	65.9	5,402	6.1	2,720	9.3
5月	1,609	4.9	1,947	19.2	332	▲10.5	1,074	▲22.1	3,619	▲34.5	498	10.9	1,231	41.0	623	40.0	255	20.9	4,221	▲8.5	2,752	13.1
6月	1,868	6.9	2,445	42.6	244	▲14.7	1,382	16.8	3,915	▲32.2	455	▲5.2	954	8.9	774	▲9.0	198	▲12.8	4,756	▲2.5	3,161	15.8
7月	1,590	3.7	2,207	13.8	233	▲14.3	1,385	12.4	3,865	13.8	575	13.0	1,056	▲18.7	963	16.0	204	▲52.1	5,367	10.0	2,821	14.9
8月	1,601	7.4	2,342	40.7	312	▲0.3	1,336	▲9.5	4,110	42.3	510	17.8	1,287	33.8	686	22.1	244	37.9	4,779	12.2	3,211	40.5
9月	1,829	2.1	2,866	48.9	237	▲5.2	1,389	11.0	3,831	▲1.6	514	8.7	855	15.7	777	5.0	189	▲38.6	4,853	0.8	3,439	21.8
10月	1,776	13.0	2,466	16.9	316	▲6.2	1,700	19.5	3,836	10.3	600	5.8	1,227	▲14.4	1,039	41.2	286	14.4	5,499	3.1	3,420	29.6
11月	1,657	19.3	2,653	58.1	319	4.2	1,450	17.8	4,691	36.7	544	29.2	1,557	20.7	795	4.5	268	15.0	4,891	8.7	3,529	40.5
12月	1,606	2.6	2,950	50.9	271	▲26.6	1,253	8.6	3,743	22.7	489	16.2	1,074	87.1	624	▲15.9	295	25.5	5,303	15.6	3,774	44.9
令和4年 1月	1,684	4.8	2,892	33.0	371	8.2	1,561	23.9	4,490	28.2	674	11.8	1,088	▲8.1	786	▲12.3	357	17.0	5,628	3.7	3,350	26.7
2月	1,598	1.8	2,809	48.4	234	▲0.8	1,477	14.6	4,825	50.2	560	▲2.6	1,532	44.4	774	▲4.3	348	11.5	5,280	14.1	4,150	44.8
3月	1,843	1.4	3,103	34.1	249	15.3	1,268	1.4	4,428	14.4	518	15.4	1,084	▲16.9	555	▲30.0	267	3.9	5,389	8.0	4,545	34.1
4月	1,698	▲0.5	2,465	8.0	296	▲14.5	1,497	5.3	4,716	14.2	655	3.6	1,220	9.0	597	▲46.4	236	▲14.8	5,280	▲2.3	3,852	41.6
5月	1,646	2.3	2,350	20.7	264	▲20.5	1,420	32.2	4,585	26.7	567	13.9	1,635	32.8	842	35.2	297	16.5	5,159	22.2	3,797	38.0
6月	1,753	▲6.2	3,193	30.6	252	3.3	1,569	13.5	4,354	11.2	531	16.7	1,124	17.8	651	▲15.9	218	10.1	5,265	10.7	4,889	54.7
7月	1,641	3.2	2,552	15.6	264	13.3	1,419	2.5	5,009	29.6	616	7.1	1,257	19.0	615	▲36.1	263	28.9	5,128	▲4.5	4,031	42.9
8月	1,562	▲2.4	2,488	6.2	252	▲19.2	1,554	16.3	4,491	9.3	596	16.9	1,657	28.7	928	35.3	265	8.6	5,266	10.2	4,195	30.6
9月	1,699	▲7.1	3,392	18.4	227	▲4.2	1,419	2.2	4,288	11.9	518	0.8	1,095	28.1	611	▲21.4	228	20.6	5,073	4.5	4,966	44.4
10月	1,719	▲3.2	2,784	12.9	304	▲3.8	1,434	▲15.6	5,038	31.3	646	7.7	1,311	6.8	601	▲42.2	240	▲16.1	5,447	▲0.9	4,853	41.9
11月	1,461	▲11.8	2,557	▲3.6	251	▲21.3	1,632	12.6	4,530	▲3.4	534	▲1.8	1,589	2.1	789	▲0.8	337	25.7	5,313	8.6	4,581	29.8
12月	1,502	▲6.5	3,169	7.4	278	2.6	1,352	7.9	3,648	▲2.5	502	2.7	1,079	0.5	557	▲10.7	306	3.7	5,331	0.5	4,727	25.3
令和5年 1月	1,596	▲5.2	2,718	▲6.0	289	▲22.1	1,560	▲0.1	4,383	▲2.4	612	▲9.2	1,297	19.2	702	▲10.7	310	▲13.2	5,609	▲0.3	4,604	37.4
2月	1,671	4.6	2,474	▲11.9	204	▲12.8	1,523	3.1	4,496	▲6.8	519	▲7.3	1,474	▲3.8	739	▲4.5	309	▲11.2	5,229	▲1.0	4,465	7.6
3月	1,608	▲12.8	3,131	0.9	259	4.0	1,319	4.0	4,554	2.8	521	0.6	1,263	16.5	663	19.5	333	24.7	5,345	▲0.8	5,193	14.3
4月	1,537	▲9.5	2,356	▲4.4	310	4.7	1,477	▲1.3	4,420	▲6.3	654	▲0.2	1,314	7.7	734	22.9	258	9.3	5,137	▲2.7	4,896	27.1

(注) 平成21年度から「日本標準産業分類」に基づいて計上している。

9 職業安定等業務主要指標(その4)

年度/年・月	就業・不就業状態別新規求職者数(パートを含む常用)																							
	① 新規求職者数 [②+③+⑨]		② 在職者		③ 離職者 [④+⑧]		④ 雇用者				⑤ 定年		⑥ 事業主都合		⑦ 自己都合		⑧ 自営		⑨ 無業者 [⑩+⑪]		⑩ 家事・育児 従事者		⑪ その他	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成27年度	9,737	▲ 5.7	2,470	1.4	5,984	▲ 7.1	5,879	▲ 7.0	247	▲ 9.5	1,375	▲ 8.5	4,248	▲ 6.3	105	▲ 11.8	1,282	▲ 12.0	506	▲ 7.8	776	▲ 14.5		
28	9,388	▲ 3.6	2,438	▲ 1.3	5,770	▲ 3.6	5,678	▲ 3.4	247	0.0	1,262	▲ 8.2	4,158	▲ 2.1	92	▲ 12.4	1,181	▲ 7.9	501	▲ 1.0	680	▲ 12.4		
29	9,177	▲ 2.2	2,485	1.9	5,578	▲ 3.3	5,488	▲ 3.3	242	▲ 2.0	1,204	▲ 4.6	4,030	▲ 3.1	90	▲ 2.2	1,115	▲ 5.6	449	▲ 10.4	666	▲ 2.1		
30	9,199	0.2	2,492	0.3	5,716	2.5	5,628	2.6	265	9.5	1,245	3.4	4,101	1.8	89	▲ 1.1	991	▲ 11.1	374	▲ 16.7	617	▲ 7.4		
令和元年度	9,105	▲ 1.0	2,439	▲ 2.1	5,780	1.1	5,690	1.1	264	▲ 0.4	1,254	0.7	4,154	1.3	90	1.1	886	▲ 10.6	362	▲ 3.2	524	▲ 15.1		
2	8,902	▲ 2.2	2,217	▲ 9.1	5,952	3.0	5,862	3.0	264	0.0	1,620	29.2	3,961	▲ 4.6	90	0.0	733	▲ 17.3	308	▲ 14.9	426	▲ 18.7		
3	8,758	▲ 1.6	2,330	5.1	5,629	▲ 5.4	5,534	▲ 5.6	265	0.4	1,321	▲ 18.5	3,923	▲ 1.0	95	5.6	799	9.0	324	5.2	474	11.3		
4	8,666	▲ 1.1	2,272	▲ 2.5	5,604	▲ 0.4	5,513	▲ 0.4	286	7.9	1,167	▲ 11.7	4,027	2.7	91	▲ 4.2	790	▲ 1.1	302	▲ 6.8	488	3.0		
令和3年	4月	12,960	10.0	2,167	8.8	9,659	5.9	9,561	6.0	848	14.4	2,928	1.6	5,752	7.0	98	▲ 3.0	1,134	68.5	439	127.5	695	44.8	
	5月	8,299	▲ 0.3	1,919	14.9	5,597	▲ 9.9	5,521	▲ 10.3	280	▲ 0.7	1,381	▲ 33.2	3,843	1.4	76	28.8	783	78.0	338	107.4	445	60.6	
	6月	8,918	▲ 12.5	2,238	▲ 2.9	5,816	▲ 16.7	5,720	▲ 17.1	189	▲ 23.8	1,404	▲ 33.7	4,099	▲ 9.3	96	18.5	864	▲ 4.8	343	▲ 12.7	521	1.2	
	7月	7,890	▲ 9.8	2,076	▲ 0.1	5,117	▲ 14.4	5,014	▲ 14.9	179	▲ 20.8	1,233	▲ 30.2	3,574	▲ 7.9	103	24.1	697	0.7	258	▲ 5.5	439	4.8	
	8月	7,657	▲ 6.6	2,080	4.7	4,942	▲ 9.8	4,845	▲ 10.1	208	6.1	1,043	▲ 30.6	3,584	▲ 2.4	97	11.5	635	▲ 13.0	257	▲ 16.3	378	▲ 10.6	
	9月	8,446	▲ 2.3	2,324	9.0	5,365	▲ 6.7	5,275	▲ 6.5	192	▲ 20.3	1,123	▲ 21.3	3,937	▲ 0.5	90	▲ 13.5	757	▲ 1.6	330	▲ 11.1	427	7.3	
	10月	9,236	1.2	2,397	13.4	5,988	▲ 3.7	5,899	▲ 3.8	283	2.5	1,516	▲ 7.7	4,065	▲ 3.1	89	▲ 3.3	851	6.9	357	▲ 1.7	494	14.1	
	11月	7,792	6.2	2,147	13.5	4,802	0.8	4,712	0.5	203	18.0	1,040	▲ 7.0	3,441	1.7	90	13.9	843	24.0	383	20.1	460	27.4	
	12月	6,625	0.9	1,967	4.4	4,036	▲ 2.1	3,943	▲ 2.9	147	▲ 3.3	857	▲ 16.1	2,917	1.6	93	43.1	622	10.9	289	7.8	333	13.7	
令和4年	1月	8,989	5.5	2,604	14.1	5,712	1.4	5,602	1.2	238	12.8	1,247	▲ 5.8	4,089	2.5	110	13.4	673	11.1	256	▲ 10.2	417	29.9	
	2月	8,690	▲ 4.8	3,021	▲ 3.6	4,922	▲ 5.1	4,834	▲ 4.7	182	▲ 12.5	995	▲ 15.4	3,630	▲ 1.3	88	▲ 20.7	747	▲ 8.0	292	▲ 16.6	455	▲ 1.5	
	3月	9,588	▲ 6.4	3,021	▲ 3.6	5,588	▲ 6.6	5,484	▲ 6.4	229	4.1	1,088	▲ 21.8	4,139	▲ 2.2	104	▲ 14.8	979	▲ 13.5	350	▲ 14.0	629	▲ 13.2	
	4月	12,139	▲ 6.3	2,074	▲ 4.3	9,066	▲ 6.1	8,948	▲ 6.4	870	2.6	2,496	▲ 14.8	5,520	▲ 4.0	118	20.4	999	▲ 11.9	343	▲ 21.9	656	▲ 5.6	
	5月	9,573	15.4	2,196	14.4	6,449	15.2	6,360	15.2	360	28.6	1,459	5.6	4,507	17.3	89	17.1	928	18.5	376	11.2	552	24.0	
	6月	8,873	▲ 0.5	2,404	7.4	5,621	▲ 3.4	5,511	▲ 3.7	272	43.9	1,096	▲ 21.9	4,111	0.3	110	14.6	848	▲ 1.9	336	▲ 2.0	512	▲ 1.7	
	7月	7,836	▲ 0.7	2,059	▲ 0.8	5,111	▲ 0.1	5,048	0.7	217	21.2	1,167	▲ 5.4	3,621	1.3	63	▲ 38.8	666	▲ 4.4	229	▲ 11.2	437	▲ 0.5	
	8月	8,069	5.4	2,086	0.3	5,262	6.5	5,175	6.8	221	6.3	971	▲ 6.9	3,948	10.2	87	▲ 10.3	721	13.5	266	3.5	455	20.4	
	9月	8,203	▲ 2.9	2,172	▲ 6.5	5,240	▲ 2.3	5,150	▲ 2.4	212	10.4	954	▲ 15.0	3,955	0.5	90	0.0	791	4.5	335	1.5	456	6.8	
	10月	8,379	▲ 9.3	2,029	▲ 15.4	5,518	▲ 7.8	5,418	▲ 8.2	252	▲ 11.0	1,066	▲ 29.7	4,070	0.1	100	12.4	832	▲ 2.2	339	▲ 5.0	493	▲ 0.2	
	11月	7,418	▲ 4.8	2,025	▲ 5.7	4,684	▲ 2.5	4,590	▲ 2.6	163	▲ 19.7	859	▲ 17.4	3,535	2.7	94	4.4	709	▲ 15.9	278	▲ 27.4	431	▲ 6.3	
	12月	5,958	▲ 10.1	1,832	▲ 6.9	3,609	▲ 10.6	3,545	▲ 10.1	156	6.1	734	▲ 14.4	2,637	▲ 9.6	64	▲ 31.2	517	▲ 16.9	192	▲ 33.6	325	▲ 2.4	
令和5年	1月	8,771	▲ 2.4	2,527	▲ 3.0	5,531	▲ 3.2	5,435	▲ 3.0	254	6.7	1,025	▲ 17.8	4,126	0.9	96	▲ 12.7	713	5.9	281	9.8	432	3.6	
	2月	9,168	5.5	2,893	▲ 4.2	5,495	11.6	5,405	11.8	236	29.7	1,091	9.6	4,053	11.7	90	2.3	780	4.4	312	6.8	468	2.9	
	3月	9,605	0.2	2,965	▲ 1.9	5,663	1.3	5,567	1.5	223	▲ 2.6	1,083	▲ 0.5	4,235	2.3	96	▲ 7.7	977	▲ 0.2	337	▲ 3.7	640	1.7	
	4月	11,825	▲ 2.6	2,097	1.1	8,769	▲ 3.3	8,665	▲ 3.2	773	▲ 11.1	2,264	▲ 9.3	5,549	0.5	104	▲ 11.9	959	▲ 4.0	346	0.9	613	▲ 6.6	

(注) 「⑪その他」は、離職後1年を超える者などである。

10 職業安定等業務主要指標(その5)

年度/年・月	雇 用 保 険 関 係														基本手当(基本分)				
	① 月末適用事業所数		② 月末被保険者数		③ 資格取得者数		④ 資格喪失者数		⑤ 離職票交付枚数		⑥ 受給資格決定件数		⑦ 初回受給者数		⑧ 受給者実人員		⑨ 受給率	⑩ 支給額	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	[⑨÷(②+⑧)]	[十万円]	
平成27年度	49,475	0.7	961,092	2.1	14,944	1.2	13,368	▲ 1.1	8,956	▲ 0.5	2,927	▲ 5.2	2,367	▲ 5.9	10,211	▲ 8.1	1.1	11,615	
28	50,032	1.1	973,836	1.3	15,502	3.7	13,552	▲ 1.4	9,051	▲ 1.1	2,826	▲ 3.5	2,206	▲ 6.8	9,580	▲ 6.2	1.0	10,849	
29	50,835	1.6	1,000,772	2.8	15,423	▲ 0.5	13,929	▲ 2.8	9,031	▲ 0.2	2,725	▲ 3.6	2,139	▲ 3.0	9,178	▲ 4.2	0.9	10,468	
30	51,249	0.8	1,012,413	1.2	15,029	▲ 2.6	14,222	▲ 2.1	9,202	▲ 1.9	2,773	▲ 1.8	2,455	▲ 14.8	10,047	▲ 9.5	1.0	11,770	
令和元年度	51,642	0.8	1,021,546	0.9	15,128	0.7	14,230	▲ 0.1	9,198	▲ 0.0	2,708	▲ 2.3	2,300	▲ 6.3	9,952	▲ 0.9	1.0	11,771	
2	52,345	1.4	1,024,250	0.3	13,207	▲ 12.7	13,152	▲ 7.6	8,855	▲ 3.7	2,893	▲ 6.8	2,406	▲ 4.6	10,397	▲ 4.5	1.0	12,718	
3	52,962	1.2	1,029,858	0.5	12,633	▲ 4.3	13,581	▲ 3.3	9,034	▲ 2.0	2,586	▲ 10.6	2,208	▲ 8.2	9,972	▲ 4.1	1.0	12,090	
4	53,308	0.7	1,023,784	▲ 0.6	13,732	▲ 8.7	13,801	▲ 1.6	9,178	▲ 1.6	2,568	▲ 0.7	2,136	▲ 3.3	9,357	▲ 6.2	0.9	11,432	
令和3年	4月	52,815	1.5	1,032,887	1.8	26,588	10.2	28,680	▲ 0.8	19,429	▲ 5.7	3,486	▲ 1.7	2,391	▲ 23.7	9,503	▲ 35.2	0.9	11,309
	5月	52,906	1.4	1,035,672	1.1	17,390	▲ 24.0	14,310	▲ 3.7	8,400	▲ 10.8	3,516	▲ 23.8	3,002	▲ 11.1	10,097	▲ 18.0	1.0	11,607
	6月	52,996	1.3	1,037,562	1.1	15,296	▲ 1.3	13,024	▲ 3.4	8,296	▲ 2.0	2,827	▲ 20.7	2,564	▲ 10.7	10,746	▲ 4.9	1.0	13,591
	7月	53,010	1.2	1,035,579	0.8	11,183	▲ 7.0	12,412	▲ 1.2	7,838	▲ 2.1	2,324	▲ 22.9	2,556	▲ 17.1	11,050	▲ 3.4	1.1	13,217
	8月	53,103	1.2	1,034,007	0.8	10,159	▲ 1.2	11,901	▲ 11.6	7,997	▲ 7.5	2,069	▲ 21.7	2,225	▲ 16.9	11,211	▲ 6.7	1.1	13,797
	9月	52,699	1.1	1,032,061	0.8	10,209	▲ 0.7	11,966	▲ 5.0	8,211	▲ 7.2	2,371	▲ 15.2	2,003	▲ 23.8	10,754	▲ 12.9	1.0	13,875
	10月	52,807	1.1	1,029,851	0.7	11,310	▲ 3.8	13,384	▲ 7.1	9,265	▲ 8.3	2,998	▲ 5.6	1,924	▲ 11.4	10,031	▲ 15.0	1.0	11,373
	11月	52,870	1.1	1,028,526	0.5	10,085	▲ 0.9	10,690	▲ 10.9	6,918	▲ 9.8	2,365	▲ 1.4	2,283	▲ 18.7	10,011	▲ 7.7	1.0	11,911
	12月	52,960	1.1	1,027,824	0.4	9,379	▲ 4.7	9,785	▲ 9.4	6,431	▲ 9.9	1,956	▲ 8.4	2,024	▲ 5.0	9,476	▲ 8.3	0.9	11,162
令和4年	1月	53,049	1.1	1,023,803	0.3	9,642	▲ 3.5	13,636	▲ 3.3	9,437	▲ 5.3	2,295	▲ 2.6	1,706	▲ 19.3	9,235	▲ 9.6	0.9	11,331
	2月	53,127	1.0	1,021,251	0.0	9,675	▲ 9.7	10,545	▲ 8.5	7,460	▲ 11.7	2,273	▲ 6.6	1,813	▲ 17.7	8,706	▲ 12.8	0.8	9,913
	3月	53,198	1.0	1,019,273	▲ 1.5	10,678	▲ 8.9	12,641	▲ 3.7	8,730	▲ 1.0	2,553	▲ 0.5	2,004	▲ 1.9	8,838	▲ 11.2	0.9	11,989
	4月	53,282	0.9	1,017,987	▲ 1.4	26,127	▲ 1.7	27,444	▲ 4.3	18,803	▲ 3.2	3,098	▲ 11.1	2,072	▲ 13.3	8,361	▲ 12.0	0.8	9,550
	5月	53,332	0.8	1,025,755	▲ 1.0	21,248	▲ 22.2	13,484	▲ 5.8	8,524	▲ 1.5	3,644	▲ 3.6	2,990	▲ 0.4	9,498	▲ 5.9	0.9	11,366
	6月	53,391	0.7	1,028,116	▲ 0.9	13,989	▲ 8.5	11,744	▲ 9.8	7,675	▲ 7.5	2,868	▲ 1.5	2,625	▲ 2.4	10,087	▲ 6.1	1.0	12,673
	7月	53,412	0.8	1,028,434	▲ 0.7	13,344	▲ 19.3	12,778	▲ 2.9	8,507	▲ 8.5	2,305	▲ 0.8	2,314	▲ 9.5	10,298	▲ 6.8	1.0	11,691
	8月	53,475	0.7	1,026,893	▲ 0.7	11,126	▲ 9.5	12,603	▲ 5.9	8,513	▲ 6.5	2,422	▲ 17.1	2,434	▲ 9.4	11,008	▲ 1.8	1.1	14,240
	9月	53,083	0.7	1,025,366	▲ 0.6	10,467	▲ 2.5	11,656	▲ 2.6	8,118	▲ 1.1	2,275	▲ 4.0	1,920	▲ 4.1	10,237	▲ 4.8	1.0	12,772
	10月	53,138	0.6	1,022,180	▲ 0.7	13,271	▲ 17.3	15,954	▲ 19.2	9,864	▲ 6.5	2,498	▲ 16.7	1,795	▲ 6.7	9,535	▲ 4.9	0.9	11,215
	11月	53,199	0.6	1,021,919	▲ 0.6	11,544	▲ 14.5	11,196	▲ 4.7	7,345	▲ 6.2	2,307	▲ 2.5	2,082	▲ 8.8	9,198	▲ 8.1	0.9	11,776
	12月	53,249	0.5	1,025,462	▲ 0.2	9,928	▲ 5.9	9,771	▲ 0.1	6,227	▲ 3.2	1,937	▲ 1.0	1,773	▲ 12.4	8,638	▲ 8.8	0.8	9,973
令和5年	1月	53,303	0.5	1,021,472	▲ 0.2	9,930	▲ 3.0	13,752	▲ 0.9	9,176	▲ 2.8	1,984	▲ 13.6	1,863	▲ 9.2	8,676	▲ 6.1	0.8	11,326
	2月	53,394	0.5	1,021,177	0.0	11,044	▲ 14.1	11,747	▲ 11.4	8,116	▲ 8.8	2,490	▲ 9.5	1,798	▲ 0.8	8,318	▲ 4.5	0.8	9,600
	3月	53,439	0.5	1,020,644	0.1	12,763	▲ 19.5	13,488	▲ 6.7	9,267	▲ 6.2	2,986	▲ 17.0	1,961	▲ 2.1	8,433	▲ 4.6	0.8	10,996
	4月	53,476	0.4	1,014,661	▲ 0.3	23,105	▲ 11.6	29,278	▲ 6.7	21,025	▲ 11.8	3,373	▲ 8.9	2,109	▲ 1.8	8,169	▲ 2.3	0.8	9,423

(注) 1 「②月末被保険者数」及び「⑤離職票交付枚数」は、全被保険者分で、基本手当は延長分を含まず。

2 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

11 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その1> (令和5年4月末現在)

主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
就職件数(一般)	数値目標	32,668	6,964	2,918	3,056	1,994	5,001	1,289	1,804	2,590	1,116	3,401	2,535
	実績	2,765	654	236	257	149	382	111	172	199	105	264	236
求人充足件数(一般)	数値目標	34,933	10,501	2,678	2,648	1,881	6,083	1,062	1,686	1,361	650	5,103	1,280
	実績	2,994	940	226	218	157	470	85	158	103	67	461	109

(注)1 数値目標は令和5年度における年間目標値で、実績は当月までの累計である。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

3 就職件数については、オンライン自主応募によるものを含まない。

12 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その2> (令和5年2月末現在)

主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
雇用保険受給者の 早期再就職件数	数値目標	10,223	2,390	838	767	562	1,794	358	450	746	153	1,470	695
	実績	9,279	2,159	769	746	471	1,672	325	439	616	157	1,307	618

(注)1 数値目標は令和4年度における年間目標値で、実績は2か月後の集計となるため、前月又は前々月までの累計となる。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和5年4月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和4年度においては、全国加重平均で31円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	P 9
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制)	P 10
(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』 ・ 事業再構築補助金	P 11
(4) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 12
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 14
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 14
(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 15
・ 官公需情報ポータルサイト	P 15

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 16
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 17
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 18
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、 外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 19
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 20
(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 21
6. 相談窓口・各種ガイドライン	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点	P 22
・下請かけこみ寺	P 22
・働き方改革推進支援センター	P 23
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 24

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPC、関連する経費なども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または業務改善助成金コールセンター、働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



業務改善助成金

検索

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- (1) 正社員化コース (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 賞与・退職金制度導入コース (6) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※ 中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

※ 給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※ 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間:

平日9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業向け賃上げ促進税制

検索



1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.20%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和5年3月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業が生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

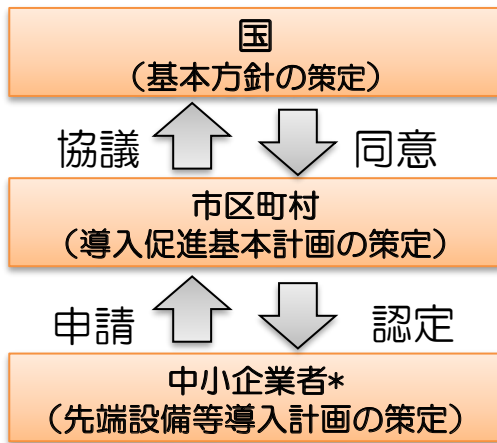
(適用期間：令和5年度～令和6年度)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/3※に軽減されます

※ 賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間、3分の1に軽減
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間、3分の1に軽減

※ 上記の賃上げ表明を行わない場合は、3年間、2分の1に軽減されます。



POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。


【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を 策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関 などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 <input type="text" value="経営強化法"/> 🔍 <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等につとって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	--

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和7年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日9：30～12：00、13：00～17：00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。（適用期限：令和6年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄居宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） 器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP19」を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』

事業再構築補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

【必須申請要件】

以下の要件を満たす中小企業等の方

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

【最低賃金枠と大規模賃金引上促進枠】

■最低賃金枠の要件

必須申請要件に加え、以下を満たすこと

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ②2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

■大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①成長枠又はグリーン成長枠に、同一公募回で申請すること
- ②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、事業内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ③成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、従業員数を年率平均1.5%以上（最低事業計画期間×1人の増員が必要）増員させること

【支援内容】

【最低賃金枠】

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小：1/2 中堅：1/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【大規模賃金引上促進枠】

従業員規模	補助金額	補助率
—	3,000万円	中小：1/2 中堅：1/3

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局コールセンター>
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088



事業再構築補助金

検索

<IP電話用> 03-4216-4080

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の生産性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。
また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和5年1月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

また、業況が厳しい事業者に対しては、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を設置し、補助率を2/3に引き上げて支援します。

申請枠	補助額上限額	補助率
通常枠	750～1,250万円 ※従業員規模により異なる	1/2 小規模・再生事業者は2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※)		2/3

(※) 前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること、常時使用する従業員がいること、補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成することが必要。

加えて、大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数に応じて各種申請枠（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）の補助上限額を引き上げます。

従業員数	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

■ 必須基本要件：

- (1) 事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加
- (2) 給与支給総額を年率平均1.5%増加
- (3) 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準

■ 上記の必須基本要件に加えた大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例に係る追加要件

- (1) 必須基本要件の年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率平均4.5%以上（合計で年率平均6%以上）増加
- (2) 事業場内最低賃金を毎年、年額+45円以上増額

■ 公募期間：第14次公募回 令和5年1月11日（水）～令和5年4月19日（水）
（令和4年度～令和6年度にかけて、複数回の公募を実施予定）

【お問合せ先】

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>
ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

12次締切：令和5年6月1日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6632-1502

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和5年3月28日（火）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。また、「経営革新事業」にて中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円上げます。

公募期間：複数回の公募を実施予定

<5次公募>

経営革新/廃業・再チャレンジ：令和5年3月20日（月）～令和5年5月12日（金）（予定）

専門家活用：令和5年3月30日（木）～令和5年5月12日（金）（予定）

<お問い合わせ先>

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://ish.go.jp/r4h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新）：050-3615-9053

（専門家活用/廃業・再チャレンジ）：050-3615-9043

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができます**。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における person 費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、person 費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.2%、国民生活事業 1.95%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和5年3月1日現在 1.30%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等普及促進コース(建設事業主団体に限る)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日 (7,600<8,360>円/日)

- 注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。
賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の助成については、1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成した場合にのみ支給されます。
- 注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。
- 注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索 ↗

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%（賃金要件を満たした場合は35%（上限150万円））を助成。

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率目標を達成した場合、支給対象経費の1/2（上限57万円）（賃金要件を満たした場合は2/3（上限72万円））を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、機器等導入助成として支給対象経費の30%※、離職率目標、テレワーク実績基準を満たした場合、目標達成助成として支給対象経費の20%※（賃金要件を満たした場合は35%）を助成。

※上限額は100万円、または20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化:70%	760(380)円 /時・人	-	正規雇用:60(45)% 非正規雇用:75% 正社員化:100%	960(480)円 /時・人	-	
	認定実習併用職業訓練※2 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	45(30)%		20(11)万円/人	60(45)%		25(14)万円/人	
	有期実習型訓練※3 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60% 正社員化:70%		10(9)万円/人	75% 正社員化:100%		13(12)万円/人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円※4	-	-	36万円※4	-	-	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6
		成長分野	75%	960円/時・人※5	-	-※6	-※6	-※6
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円/人	75(60)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	-	-	75(60)%	-	-	
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	60%	-	-	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度 及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円※4	6,000円/日・人※7	-	24万円※4	7,200円/日・人※7	-
短時間勤務等		20万円※4	-	-	24万円※4	-	-	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6	

- ※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。
- ※2 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者を対象とした、企業の中核人材を育てるための訓練。
- ※3 非正規雇用労働者を対象とした、正社員化を目指して実施する訓練。
- ※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。
- ※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。
- ※6 「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）」及び「事業展開等リスティング支援コース」については、訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。
- ※7 有給による休暇を取得した場合に対象。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名程度配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

（公財）全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



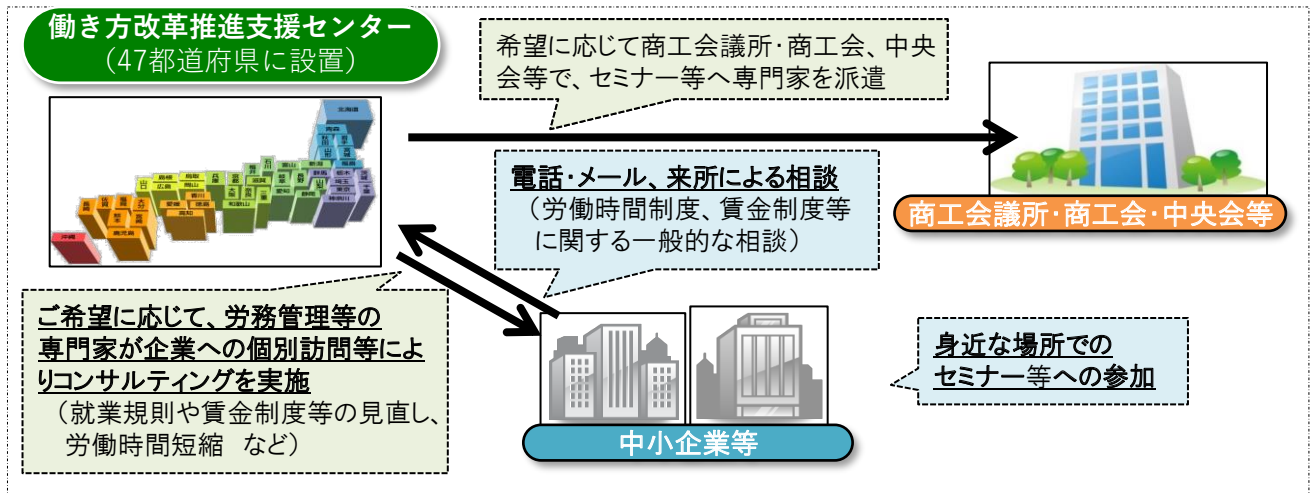
下請かけこみ寺

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談と企業への訪問相談を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、法人インフォメーション等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The screenshot displays the Mirasapo Plus website interface. At the top, there is a navigation bar with the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) logo and the site name 'ミラサポplus'. Below this, there are tabs for '経営戦略マップ', '支援制度を探す', '経営相談しよう', '事例を探す', and '経営のヒント'. The main content area features a search bar and several filters: '個人事業者・フリーランス', '小規模事業者', and '中小企業'. A search form is visible with fields for '事業ステータス', '地域', '業種', '所属', and '支援制度の種類'. A search button labeled 'この条件で検索' is at the bottom right. Three yellow callout boxes highlight key features: '支援施策の情報発信', '電子申請サポート機能', and '経営診断・現状分析ツール'. A QR code is located in the bottom right corner.

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
 ＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
 電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
 ＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索


問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
 電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）	経営強化税制	検索
<p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>		
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>（⑥と同じ） </p>	
⑧ 事業再構築補助金	事業再構築補助金	検索
<p>問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080</p>		
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		
⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	ものづくり補助金	検索
<p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>		
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		
⑩ 小規模事業者持続化補助金	持続化補助金	検索
<p>問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所 電話：03-6632-1502</p>		
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>（商工会地区） </p>	<p>（商工会議所地区） </p>
⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金	IT 導入補助金	検索
<p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p>		
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		
⑫ 事業承継・引継ぎ補助金	事業承継・引継ぎ補助金	検索
<p>問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新事業）：050-3615-9053 （専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業）：050-3615-9043</p>		
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		


⑭ パートナーシップ構築宣言	パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先：<「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688		
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	官公需基本方針	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		


⑯ 官公需情報ポータルサイト	官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度	セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795		
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		


⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	マル経融資	検索
問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店		
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。		

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金	建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 本基本方針の考え方

我が国は内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面している。世界においては、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中でこれまで以上に重要となる「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」の維持・強化、インフレ圧力と欧米各国の急速な金融引締めによる世界経済の下振れリスクへの対応、深刻さを増す世界規模での気候変動や災害問題の克服、エネルギー・食料問題を含む経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築など、世界的な課題に対する果敢な対応と国際協調が一層求められている。国内においては、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会の実現、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している。我が国は、こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならない。

岸田政権が進める「新しい資本主義」は、こうした変化に対応した経済社会の変革を進め、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものである。

四半世紀にわたり、我が国のマクロ経済政策運営においては、常にデフレとの闘いがその中心にあった。世界的な経済構造変化が生じる中でも、国内ではデフレによる需要停滞と新興国とのコスト競争を背景に企業はコスト削減を優先せざるを得ず、国内市場よりも海外市場を求めて海外生産比率を高め、国内投資を抑制し、労働者の賃金も抑制された。結果として、イノベーションの停滞、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化懸念、中間層の減少などの新たな課題に直面してきた。

こうした状況に対し、岸田政権では「新しい資本主義」を掲げ、従来「コスト」と認識されてきた賃金や設備・研究開発投資などを「未来への投資」と再認識し、人への投資や国内投資を促進する政策を展開している。こうした政策展開もあいまって、30年ぶりとなる高い水準となる賃上げ、企業部門に醸成されてきた高い投資意欲など、これまでの悪循環を断ち切る挑戦が確実に動き始めている。今こそ、こうした前向きな動きを更に加速させるときである。

まず、コストの適切な転嫁を通じたマークアップの確保を行うとともに、高い賃金上昇を持続的なものとするべく、リ・スキリングによる能力向上の支援など三位一体の労働市場改革を実行し、構造的賃上げの実現を通じた賃金と物価の好循環へとつなげる。あわせて、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる。これにより、官と民が協働して社会課題を解決しながら、それを成長のエンジンとして持続的な成長に結び付けていく。

まさに、「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。

さらに、こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、「こども未来戦略方針」¹に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる。

G7広島サミットにおいて、経済安全保障の観点も踏まえつつ、民間による人への投資や設備・研究開発投資の喚起を通じて持続的成長を目指す取組の重要性が共通認識となった。それは、供給サイドの改革の重要性を改めて強調したものである。我が国は、世界に先駆けて、「新しい資本主義」の旗印の下、予算・税制、規制・制度改革を総動員し、グローバルリスクにも対応しつつ持続的成長を実現する、新たな経済社会の創造に向けた改革を力強く進めるとともに、G7広島サミット等を契機として、政策運営の国際的なコンセンサス形成と、同志国等との連携強化に向けた議論をリードしていく。

このため、本「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、

- ・ 内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組や、GX・DX、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示す。
- ・ 少子化のトレンドを反転させるべく、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた道筋を示す。あわせて、多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる包摂的な社会や地域の中小企業の活力を引き出し特色ある地方創生を実現するための方針を示す。
- ・ G7広島サミットの成果も踏まえた戦略的な外交・安全保障や我が国経済を強靱なものとする経済安全保障、エネルギー・食料安全保障についての方針を示すとともに、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた方針を示す。
- ・ その上で、これら政策遂行の基盤となる中長期の視点に立った経済財政運営の方針を示し、令和6年度予算編成の考え方を提示する。

2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

¹ 令和5年6月13日閣議決定。

あわせて、生産性向上とイノベーション促進に向けた民間投資を引き出すとともに、人への投資、GXなど社会課題の解決に向けた官民連携投資、さらに海外からの人材や資金の積極的な呼び込み等を通じ、国内投資の持続的な拡大を図る。また、効率化投資の促進を含め構造的な人手不足の問題の克服に向けた取組を進めるとともに、スタートアップ推進に向けた取組を抜本強化し、産業構造の転換と経済社会改革を促進する。こうして「賃金と物価の好循環」に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する「成長と分配の好循環」を目指す。

日本銀行においては、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定の目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、長らく続いたデフレマインドを払拭し、期待成長率を高めることでデフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげていく。

経済財政諮問会議においては、財政政策と金融政策のポリシーミックスを含むマクロ経済政策運営の状況、物価や賃金、分配面も含めた経済の状況、経済財政の構造改革の取組状況などについて、定期的に検証していく。

3. 持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化

我が国の人口は、コロナ禍の影響もあり、減少速度が加速しており、今後10年で5%減少した後、50年後（2070年）には現在の7割を切ると見込まれる²。このため、異次元の少子化対策に全力で取り組みつつ、本格化する人口減少社会において持続的成長と安心で幸せを実感できる経済社会を実現できる経済構造を作っていかなければならない。このためにも、「新しい資本主義」の下、新たな行動を実行に移す企業・個人を積極的に後押しすることで、民需主導の持続的・安定的な経済成長を実現する。

こうした状況について、経済活動に伴う収支を示す貯蓄・投資バランスから見ると、我が国では、バブル崩壊以降、高齢化を背景に家計の貯蓄率は低下傾向にある一方、企業は投資超過から余剰資金を保有する状態である貯蓄超過となり、政府は大きな財政赤字から脱却できずにいる。また、企業投資は海外に向かい、交易条件も悪化し、この結果、所得の流出、賃金の停滞等が生じてきた。

持続的な経済成長を実現するには、女性・高齢者の労働参加や資産所得の拡大等により家計所得を押し上げ、高齢化による貯蓄率低下圧力を緩和しつつ、スタートアップや生産性を高める投資、GXを始めとする官民連携による社会課題解決に向けた多年度にわたる計画的投資の強化等、国内投資の強化が必要である。その下で、高い収益・付加価値を実現させ、企業の投資超過へのシフトを促していく必要がある。

こうした民間投資の喚起に併せて、政府による、DXの利活用を通じた行財政の徹底した効率化や無駄の排除、EBPM（証拠に基づく政策立案）を通じた成果につながる賢い財政支出（ワイズスペンディング）の徹底、政策の将来にわたる効果を見据えた動的思考の活用等の取組があいまって、政府の財政赤字が改善していく姿を目指す。また、デジタ

² 日本の将来推計人口（令和5年推計）における中位推計。

ル社会に対応し大胆に社会変革を進めつつ、変革に即した大胆な行財政改革に取り組む。

経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企

業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充・恒久化、

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)
 < 関係部分抜粋 >

教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。

また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。

なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方途について検討を行う。

⑤副業・兼業の奨励

成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する。このため、副業・兼業人材を受け入れる企業又は送り出す企業への支援等、労働者個人が新たなキャリアに安心して移行できるようにするためのトライアル環境を整備する。

また、産業雇用安定助成金を活用し、企業の在籍型出向を推進する。

⑥非正規雇用労働者等への支援

非正規雇用労働者等の雇用保険対象外の求職者の労働移動についても、助言・コンサル等の支援を行う。

⑦厚生労働省関係の情報インフラ整備

厚生労働省が運営する職場情報提供サイト（しょくばらぼ）の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET（job tag）の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。

（7）多様性の尊重と格差の是正

①最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必

要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者301人以上の事業主を対象に昨年7月施行）の対象拡大（労働者101人から300人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させ